

評 価 書

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等
独占禁止法違反行為への厳正な対処

2. 担当課室

審査局管理企画課、官房総務課、官房総務課意見聴取手続室、官房総務課
経済分析室

3. 評価の実施時期

令和5年4月～7月

4. 施策の実施状況（政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報）

令和元年度から令和4年度までの各年度における独占禁止法違反事件の
処理状況は別添資料のとおり。

5. 評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果

行政事業レビュー（別紙）を活用し、各「アクティビティ」～「長期アウトカム」欄のとおりロジックモデルを用いて施策のアウトカム等を検証することで、主に有効性の観点から評価を実施した。

担当課室による点検結果及び改善の方向性は以下のとおり（別紙の「事業所管部局による点検・改善結果」欄）。

点検結果	独占禁止法違反事件の処理として、別紙における活動内容①の短期アウトカムの成果実績欄に記載した案件のほか、例えば令和2年度では、大手医薬品卸売業者4社の入札談合事件に関し2年9か月ぶりに告発が行われたり、令和3年度では、国民生活に密着した医療・年金分野における入札談合事案に厳正に対処したり、外国事業者が運営する国際的に影響力のあるデジタルプラットフォームに係る案件をはじめとするIT・デジタル関連分野に積極的に審査を行い、競争上の問題の解消に取り組んだりしている。また、令和4年度では、東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案等大規模な入札談合、カルテル事案に厳正に対処して
------	--

	<p>いる。</p> <p>また、不当廉売事件の迅速な対処として、別紙における活動内容②の活動実績のとおり注意を行い、また、平均処理期間は同活動内容②のアクティビティ欄のとおり、概ね2か月程度で処理している。</p> <p>このように、独占禁止法に違反する行為に厳正に対処等しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。</p>
改善の方向性	<p>引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件に迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p>

6. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>各取組について年々よく進捗していると思われる。他方、今後は「意図して取組を行った結果、今年はこのような結果となった。」又は「意図はしていないが、結果として今年はこのようになった」というような評価をもう少し押し出すと活動の内容がより理解されると思う。</p>	池谷委員
<p>違反行為への対処においては、いかに事件の端緒情報に接するかが重要。寄せられた情報の中から具体的な事件に繋げていく「入口」として、IT・デジタル、農業及び公益事業といういずれも注目されている3つの分野でタスクフォースを設置していることは取組として評価できる。</p>	多田委員
<p>本施策は違反行為の予防というよりは実際に起こったことをどう取り締まるかというものであり、起こっている事象に成果が左右される性質のある施策であると思う。どのような事案によって各数字が大きく動いているのかを補足することでさらに評価がしやすくなると思われる。</p>	中村委員
<p>何がボトルネックになっていて改善すべきなのかという視点が大事である。公正取引委員会のアクティビティの水準（立入検査、証拠収集、事情聴取、端緒処理等）にお</p>	南島委員

いて何か見直すべき点はないのかという点を今後さらに クローズアップしていくとよい。	
--	--

7. 政策評価の結果

本件取組は、独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対処してこれらを排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効な取組であったと評価できる。

事業番号 2023 - 公取 - 新23 - 0002

令和5年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	独占禁止法違反行為への厳正な対処			担当部局庁	審査局、官房	作成責任者						
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	管理企画課、官房総務課、意見聴取手続室、経済分析室、会計室	堀内 悟、宮本 信彦、高山 英樹、栗谷 康正、多田 修						
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<small>【基本17条】</small> ○法第3条、第6条、第8条、第19条 <small>【課徴金関係】</small> ○法第7条の2、第8条の3、第20条の2から第20条の7まで ○施行令第4条から第7条まで、第12条から第14条まで、第22条から第31条まで <small>【手続】</small> ○第8章第2節			関係する計画、通知等	-							
政策	独占禁止法違反行為に対する措置等			主要経費	その他の事項経費							
施策	独占禁止法違反行為への厳正な対処											
政策体系・評価書URL	https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html											
事業の目的 (5行程度以内)	独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。											
現状・課題 (5行程度以内)	これまで、国民生活に密着した分野における事案、国際的に影響力のあるデジタルプラットフォーム等に対する事案を含め、IT・デジタル、スタートアップといった国民の関心が高い事案などについて、積極的に審査を行い、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んできた。今後も、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、不公正な取引方法について、厳正かつ積極的に対処するとともに、社会的ニーズに対応して多様な分野の事件に取り組んでいく。											
事業概要 (5行程度以内)	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置命令を行うほか、確約認定、警告等の必要な措置を講ずる。 排除措置命令及び課徴金納付命令をしようとする場合に、その名宛人となるべき者について、意見聴取を行う。 独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等における経済分析業務を専門に担当し、法執行及び政策立案への経済分析の一層の活用を図る。 訴訟業務を適正かつ円滑に処理するため、裁判所へ提出する書面の作成、裁判期日への出頭、訴訟上の論点について学識経験者等からの意見聴取等を実施。											
事業概要URL	<small>【独占禁止法違反事件の処理手続図】</small> https://www.jftc.go.jp/dk/seido/shortzu.html <small>【課徴金制度】</small> https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html <small>【犯則調査権限】</small> https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hansoku.html											
実施方法	直接実施、委託・請負											
補助率等	-											
予算額・執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	377	令和3年度	388	令和4年度	416	令和5年度	466	令和6年度要求	537
		補正予算(B)		-		-		258		-		-
		前年度から繰越し(C)		-		-		-		258		-
		翌年度へ繰越し(D)		-		-		▲ 258		-		-
		予備費等(E)		▲ 92		▲ 1		5		-		-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		285		387		421		724		537
		執行額(G)		249		295		381		-		-
		執行率(%) =(G)/(F)		87%		76%		90%		-		-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]		66%		76%		57%		-		-
		令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)					
(項)	公正取引委員会				重要政策推進枠 (公正取引委員会分)23 (デジタル庁一括計上分)62							
(目)	審査活動費		156	139								
(目)	審査活動旅費		63	64								
(目)	非常勤職員手当		28	31								
(目)	経済実態等調査費		7	15								
(目)	庁費		6	0								
(目)	職員旅費		4	14								
(項)	情報通信技術調達等適正・効率化推進費											
(目)	情報処理業務庁費		198	271								
(目)	-		-	-								
	その他		3	3								
	計(A)		466	537								

活動内容① (アクティビティ)	・事業者による独占禁止法違反に対して、事件審査(端緒処理、立入検査・証拠収集、事情聴取)を実施し、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、確約計画認定、警告等の必要な措置を講ずる。 ※令和元年の法的措置件数は13件								
↓									
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	独占禁止法違反行為に対して、排除措置命令等の法的措置等を探る。	法的措置件数	件	15	5	11	-	-	
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	
↓ 成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	アウトプットに設定した排除措置命令等を行う結果として、これを命じられるなどした事業者が当該命令等で認定された独占禁止法違反行為等を行わなくなる。(なお、令和5年度は、EBPMの取組の一環として、排除措置命令における再発防止策に関する効果検証の取組(違反事業者の従業員等の行動変容に着目)を実施した。)								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	独占禁止法違反行為等の解消	成果実績 目標値 達成度	- - %	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	国民生活に影響の大きい案件や、社会的ニーズに対応した多様な分野の案件等で措置等を行った結果、独占禁止法違反行為や同法違反が疑われる行為が行われなくなった。また一部案件では行為者によって取引先に対する金銭的価値の回復等が行われた。 近年の公表事業では、例えば以下の案件がある。 ・旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件【排除措置命令及び課徴金納付命令】(令和5年3月公表) ・Booking.com B.V.による拘束条件付取引被疑事件【確約計画認定】(令和4年3月公表) ・エクスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サークルによる拘束条件付取引被疑事件【確約計画認定】(令和4年6月公表) ・アマゾンジャパン合同会社による優越的地位の濫用被疑事件【確約計画認定】(令和2年9月公表)								
↓ 成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	独占禁止法違反行為が行われなくなることで、事業者間の競争が促進されることにより、消費者にとって、価格の低下や商品・サービスの選択肢の増加といったメリットがもたらされる。								
成果目標及び成果実績①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	-	成果実績 目標値 達成度	- - %	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
↓ 成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)									
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	一般消費者の利益の確保	排除措置命令等によって保護された消費者利益額	億円 - %	67 - -	128 - -	7,612 - -	- - -	- - -	- - -
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由 違反行為の態様やその解消の状況は事件ごとに様々であり、一概に指標でそれを検証することは困難であることから。 アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容② (アクティビティ)	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売行為に対処する。 ※令和元年の注意件数は235件 ※不当廉売事件の令和元年度の平均処理期間は1.8か月、令和2年度は2.0か月、令和3年度は2.8か月、令和4年度は2.1か月である。								
↓									
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の注意件数	活動実績	件	136	244	192	-	-
			当初見込み		-	-	-	-	-
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり) 酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る廉売は、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。そのため、アウトプットに設定した注意を迅速に行う必要がある。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
不当廉売が未然に防止される	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	不当廉売につながる可能性のある行為に対して注意を行い、その取りやめが促された。								
↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり) 周辺の小売業者の事業に悪影響が及ぶことを防ぐことで、公正かつ自由な競争を阻害する可能性を防ぎ、長期的に消費者にとって利益が確保される。								
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
-	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	-								
↓	成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり) -								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
一般消費者の利益の確保	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	3品目の不当廉売の取りやめに係る消費者利益額のデータは存在しないものの、不当廉売行為が未然に防止されることで、公正かつ自由な競争が阻害される可能性が防がれ、長期的に消費者にとっての利益が保護されたものと考えられる。								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
	違反行為の解消の状況は事件ごとに様々であり、一概に指標でそれを検証することは困難であることから。								
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
	-								

活動内容③ (アクティビティ)										
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
				活動実績						
				当初見込み						
↓		成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
↓		成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ③-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
↓		成果目標③-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容④ (アクティビティ)										
↓										
活動目標及び活動実績 ④ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
				活動実績						
				当初見込み						
↓										
成果目標④-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)										
成果目標及び成果実績 ④-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓										
成果目標④-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)										
成果目標及び成果実績 ④-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓										
成果目標④-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)										
成果目標及び成果実績 ④-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
アウトカム設定について の説明		アクティビティ④について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ④についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容⑤ (アクティビティ)										
↓										
活動目標及び活動実績 ⑤ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
				活動実績						
				当初見込み						
↓		成果目標⑤-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ⑤-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
↓		成果目標⑤-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ⑤-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
↓		成果目標⑤-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)								
成果目標及び成果実績 ⑤-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 年度	
				成果実績						
				目標値						
				達成度	%	-	-	-		-
		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ⑤について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ⑤についてアウトカムが複数設定できない理由								

事業に関連するKPIが定められている関連決定等	名称	
	URL	
	該当箇所	
事業所管部局による点検・改善		
点検結果	<p>独占禁止法違反事件の処理として、活動内容①の短期アウトカムの成果実績欄に記載した案件のほか、例えば令和2年度では、大手医薬品卸売業者4社の入札談合事件に関し2年9か月ぶりに告発が行われたり、令和3年度では、国民生活に密着した医療・年金分野における入札談合事案に厳正に対処したり、外国事業者が運営する国際的に影響力のあるデジタルプラットフォームに係る案件をはじめとするIT・デジタル関連分野に積極的に審査を行い、競争上の問題の解消に取り組んだりしている。また、令和4年度では、東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案等大規模な入札談合、カルテル事案に厳正に対処している。</p> <p>また、不当廉売事件の迅速な対処として、活動内容②の活動実績のとおり注意を行い、また、平均処理期間は活動内容②のアクティビティ欄のとおり、概ね2か月程度で処理している。</p> <p>このように、独占禁止法に違反する行為に厳正に対処等しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。</p>	目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)
改善の方向性	引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件に迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。	
外部有識者の所見		
令和5年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者合同会合議事録のとおり(URL: https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/hyokaiin.html)。		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見		
現状通り	活動内容①(アクティビティ)欄の記載内容について、アウトカム欄に引用されていない内容の記載を整理するなど、より分かりやすい記載がないか検討すること。	
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
現状通り	行政事業レビュー推進チームの所見どおり、引き続き本事業を継続することが適当と考える。また、同推進チームの所見を踏まえ、レビューシートの実活動内容①等の記載を修正した。	
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	
	上記への対応状況	
	その他の指摘事項	
上記への対応状況		
備考		
令和5年度行政事業レビューにおいて、事業単位の見直しを行ったため、事業内容・予算額等に差異がある。		
関連する過去のレビューシートの事業番号		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度	2022	公取 新22 0011

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

公正取引委員会 (管理企画課)
 320百万円

A. 職員
 400者
 88百万円
 (業務補助等)

【国庫債務負担行為等】
 B. 民間事業者等
 194者
 233百万円
 (審査情報解析システム費用・物品購入等)

C. 外部有識者
 3者
 0.1百万円
 (有識者からの意見聴取)

※支出金額については、四捨五入をしているため内訳の数値などと整合しない。

公正取引委員会 (官房総務課)
 0.2百万円

公正取引委員会 (意見聴取手続室)
 7百万円

【一般競争契約 (最低価格) 等】
 D. 民間事業者 2者
 0.2百万円
 (公正取引委員会審決・命令集の印刷・製本等)

E. 有識者 1者
 0.1百万円
 (ヒアリングに対する謝金)

※支出金額については、四捨五入をしているため内訳の数値などと整合しない。

【国庫債務負担行為等】
 F. 職員 10者
 4.2百万円
 (業務補助等)

G. 民間事業者等 7者
 2.8百万円
 (タブレットの借入等)

H. 外部有識者 2者
 0.1百万円
 (有識者からの意見聴取)

※支出金額については、四捨五入をしているため内訳の数値などと整合しない。

公正取引委員会 (経済分析室)
 4.2百万円

公正取引委員会 (会計室)
 49.7百万円

【随意契約 (その他) 等】
 I. 民間事業者 6者
 3.4百万円
 (経済分析に係るデータベース・物品購入等)

J. 大学 1者
 0.7百万円
 (海外大学の経済学研修への参加 (オンライン) 費用)

※支出金額については、四捨五入をしているため内訳の数値などと整合しない。

【国庫債務負担行為等】
 K. 民間事業者 35者
 49.7百万円
 (複合機の賃貸借及び保守等業務等の独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な共通経費)

※支出金額については、四捨五入をしているため内訳の数値などと整合しない。

A.			B.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
審査活動旅費	職員旅費	63	情報処理業務 庁費	審査情報解析システム費用・情報関係物品購入 等	187
非常勤職員手当	業務補助	25	審査活動費	物品役務の購入等	45
			自動車重量税	自動車に係る税金	0.1
計		88	計		232.1
C.			D.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
諸謝金	講師	0.1	庁費	公正取引委員会審決・命令集の印刷・製本費 等	0.2
参考人旅費	ヒアリング	0.1			
計		0.2	計		0.2
E.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
諸謝金	ヒアリング	0.1	非常勤職員手 当	業務補助	3.5
			職員旅費	国内出張	0.7
計		0.1	計		4.2
G.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
電子計算機等借料	タブレットの借入れ	1.8	諸謝金	ヒアリング	0.1
庁費	労働保険料の支払い 等	1			
計		2.8	計		0.1

費目・使途
 (「資金の流れ」において
 ブロックごとに最大の金
 額が支出されている者に
 ついて記載する。費目と
 使途の双方で実情が分
 かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)	
1	外部有識者A	-	審査手続に係る有識者からの意見聴取	0.1	その他	-	-		
2	外部有識者B	-	審査手続に係る有識者からの意見聴取	0.1	その他	-	-		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>	

別紙2

I.			J.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
経済実態調査費	論文データベースの購入	3.2	経済実態調査費	海外大学の経済学研修への参加(オンライン)	0.7
経済実態調査費	参考資料の購入	0.3			
計		3.4	計		0.7
K.			L.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
審査活動費	複合機の賃貸借及び保守等業務等	32.4			
庁費	複合機の賃貸借及び保守等業務等	17.3			
計		49.7	計		0
M.			N.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和2年6月17日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

特に令和元年度においては、大規模な価格カルテル事案や入札談合等関与行為事案について積極的に審査を行って法的措置を採るとともに、デジタル・プラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野（注1）の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行い、確約手続を制度運用開始後初めて適用するなど、社会的ニーズに的確に対応した事件に取り組んだ。

令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

（注1） IT・デジタル関連分野の取組状況については後記第3及び別添1を参照。

第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

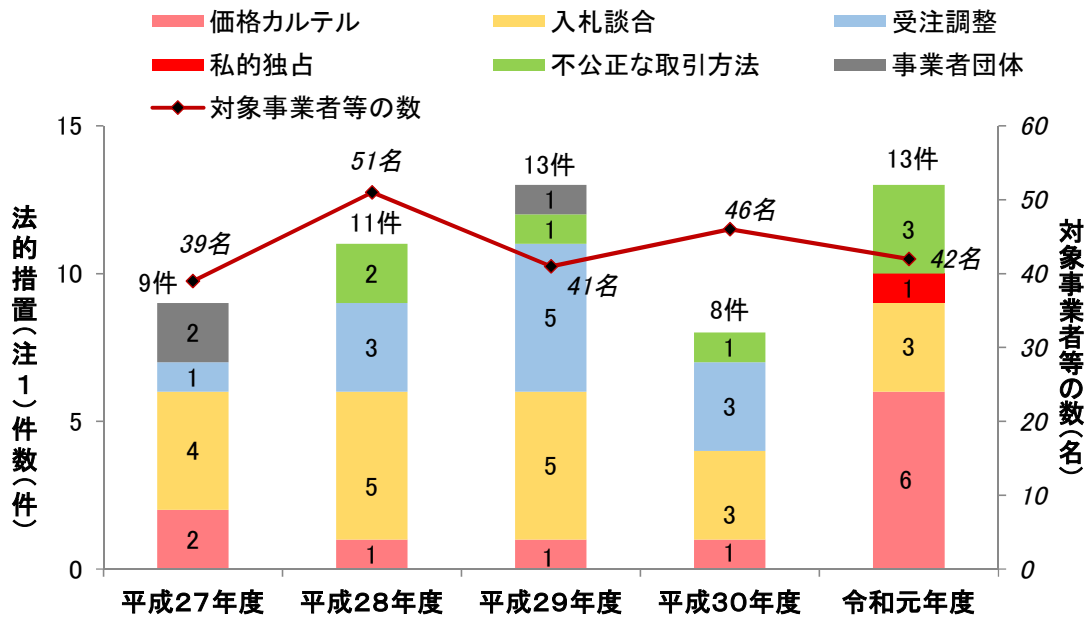
令和元年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ40名の事業者に対して、11件の排除措置命令を行った。排除措置命令11件の内訳は、価格カルテル6件、入札談合3件、不公正な取引方法2件となっている。価格カルテル・入札談合9件の市場規模は、総額6300億円超である。

また、令和元年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、2名の事業者に対して、2件の確約計画の認定を行った（注2）。内訳は、拘束条件付取引1件、私的独占及び競争者に対する取引妨害1件となっている。

（注2） 確約手続は環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）により導入された、独占禁止法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続である（平成30年12月30日施行）。

第1から第4までに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
第5及び第6に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当） 電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 法的措置（注1）件数等の推移



(注1) 法的措置には確約計画の認定を含む。

(注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

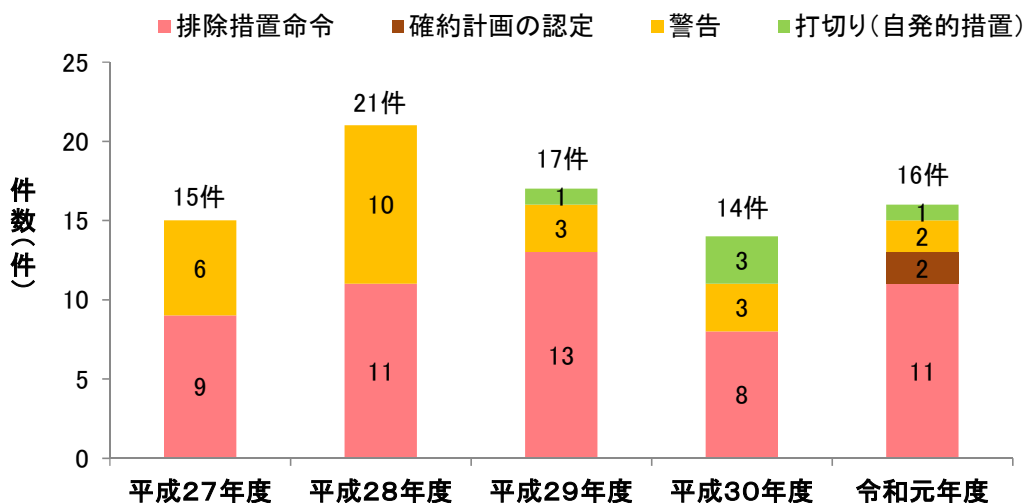
(2) 警告等の状況

令和元年度においては、各事案の内容を踏まえて、迅速な処理を行うことにより競争秩序の早期回復を図った事案や事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた2件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った（優越的地位の濫用：1件、拘束条件付取引：1件）。

イ デジタル・プラットフォームによる規約変更に係る事案1件について、事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した（優越的地位の濫用：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 「打切り(自発的措置)」は、調査の過程において事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案である。

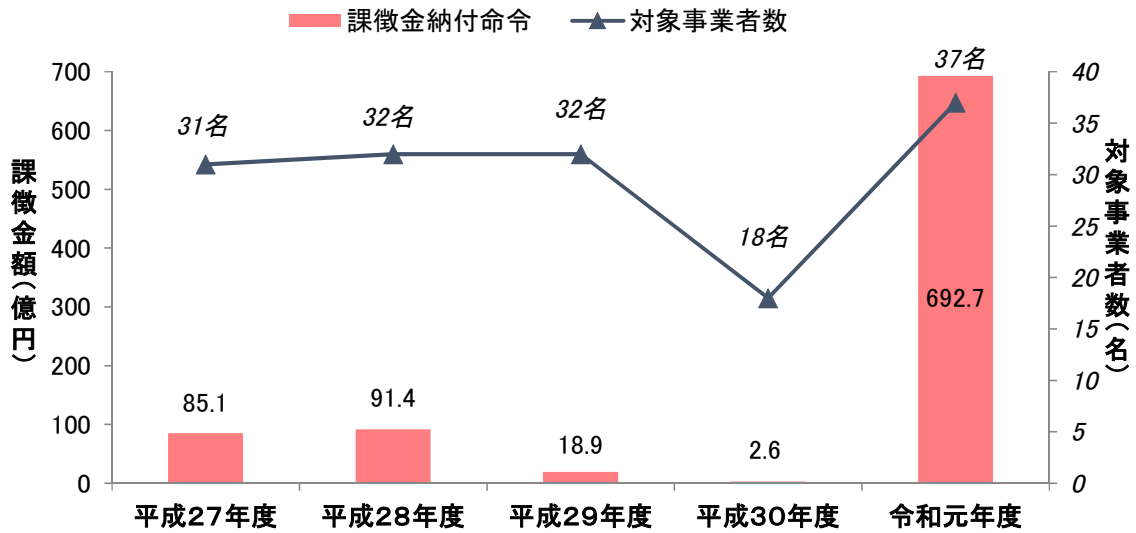
(3) 課徴金納付命令の状況

令和元年度においては、延べ37名の事業者に対して、総額692億7560万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は18億7231万円（注3）であった。

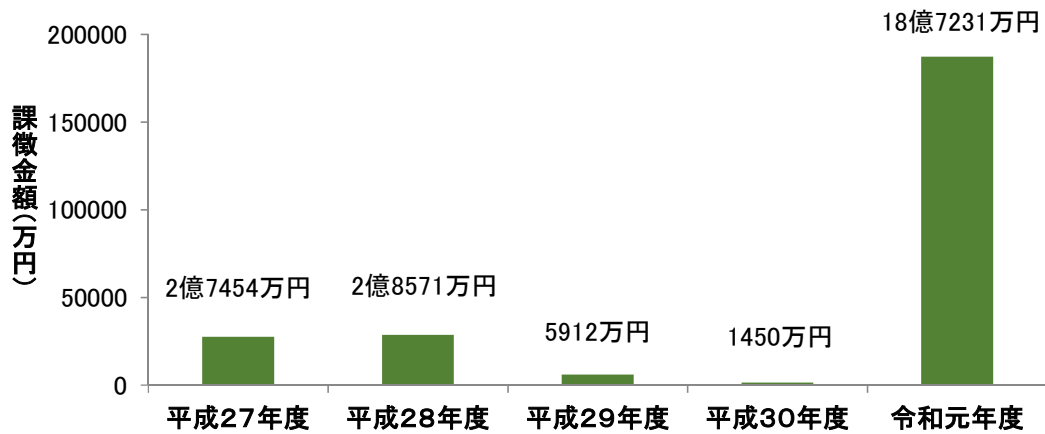
（注3） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



（注） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



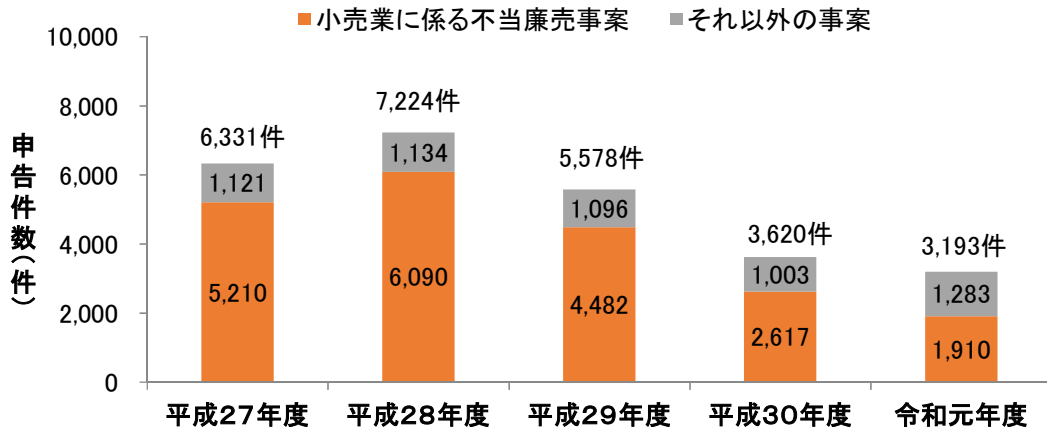
（注） 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

令和元年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、3,193件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和元年度においては、2,910件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、令和元年度において、73件であった（平成18年1月の制度導入時から令和元年度末までの累計は1,310件）。

また、令和元年度においては、価格カルテル・入札談合事件9件における延べ26名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	25	26	27	28	29	30	元	累計 (注5)
申請 件数	50	61	102	124	103	72	73	1,310

(注5) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和2年3月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件, 延べ事業者数)

年度	25	26	27	28	29	30	元	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数(注6)(注7)	12	4	7	9	11	7	9	145
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数 (注7)	33	10	19	28	35	21	26	374

(注6) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注7) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注8) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和2年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和元年度においては、放射性医薬品の製造販売業者による私的独占事件（注9）について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

（注9） 行為類型には不公正な取引方法を含む。

・ 日本メジフィジックス株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知（注）を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。

（注） 確約計画の認定の申請をすることができる旨を記載した書面による通知をいう。

ア 富士フィルムR Iファーマ株式会社（以下「F R I」という。）が、フルデオキシグルコース（以下「F D G」という。）の製造販売業への新規参入に当たり、F D Gの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するF D Gを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、協会に対し、F R Iと地域別価格によるF D Gの取引をした場合には、自社が製造するF D G等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。

イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃以降、F R IがF D Gの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したF D Gの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するF D Gを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。

ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、F R Iが製造販売するF D Gを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するF D Gの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。

（令和2年3月11日 確約計画の認定）

2 価格カルテル・入札談合

(1) 価格カルテル

令和元年度においては、価格カルテル事件について、6件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

ア 炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者による価格カルテル事件

炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。

（令和元年6月4日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：137万円）

イ 舗装用改質アスファルトの製造販売業者による価格カルテル事件

舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

（令和元年6月20日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：31億4098万円）

なお、本件審査の過程において、舗装用改質アスファルトの製造販売業者3社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について、製造販売業者ら5社が、一部の地区において、前記3社と話し合っていた行為が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、当該5社に対し、注意を行った。

ウ アスファルト合材の製造販売業者による価格カルテル事件

アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。
（令和元年7月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：398億9804万円）

エ 特定アルミ缶及び特定スチール缶の製造販売業者による価格カルテル事件

特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。
特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。
（令和元年9月26日 排除措置命令（2件）及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：257億2356万円）
なお、本件審査の過程において、食缶製造販売業者3社が、食缶（食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。）の取引に関して、価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、当該3社に対し、注意を行った。

オ カルバン錠（医薬品）の販売業者らによる価格カルテル事件

カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。
（令和2年3月5日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：287万円）

(2) 入札談合

令和元年度においては、地方公共団体が発注する物品等の入札における談合事件について、3件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

このうち東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業に係る事件については、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を東京都に行った。

ア 東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件

東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
（令和元年7月11日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：7418万円）

① 入札談合等関与行為防止法に基づく東京都知事に対する改善措置要求

東京都の職員が、入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから、東京都知事に対し、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

② 東京都水道局に対する申入れ

①以外にも、東京都の職員が、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者又は受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に、非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

イ 地方公共団体が発注する特定活性炭及び特定粒状活性炭の販売業者による談合事件

東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(令和元年11月22日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：4億3460万円)

3 不公正な取引方法

(1) 再販売価格の拘束

令和元年度においては、育児用品の販売業者による再販売価格の拘束事件について、2件の法的措置(排除措置命令)を採った。

ア アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品の再販事件

遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売するようにさせていた。

① 提案売価を下回る販売価格(以下「逸脱売価」という。)で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。

ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。

イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。

ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。

② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。

③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。

(令和元年7月1日 排除措置命令)

イ コンビ株式会社が販売する「ホワイトレーベル」と称する商品の再販事件

遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品(以下「ホワイトレーベル商品」という。)をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

(令和元年7月24日 排除措置命令)

(2) 拘束条件付取引

令和元年度においては、宿泊施設を掲載するウェブサイトの運営事業者による拘束条件付取引事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

また、農業協同組合及び食肉の加工・卸売業者による拘束条件付取引事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

ア 楽天株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は、楽天株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。

- 楽天株式会社は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。

(令和元年10月25日 確約計画の認定)

イ あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏による拘束条件付取引事件

あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏は、平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。

- 部会員との間で
 - (1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨
 - (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で
 - ・ 前記(1)の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する
 - ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する

などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。

(令和元年7月3日 警告)

(3) 優越的地位の濫用

令和元年度においては、建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

このほか、令和元年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして29件の注意を行った（別添2参照）。

また、アマゾンジャパン合同会社が、商品のポイント付与の原資をAmazonマーケットプレイスの出品者に負担させることについて、所要の調査を行ったところ、同社が規約を変更し、出品者の任意としたことから、調査を継続しないこととした。

さらに、楽天株式会社は、いわゆる「共通の送料込みライン」と称する、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて、独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがあり、緊急停止命令の申立てを行った。

ア 丸井産業株式会社による優越的地位の濫用事件

丸井産業株式会社は、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。

- (1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
 - (2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。
- (令和元年5月15日 警告)

イ アマゾンジャパン合同会社のポイント導入に係る優越的地位の濫用事件

アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレースの出品者との間のAmazonポイントサービス利用規約を変更し、出品される全ての商品について最低1パーセントのポイントを付与し、当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容としたことについて、独占禁止法上の懸念があったため、所要の調査を行っていたところ、アマゾンジャパン合同会社が、上記規約の変更を修正し、商品をポイントサービスの対象とするか否かについて、出品者の任意としたため、当該規約変更に係る上記調査を継続しないこととした。

(平成31年4月11日 公表)

ウ 楽天株式会社によるいわゆる送料無料化に係る優越的地位の濫用事件

楽天株式会社が、いわゆる「共通の送料込みライン」と称する、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて、独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがあり、令和2年3月18日から同施策が実施されることになれば、公正かつ自由な競争秩序が著しく侵害されることとなり、排除措置命令を待っている間は、侵害された公正かつ自由な競争秩序が回復し難い状況に陥ることになるとして、同施策の実施を一時停止することについて、同法第70条の4第1項の規定に基づき、楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行った。

公正取引委員会は、令和2年3月6日の楽天株式会社の公表等を受け、同月10日、上記施策について、出店事業者が参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、東京地方裁判所に対して行っていた緊急停止命令の申立てを取り下げた。

なお、本件違反被疑行為に対する審査については、継続することとしている。

(令和2年2月28日、3月10日 公表)

(4) 不当廉売

令和元年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注10）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして235件の注意を行った（表3）。

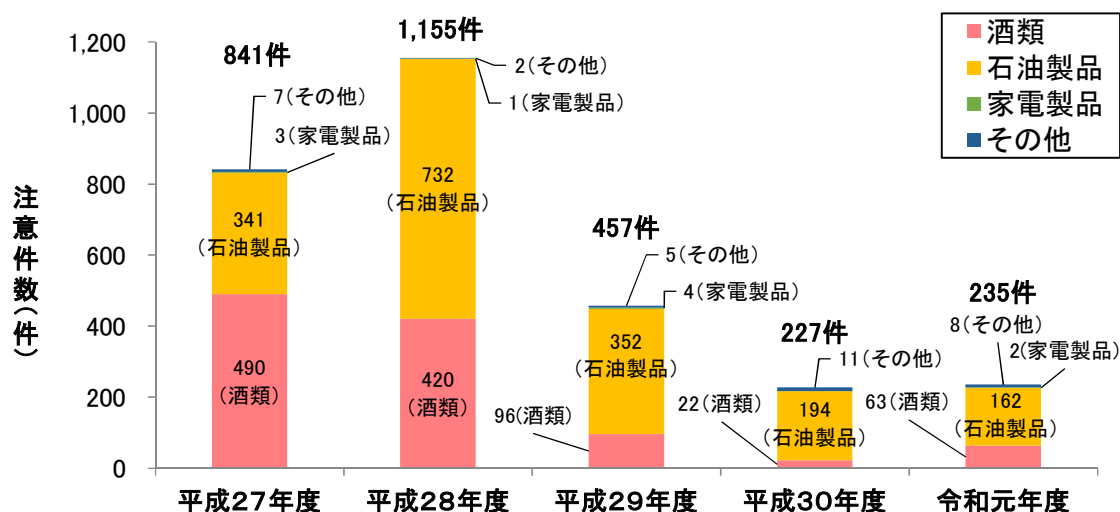
（注10） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 令和元年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	63	162	2	8	235

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



（注） 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

(5) その他（取引妨害等）

その他の類型として、芸能事務所が、自らと競争関係にある芸能事務所に所属する芸能人の活動を妨害していた疑いがあったため、取引妨害等につながるおそれがあったとして注意を行った事例などがある。

第3 IT・デジタル関連分野における取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

令和元年度は、ITタスクフォース等において処理したIT・デジタル関連分野の2つの事案の処理結果を公表した（令和元年度のIT・デジタル関連分野における取組状況については、別添1を参照）。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

令和元年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が180件、農業分野が24件、電力・ガス分野が45件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野	03-3581-5492
農業分野	03-3581-3387（※）
電力・ガス分野	03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注11）

令和元年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件（東京地方裁判所9件，東京高等裁判所1件）（注12）であったところ，同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和元年度当初において東京地方裁判所に係属中であった9件のうち4件については，平成30年度中に判決（請求棄却が3件，一部認容が1件）があり，いずれも令和元年度中に上訴期間が満了するものであったところ，当該4件のうち1件が上訴期間の経過をもって確定した。その余の3件は令和元年度中に控訴され，うち2件（注13）は東京高等裁判所に係属中であり，うち1件は令和元年度中に同裁判所が控訴を棄却する判決をしたところ，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記9件のうち残りの5件中の4件については，令和元年度中に東京地方裁判所が請求を棄却する判決をし，当該4件のうち2件は上訴期間の経過をもって確定し，その余の2件は控訴され（うち1件は令和元年度末時点では上訴期間中であったが，令和2年度に控訴された。），東京高等裁判所に係属中である。

また，令和元年度当初において東京高等裁判所に係属中であった1件については，同裁判所が控訴を棄却する判決をし，上訴期間の経過をもって確定した。

これらの結果，令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった（別表第8表参照）。

なお，前記執行停止の申立て1件については，令和元年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし，同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，上訴期間の経過をもって確定した。

（注11） 審判制度の廃止に伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注12） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注13） なお，当該2件は東京地方裁判所係属中に併合されたため，東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから，以降は1件とした。

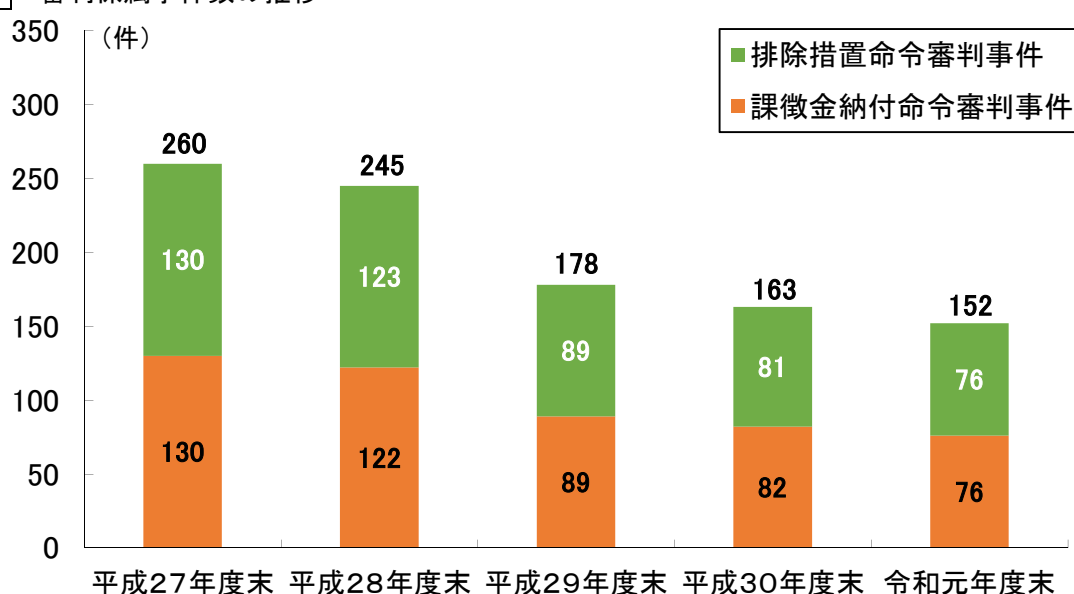
第5 審判及び審決等の概要

令和元年度中に係属していた審判事件数（注14）は163件（うち82件は課徴金納付命令に係るもの）である。令和元年度においては、11件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決2件、排除措置命令を変更する旨の審決2件及び排除措置命令を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決2件、課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決2件、課徴金納付命令の一部を取り消すと同時に課徴金の額を変更する旨の審決1件及び課徴金納付命令を取り消す旨の審決1件である。

この結果、令和元年度末時点では152件の審判事件が係属中である。

（注14） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決（令和元年度）

- 審判請求棄却審決（2件）
 - 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの2件
- 排除措置命令を変更する旨の審決（2件）
 - 優越的地位の濫用事件に係るもの2件
- 排除措置命令を取り消す旨の審決（1件）
 - 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決（令和元年度）

- 審判請求棄却審決（2件）
 - 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの2件
- 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決（2件）
 - 優越的地位の濫用事件に係るもの2件
- 課徴金納付命令の一部を取り消すと同時に課徴金の額を変更する旨の審決（1件）
 - 軸受製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- 課徴金納付命令を取り消す旨の審決（1件）
 - 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

第6 審決取消請求訴訟

令和元年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注15）は8件であったが、令和元年度中に新たに3件の審決取消請求訴訟が提起されたため、令和元年度に係属した審決取消請求訴訟は11件である（別表第12表参照）。

令和元年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を棄却する判決をしたものが1件（原告が上訴。なお、上訴した6上告人〔申立人〕中、2上告人〔申立人〕については、上訴を取り下げた。）あった。また、最高裁判所が、上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが7件（うち1件は、上記のとおり、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）あった。

この結果、令和元年度末時点では4件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注15） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度		27	28	29	30	元	
審査 件 数	前年度からの繰越し	11	15	21	25	23	
	年度内新規着手	127	134	122	118	76	
	合 計	138	149	143	143	99	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	9	11	13	8	11
		確約計画の認定 対象事業者数	39	51	41	46	40
		—	—	—	0	2	
		—	—	—	0	2	
	その他	終 了（違反認定）	0	1	1	0	0
		警 告	6	10	3	3	2
		注 意	106	84	88	95	57
		打切り	2	22	13	14	9
小 計		114	117	105	112	68	
合 計		123	128	118	120	81	
次年度への繰越し		15	21	25	23	18	
課 徴 金 納 付 命 令	対象事業者数	31	32 (注2)	32	18	37	
	課徴金額	85億725万 (注1)	91億4301万 (注2)	18億9210万	2億6111万	692億7560万	
告 発 件 数		1	0	1	0	0	

（注1） 松尾電機株式会社による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

（注2） 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 令和元年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他			合計
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	
私 的 独 占		0	1	0	0	1	0	2
テ カ ル ル	価格カルテル（注1）	6	0	0	0	8	2	16
	入札談合	3	0	0	0	0	0	3
	小 計	9	0	0	0	8	2	19
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	2	0	0	0	4	0	6
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	1	1	2	5
	取引妨害	0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用	0	0	0	1	29	2	32
	不当廉売	0	0	0	0	4	2	6
	その他	0	0	0	0	5	1	6
	小 計	2	1	0	2	47	7	59
そ の 他（注2）		0	0	0	0	1	0	1
合 計		11	2	0	2	57	9	81

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容		年度					
		27	28	29	30	元	合計
私 的 独 占		0	0	0	0	1	1
カ ル テ ル	価格カルテル	2	1	1	1	6	11
	入札談合	4	5	5	3	3	20
	受注調整	1	3	5	3	0	12
	小 計	7	9	11	7	9	43
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	0	1	0	0	2	3
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	1	2
	取引妨害	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	1	0	0	1
	小 計	0	2	1	1	3	7
その他（注3）		2	0	1	0	0	3
合 計		9	11	13	8	13	54

（注1） 確約計画の認定を含む。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第4表 令和元年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
1	元 (措) 1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	第3条後段	R元. 6. 4
2	元 (措) 2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元. 6. 20
3	元 (措) 3	アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件	遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。 ① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。 ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。 ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。 ② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。 ③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元. 7. 1
4	元 (措) 4	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R元. 7. 11

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
5	元 (措) 5	コンビ株式会社 に対する件	遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元. 7. 24
6	元 (措) 6	アスファルト合 材の製造販売 業者に対する 件	アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	第3条後段	R元. 7. 30
7	元 (措) 7	特定アルミ缶の 製造販売業者 に対する件	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元. 9. 26
8	元 (措) 8	特定スチール 缶の製造販売 業者に対する 件	特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元. 9. 26
9	元 (措) 9	東日本地区に 所在する地方 公共団体が発 注する特定活 性炭の販売業 者に対する件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元. 11. 22
10	元 (措) 10	近畿地区に所 在する地方公 共団体が発注 する特定粒状 活性炭の販売 業者に対する 件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元. 11. 22
11	2 (措) 1	カルバン錠の販 売業者らに対 する件	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 3. 5

第5表 令和元年度確約計画の認定一覧

一連番号	事件番号	件名	内容	関係法条(注)	認定年月日
1	元(認)1	楽天株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、楽天株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。</p> <p>○ 楽天株式会社は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイト宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイト当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路より有利なものとする条件を定めている。</p>	第19条(一般指定第12項)	R元. 10. 25
2	2(認)1	日本メジフィジックス株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。</p> <p>ア 富士フィルムR Iファーマ株式会社(以下「FRI」という。)が、フルデオキシグルコース(以下「FDG」という。)の製造販売業への新規参入に当たり、FDGの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会(以下「協会」という。)を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格(以下「地域別価格」という。)で同社が製造するFDGを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、協会に対し、FRIと地域別価格によるFDGの取引をした場合には、自社が製造するFDG等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。</p> <p>イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃以降、FRIがFDGの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したFDGの自動投与装置(以下「特定自動投与装置」という。)の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するFDGを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。</p> <p>ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、FRIが製造販売するFDGを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するFDGの当日中の配達依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。</p>	第3条前段第19条(一般指定第14項)	R2. 3. 11

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第6表 令和元年度警告一覧

一連番号	件名	内容	関係法条(注)	警告年月日
1	丸井産業株式会社に対する件	<p>次の行為により、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。</p> <p>(1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。</p>	第19条(第2条第9項第5号)	R元.5.15
2	あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対する件	<p>平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。</p> <p>○ 部会員との間で</p> <p>(1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨</p> <p>(2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨</p> <p>等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記(1)の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する <p>などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。</p>	第19条(一般指定第12項)	R元.7.3

(注) 一般指定とは、不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第7表 令和元年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件 令和元年（措）第1号	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	1	137万	R元. 6. 4
2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件 令和元年（措）第2号	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	2	314,098万	R元. 6. 20
3	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件 令和元年（措）第4号	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2	7,418万	R元. 7. 11
4	アスファルト合材の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第6号	アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	8	3,989,804万	R元. 7. 30
5	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第7号	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	2	2,039,196万	R元. 9. 26
6	特定スチール缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第8号	特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	2	533,160万	R元. 9. 26
7	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第9号	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	11	32,927万	R元. 11. 22
8	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第10号	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	8	10,533万	R元. 11. 22
9	カルバン錠の販売業者らに対する件 令和2年（措）第1号	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。	1	287万	R2. 3. 5
合計			37	692億7560万	

第8表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴訟提起日	裁判所	判決内容等
1	ルビコン株式会社ほか1名による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額 10億6774万円(ルビコン(株)), 36億4018万円(ニチコン(株)))	28.9.23 28.9.26	東京高裁	31.3.28 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (31.4.10 ルビコン(株)控訴, 31.4.12 ニチコン(株)控訴) (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
2	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29.5.2	最高裁判所	31.3.28 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (31.4.11 控訴) R元.11.27 東京高等裁判所にて控訴棄却判決 (R元.12.10 上告受理申立て) (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(29.7.31) (確定)
3	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(課徴金額 48億円)	29.8.1	東京地裁	(排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
4	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30.6.25	東京高裁	R2.3.26 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R2.4.9 控訴) (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(30.7.11) 即時抗告の棄却決定(30.7.17) (確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
5	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることが合意していた。(課徴金額 5876万円)	31.3.29	東京高裁	R元.12.19 東京地方裁判所にて請求棄却判決 (R元.12.27控訴) (課徴金納付命令取消請求)
6	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。(課徴金額 1億6143万円(東日本), 3283万円(西日本))	R2.1.16	東京地裁	(排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(R2.3.27) (確定)
7	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 58億157万円)	R2.1.28	東京地裁	(排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
8	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 28億9781万円)	R2.1.29	東京地裁	(課徴金納付命令取消請求)

第9表 令和元年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	奥村組土木 興業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28.9.28	東京地裁 R元.5.9	請求棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（28.12.14） （確定）
2	常盤工業株式 会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額 5544万円）	29.3.3	東京高裁 R元.5.15	控訴棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （課徴金納付命令取消請求）
3	高知県農業 協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29.5.2	東京高裁 R元.11.27	控訴棄却判決 （R元.12.10 上告受理申立て） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（29.7.31） （確定）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
4	株式会社阪 急阪神百貨 店による件	近畿地区の百貨店業者は、優 待ギフト送料の額を引き上げる ことを合意していた。(課徴金額 6758 万円)	30.12.5	東京地裁 R元.12.19	請求棄却判決 (上訴期間の経過を もって確定) (課徴金納付命令取 消請求)
5	株式会社高 島屋による 件	近畿地区の百貨店業者は、優 待ギフト送料の額を引き上げる ことを合意していた。(課徴金額 5876 万円)	31.3.29	東京地裁 R元.12.19	請求棄却判決 (R元.12.27 控訴) (課徴金納付命令取 消請求)
6	公益社団法 人神奈川県 LPガス協 会による件	神奈川県LPガス協会は、切 替営業を行う入会希望者の入会 申込みについて否決し、もって 当該入会希望者が協会団体保 険に加入できなくなることに よる、神奈川県内のLPガス販 売事業に係る事業分野における 現在又は将来の事業者の数を 制限している。	30.6.25	東京地裁 R2.3.26	請求棄却判決 (R2.4.9 控訴) (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定 (30.7.11) 即時抗告の棄却決定 (30.7.17) (確定)

第10表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		27	28	29	30	元
審判事件数	前年度からの繰越件数	275	260	245	178	163
	審判手続開始件数	1 (注1)	0	0	0	0
	うち排除措置命令審判事件	1	0	0	0	0
	うち課徴金納付命令審判事件	0	0	0	0	0
	年度内審判係属事件数	276	260	245	178	163
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等	7	6	33	8	5
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等	9	8	33	7	6
	合 計	16	14	66	15	11
次年度への繰越し		260	245 (注2)	178 (注3)	163	152

(注1) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。

(注2) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

(注3) 平成29年度においては、66件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(N T N株式会社に対する件)。このため、平成29年度における次年度への繰越件数は、178件となる。

第 1 1 表 令和元年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 6 *	25 (判) 30～35	王子コーン スターチ株 式会社ほか 2 名に対す る件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人王子コーンスターチ及び被審人 J-オイルミルズが、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)</p> <p>なお、被審人加藤化学については、上記合意に参加したとまで認めるに足る証拠はないと認定し、排除措置命令を取り消した。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1 億 6445 万円 (被審人 3 名合計) → 1 億 2329 万円 (被審人 2 名合計)</p> <p>被審人王子コーンスターチ及び被審人 J-オイルミルズが違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認め、被審人加藤化学に対する課徴金納付命令を取り消した。</p>	旧法 66 条 3 項, 66 条 2 項 (3 条 後段, 7 条 の 2)	R 元. 9. 30 (2 名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決並びに 1 名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す審決)
7 ・ 8 *	24 (判) 40～41	株式会社エ ディオンに 対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円 → 30 億 3228 万円</p> <p>被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。</p>	旧法 66 条 3 項, 66 条 2 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条の 6)	R 元. 10. 2 (排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
9	25 (判) 22	N T N 株式 会社に対す る件	<p>【課徴金額に係る認定】 72億3107万円→70億3012万円 被審人が違反行為（不当な取引制限〔価格カルテル〕）により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認め、一部の商品については、自動車用軸受に該当しないことから課徴金算定の基礎とならないため、課徴金納付命令の一部を取り消した。 なお、審判手続終了前に、同一事件について、被審人に対し、罰金4億円に処する旨の裁判が確定したため、課徴金の額を、罰金額の2分の1に相当する2億円控除した額に変更した。</p>	旧法66条3項、66条2項（7条の2〔3条後段〕）、51条3項	R元. 11. 26 （課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する審決）
10 ・ 11 *	26 (判) 1～2	ダイレックス株式会社 に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕）</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	旧法66条3項、66条2項（19条〔2条9項5号〕、20条の6）	R2. 3. 25 （排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）

(注1) 「一連番号」欄に「*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである（令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第12表参照）。

(注2) 平成25年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第12表 令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	株式会社飯島 工事ほか1名 による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.7.12	東京高裁 30.9.7	請求棄却判決 (30.9.19 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2163万円(2社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告 不受理決定
2	三森建設株式 会社による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.7.13	東京高裁 30.10.26	請求棄却判決 (30.11.12 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 1434万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告 不受理決定
3	天川工業株式 会社ほか8名 による件 【上告審・岩 波建設株式会 社ほか7名】	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.7.14	東京高裁 30.8.10	請求棄却判決 (29.8.23 原告天川工業株 式会社を除く8名 につき、上告及び 上告受理申立て 原告天川工業株 式会社につき、上 訴期間の経過をも って確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 1億5922万円（9社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告 不受理決定
4	株式会社廣川 工業所による 件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.7.18	東京高裁 30.8.31	請求棄却判決 (30.9.11 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2772万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告 不受理決定
5	植野興業株式 会社ほか6名 による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.7.18	東京高裁 30.11.30	請求棄却判決 (30.12.14 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2億2583万円（7社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.14	上告棄却及び上告 不受理決定

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	友愛工業株式会社による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.11.1	東京高裁 30.11.30	請求棄却判決 (30.12.17 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 2631万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.6.20	上告棄却及び上告 不受理決定
7	飯塚工業株式会社ほか5名による件 【うち、長田建設株式会社及び中楯建設株式会社は上告及び上告受理申立てを取り下げ(R元.11.8)】	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)</p>	29.11.2	東京高裁 R元.5.17	請求棄却判決 (R元.5.30 上告及び上告受理 申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 1億1975万円(6社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R元.11.28	上告棄却及び上告 不受理決定
8	株式会社山陽マルナカによる件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の</p>	31.3.22	東京高裁	係属中

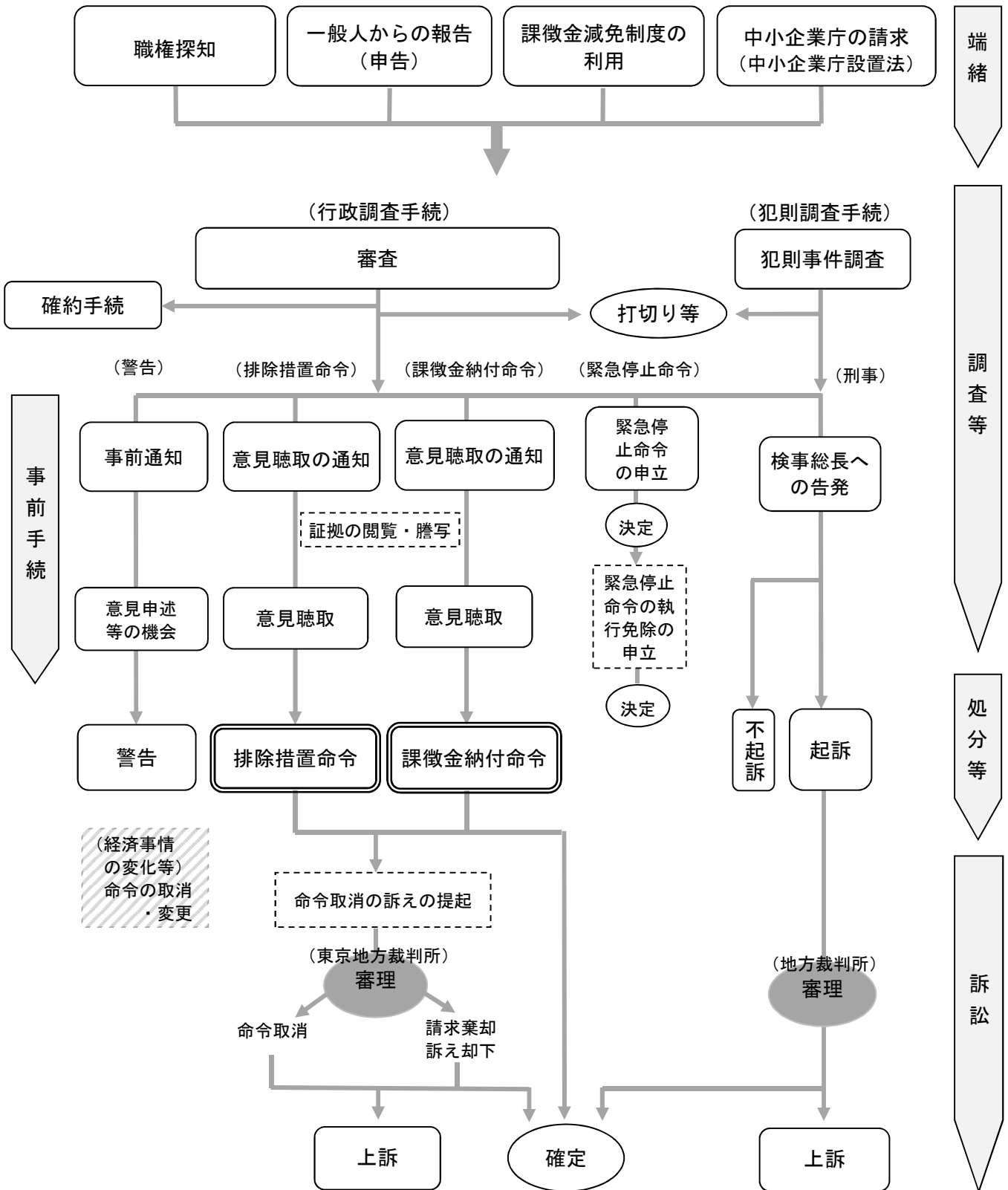
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>相手方である165社のうち、127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>			
9	株式会社ラルズによる件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31.4.24	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
10	株式会社Jー オイルミルズ による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5434 万円 被審人が違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R 元. 10. 30	東京高裁	係属中
11	株式会社エデ ィオンによる 件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。</p>	R 元. 11. 1	東京高裁	係属中

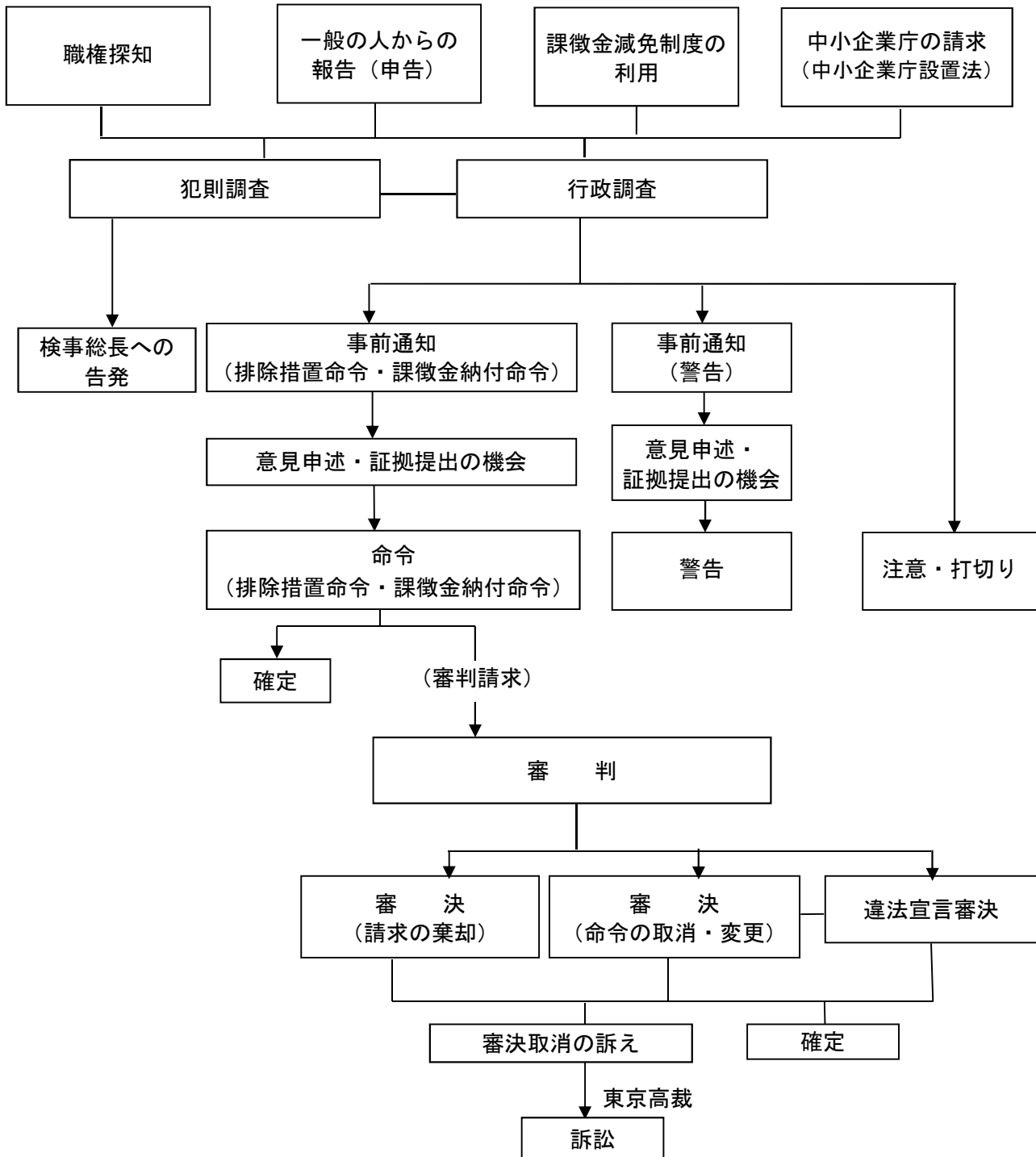
(参考) 令和2年度に提起された審決取消請求訴訟

件名	訴訟の対象となった審決の内容	訴訟提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
ダイレックス株式会社による件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	R2.4.2	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行（平成27年4月1日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和元年度のIT・デジタル関連分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月21日に専用の情報提供窓口を設置した。平成28年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

当委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

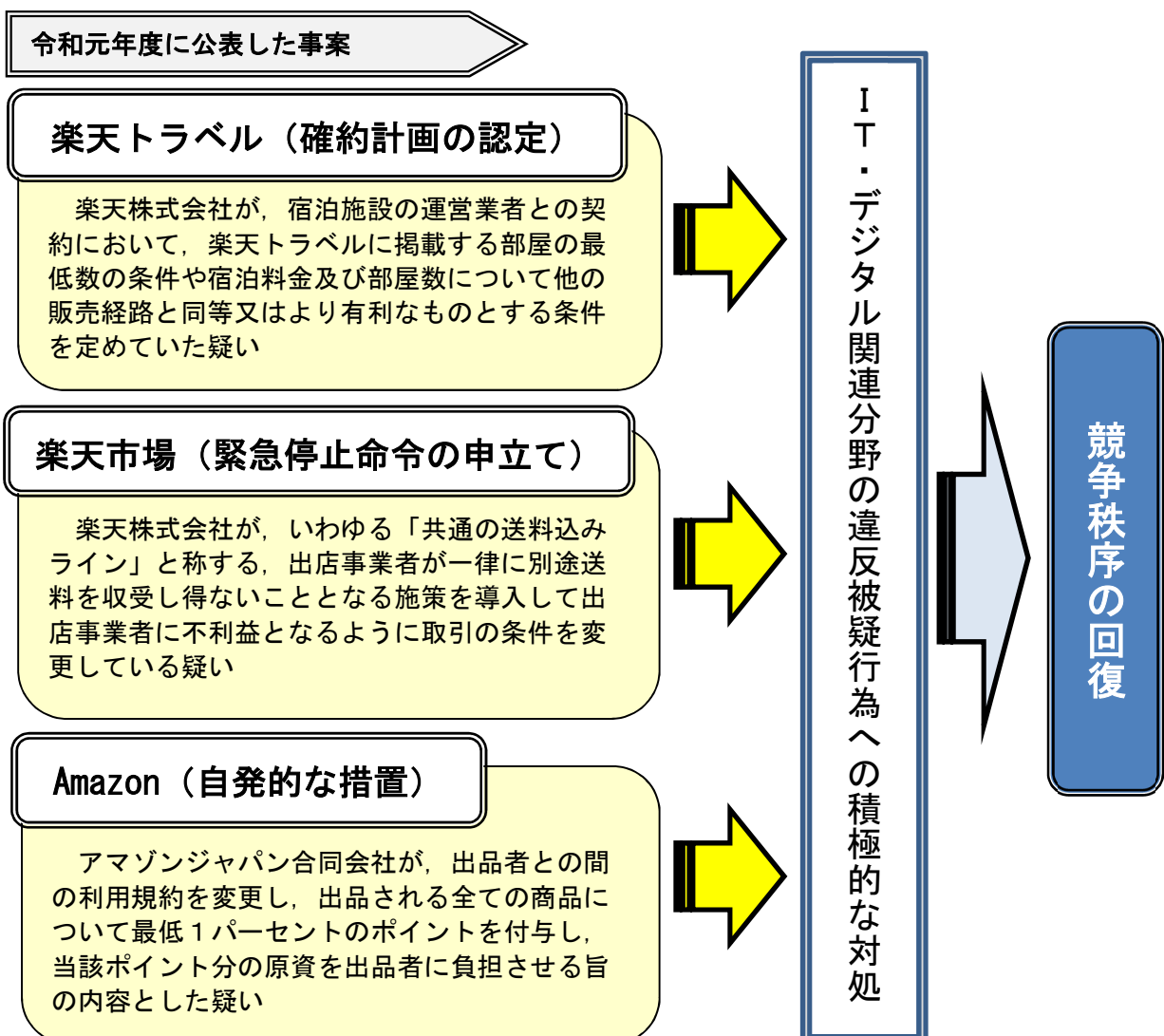
(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
IT・デジタル関連分野	50	104	117	180

2 ITタスクフォース等の取組状況

公正取引委員会は、平成13年4月、IT・公益事業タスクフォースを設置していたところ、平成28年7月、同タスクフォースを改組し、「ITタスクフォース」及び「公益事業タスクフォース」に分離し、ITタスクフォースでは、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に専門的な検討・分析に基づく調査を実施することとしている。

令和元年度には、デジタル・プラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事案について積極的な調査を行った。



令和元年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和元年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約39日であった（前年度は約48日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者にグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和元年度に警告1件、注意29件を処理した。

2 警告の概要

建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い、警告を行った。

丸井産業株式会社は、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。

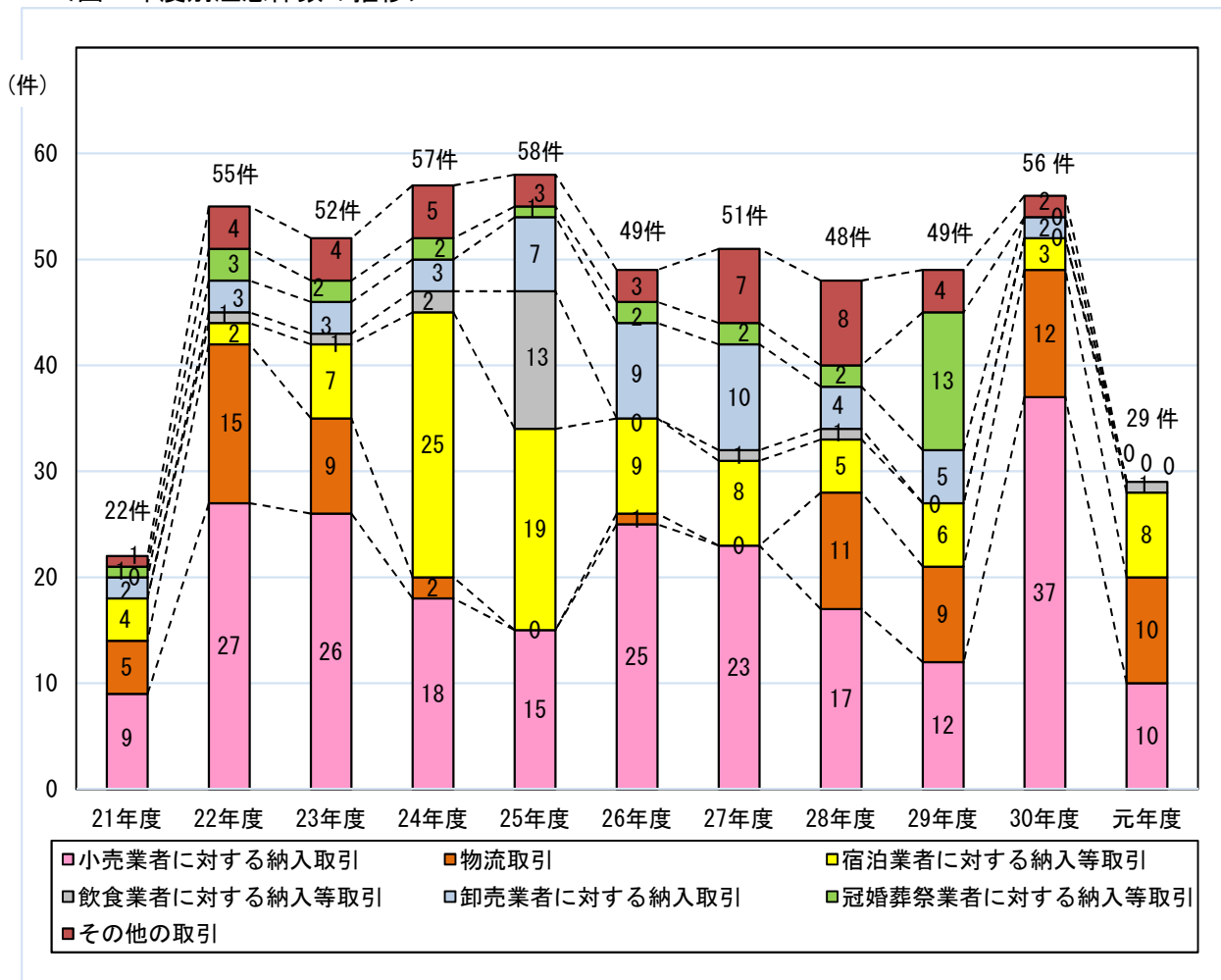
(1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。

(2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。

(令和元年5月15日 警告)

3 注意の件数及び内容

<図：年度別注意件数の推移>



(1) 注意を行った29件を取引形態別にみると、前図のとおり、小売業者（ドラッグストア、ホームセンター等）に対する納入取引及び物流取引がそれぞれ10件と最も多く、次いで宿泊業者に対する納入等取引が8件、飲食業者に対する納入等取引が1件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が20件中9件と最も多く、次いで「購入・利用強制」と「返品」がそれぞれ4件となっている。

また、物流取引については、「支払遅延」が26件中7件と最も多く、次いで「その他経済上の利益の提供の要請」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「協賛金等の負担の要請」が14件中7件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が11件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」と「その他経済上の利益の提供の要請」がそれぞれ9件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	飲食業者に 対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	5	1	0	11
協賛金等の負担の要請	0	0	7	0	0	7
従業員等の派遣の要請	9	0	0	0	0	9
その他経済上の利益の 提供の要請	1	6	2	0	0	9
返品	4	0	0	0	0	4
支払遅延	0	7	0	0	0	7
減額	2	5	0	0	0	7
取引の対価の一方的決 定	0	2	0	0	0	2
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
合計	20	26	14	1	0	61

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(29件)と行為類型の内訳の合計数(61件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) ドラッグストアを営むAは、納入業者に対し、事業遂行上必要としないクリスマスケーキ及びカタログギフトの購入を要請していた。
- (2) ホームセンター等を営むBは、納入業者に対し、自社が取り扱う季節商品等及びグループ会社を取り扱うイージーオーダースーツ等の購入を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) ドラッグストアを営むCは、新規開店、改装開店又は閉店に当たり、医薬品、化粧品、食品、日用雑貨等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Cがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (4) ホームセンター等を営むDは、新規開店や改装開店に当たり、食料品、日用品等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Dがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) スーパーマーケット等を営むEは、新規開店及び改装開店に当たり、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、弁当及び飲料を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (6) ドラッグストアを営むFは、取引開始時に個々の商品ごとに納入業者と返品の可否について協議し、納入業者から返品可と同意を得た商品を返品していたが、納入業者との協議において定めたのは納入業者が負担する送料等のみであり、返品の特定期限や数量等の条件については何ら定めることなく返品していた。
- (7) ホームセンター等を営むGは、納入業者に対し、買取条件で取引している商品の返品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品

によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付きで取引している季節商品について、商品の購入に当たって販売期間、返品時の送料負担等の条件について合意していたが、返品数量の上限について取り決めていなかった。

その他経済上の利益の提供の要請

- (8) ホームセンター等を営むHは、納入業者に対し、毎年実施する創業祭で行う抽選会の景品とする物品の提供を要請していた。

減額

- (9) ホームセンター等を営むIは、納入業者に対し、賞味期限が近くなった商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、当該金銭を支払代金から減額していた。
- (10) ホームセンター等を営むJは、納入業者に対し、棚落ち商品、消費期限が迫った商品等を値引きして販売する際に、当該商品の納入価格の引下げを要請し、納入業者が本来負担する必要のない値引き分を負担させ、支払代金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 各種商品卸売業を営むKは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、①書面による合意を得ることなく、又は、②前営業日に支払うことで合意しているにもかかわらず、それぞれ、翌営業日に支払っていた。また、物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。
- (2) 住宅建材の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、あらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。
- (3) 建設業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者からの請求が遅れた場合に、督促等を行うことなく、あらかじめ定めた支払期日より後に支払っていた。また、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、一部の物流事業者との間であらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。

減額

- (4) 建設業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注後に物流事業者が請求額の千円未満の金額を切り捨てて請求（端数処理）してきた場合には、当該

請求額を支払っていた。また、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、「出精値引」と称して一部の物流事業者に対する支払金額から一定割合の金額を差し引いて支払っていた。

- (5) 建設機械器具の賃貸業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、運送費等を物流事業者を支払う際に振込手数料を支払金額から差し引くことについて書面による合意を得ていたものの、一部の物流事業者に対する支払金額から振込手数料相当額を上回る手数料を差し引いて支払っていた。
- (6) その他の卸売業を営むPは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、配送費等を物流事業者を支払う際の振込手数料について、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払金額から振込手数料相当額を差し引いて支払っていた。

不当な経済上の利益の提供要請

- (7) 建設機械器具の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qが取り扱う商品を1か所にまとめる追加作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (8) 住宅建材の卸売業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、営業所において建築資材等を積み込む際の検品作業、トラックへの積み込み作業及び指定販売先において建築資材等の取卸し作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (9) 食品の製造業を営むSは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、顧客が指定する倉庫等への積み下ろし作業等を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払いについて物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (10) 住宅建材の卸売業を営むTは、運送業務を委託する物流事業者に対し、道路混雑等の都合により配送予定の建築資材等が営業所に納品されないなどの理由から、物流事業者を営業所に1時間程度待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。
- (11) 建設機械器具の賃貸業を営むUは、運送業務を委託する物流事業者に対し、現場の都合により、物流事業者を納品場所に待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。

取引の対価の一方的決定

- (12) 各種商品卸売業を営むVは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、保管料金の商談時に、物流事業者との間で十分な協議を行うことなく、同業他社の保管料金に合わせるよう要請していた。

購入・利用強制

- (13) 建設機械器具の賃貸業を営むWは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業等を営むXは、納入業者に対し、Xのホテル等で利用できる商品券及びXが営むビアガーデンのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業等を営むYは、取引先事業者に対し、事業遂行上必要としないYのホテルで開催するクリスマスディナーショーのチケット、料理イベントのチケット、クリスマスケーキ及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 宿泊業等を営むZは、納入業者に対し、算定根拠、使途等を明確にせず、「割り戻し」と称して、毎月、取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。
- (4) 宿泊業を営むAAは、取引先事業者に対し、AAのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアの経費等に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (5) 宿泊業を営むABは、取引先事業者に対し、ABのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアに使用する物品の提供を要請していた。

令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和3年5月26日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和2年度においては、私的独占事案、価格カルテル事案、入札談合事案及び受注調整事案について積極的に審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことに加え、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な入札談合事案について告発を行った。また、IT・デジタル関連分野、人材関連分野、新型コロナウイルス感染症関連分野等についても積極的な審査を行い、確約計画を認定するなどの対処を行った。このように、社会的ニーズに的確に対応し、多様な事件に取り組んだ。

事件審査においては、独占禁止法を迅速・確実に執行していくため、収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備した。また、事件調査の対象の事業者から提出があった経済分析に基づく意見書について詳細に分析・検討等を行うなど、必要に応じて経済分析を行った。

さらに、令和2年12月に施行された独占禁止法改正により、調査協力減算制度が導入された。これに先立ち、同年9月に、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、事件調査への事業者による協力を促すことを目的に「調査協力減算制度の運用方針」を策定し、これに則って同制度を運用していくこととした。

令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和2年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ20名の事業者に対して、9件の排除措置命令を行った。排除措置命令9件の内訳は、私的独占1件、価格カルテル6件、入札談合1件、受注調整1件となっている。価格カルテル・入札談合・受注調整9件の市場規模は、総額220億円超である。

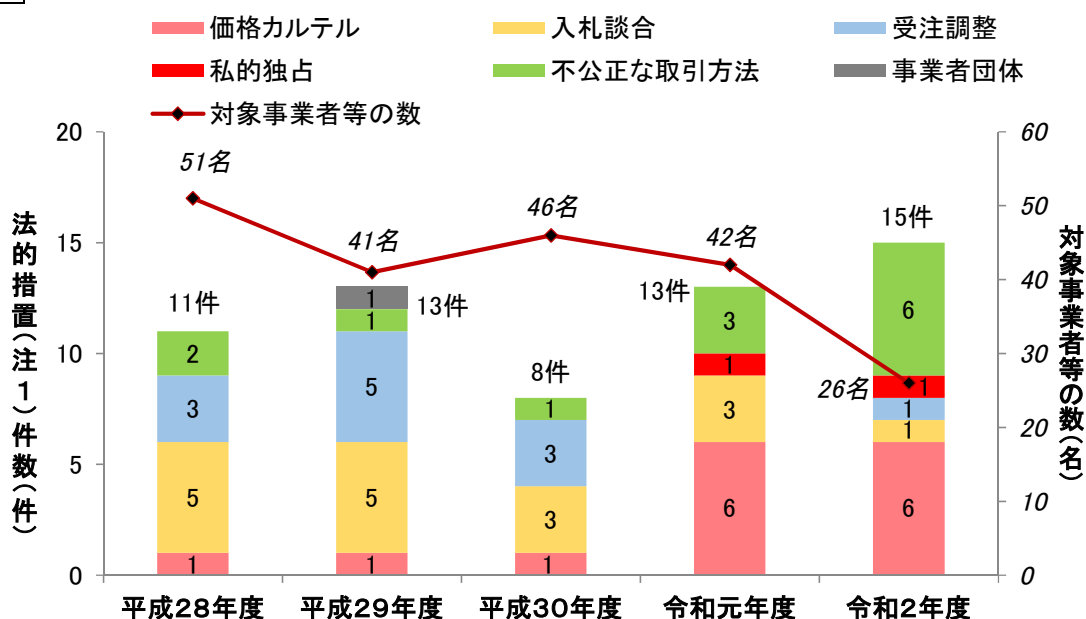
また、令和2年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、6名の事業者に対して、6件の確約計画の認定を行った(注1)。いずれも不公正な取引方法(優越的地位の濫用3件、拘束条件付取引3件)となっている。

第1から第4までにに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381 (直通)
第5及び第6に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課(審判・訟務担当) 電話 03-3581-5478 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

なお、令和2年度に認定した確約計画の中には、納入業者への返金（金銭的価値の回復）等のこれまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれたものがある。

（注1） 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

図1 法的措置（注1）件数等の推移



（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

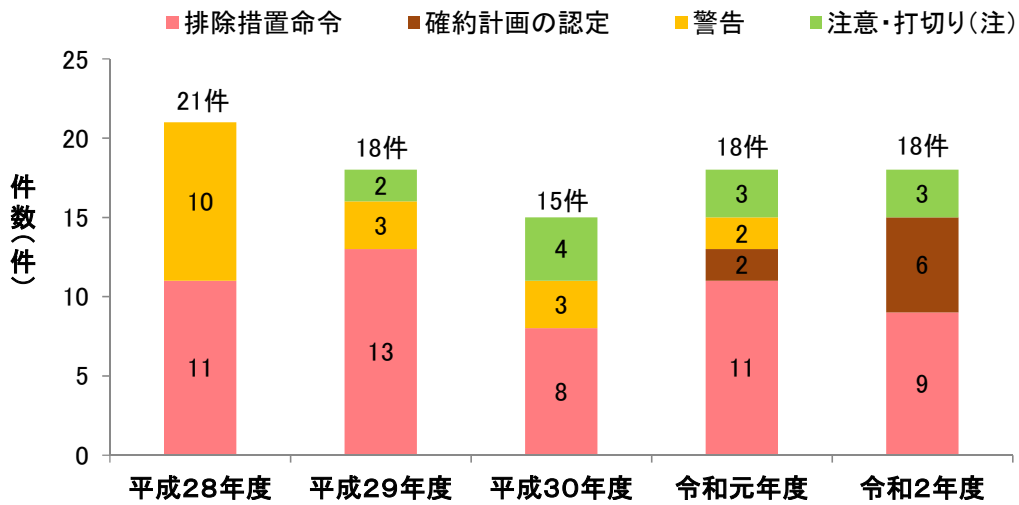
(2) その他の事件処理の状況

令和2年度においては、各事案の内容を踏まえて、注意等の事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられたものであって、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た1件について、注意・公表を行った（取引妨害：1件）。

イ 事業者から自発的な改善措置の報告等を受けた2件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（私的独占等：1件、事業者団体が構成事業者に共同の取引拒絶をさせる行為：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限定。

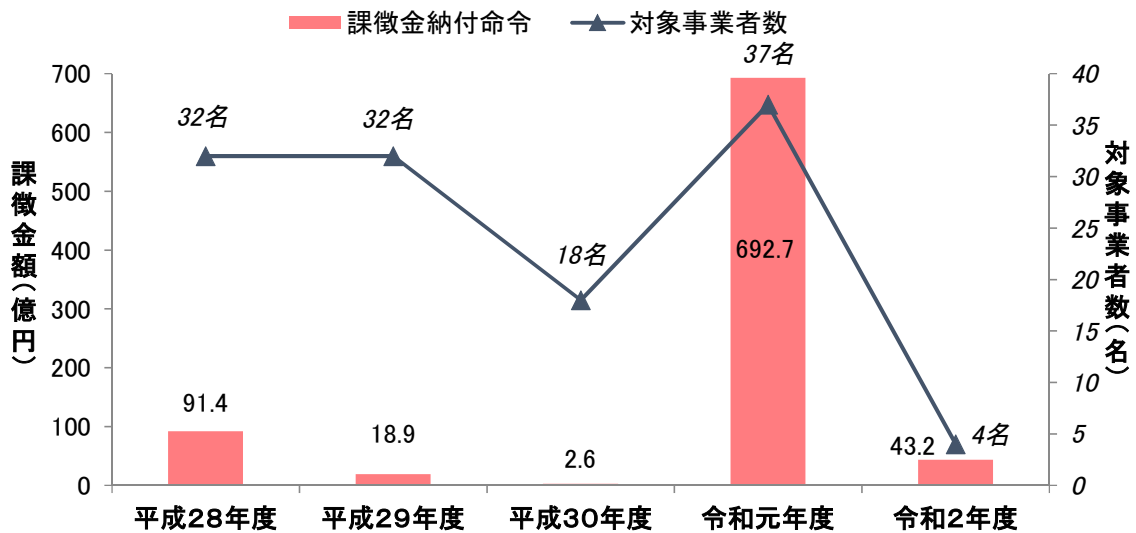
(3) 課徴金納付命令の状況

令和2年度においては、延べ4名の事業者に対して、総額43億2923万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は10億8230万円(注2)であった。

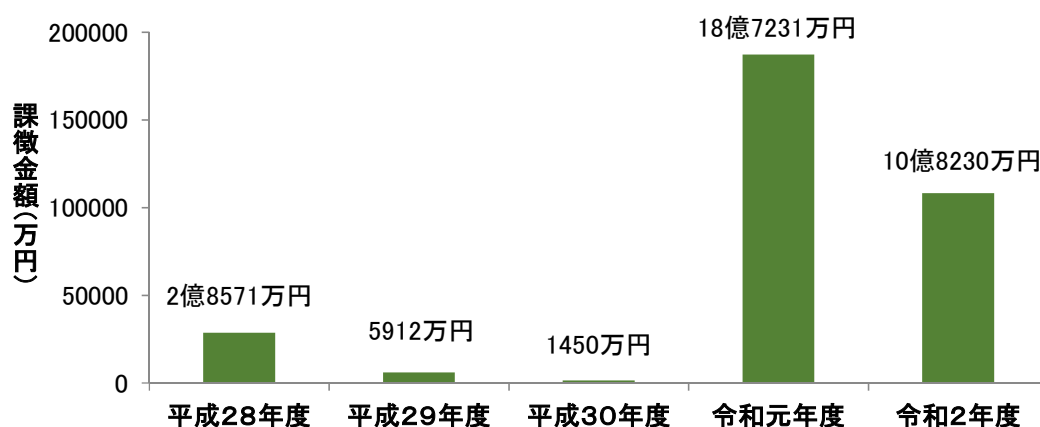
(注2) 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



(注) 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」(注3)を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

令和2年度においては、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件について、令和2年12月9日、入札参加業者3社並びに当該3社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名を、検事総長に告発した。本件は、①医薬品卸売業を全国的に行う業界上位の事業者により行われたものであり、②医療保険制度の下で保険料を負担する国民全てに多大な影響を及ぼすものであって、③受注調整の対象とされた入札の落札金額の合計が大きく、④被告発会社又はそのグループ会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けているものであった。

(注3) 同方針(平成17年、平成21年及び令和2年に一部改定)については、以下のリンク先を参照。

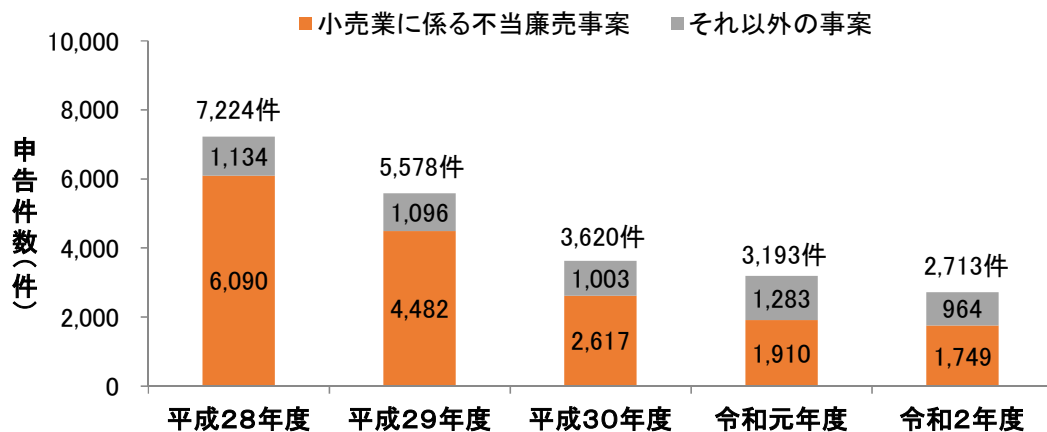
ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/kokuhatsuhoushin.pdf

3 申告の状況

令和2年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,713件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和2年度においては、2,341件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

令和2年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、33件であった（平成18年1月の制度導入時から令和2年度末までの累計は1,343件）。

また、令和2年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件8件における延べ17名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	累計 (注 5)
申請 件数	1 2 4	1 0 3	7 2	7 3	3 3	1, 3 4 3

(注 5) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から令和 3 年 3 月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件, 延べ事業者数)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	累計 (注 8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数 (注 6) (注 7)	9	1 1	7	9	8	1 5 3
課徴金減免制度が適用 された事業者数 (注 8)	2 8	3 5	2 1	2 6	1 7	3 9 1

(注 6) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を 1 件としている。

(注 7) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注 8) (注 4) を参照。課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から令和 3 年 3 月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和2年度においては、航空燃料の販売業者による私的独占事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ **マイナミ空港サービス株式会社による私的独占事件**

八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空株式会社から機上渡し給油を受けないようにさせていることにより、エス・ジー・シー佐賀航空株式会社の事業活動を排除していた。

（令和2年7月7日 排除措置命令，令和3年2月19日 課徴金納付命令）

（課徴金額：612万円）

また、大阪瓦斯株式会社による私的独占等被疑事件について審査を行ったところ、被疑行為の一部については独占禁止法に違反する行為があるとは認められなかったこと、その他の被疑行為については本件審査の過程において大阪瓦斯株式会社から契約の一部を改定するなどの申出がなされたこと等から、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

- ・ **大阪瓦斯株式会社による私的独占等被疑事件**

公正取引委員会は、大阪瓦斯株式会社が、同社の供給区域における大口供給地点向けの導管を通じたガス供給分野において、

- ① 供給価格を不当に低くする又は競争者との競争が生じた場合のみ低くすること
- ② 需要家との間で、複数の大口供給地点への供給を条件として割引を適用する旨の契約（以下「包括契約」という。）を締結し、需要家が包括契約の期間中に各供給地点向け供給契約（以下「個別契約」という。）のうち一つでも中途解約する場合は契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件を付すこと
- ③ 需要家が大口供給地点に係る個別契約を中途解約した場合、契約で定める額の金銭を支払わせる旨を取引条件とすること

により、競争事業者を不当に排除している疑いがあった。

（令和2年6月2日 公表）

2 価格カルテル・入札談合・受注調整

(1) 価格カルテル

令和2年度においては、価格カルテル事件について、6件の法的措置（排除措置命令）を採った。

- ・ **愛知県立高等学校の制服の販売業者による価格カルテル事件**

愛知県立高等学校6校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。

（令和2年7月1日 排除措置命令（6件））

○愛知県教育委員会に対する通知（令和2年7月1日）

愛知県立高等学校が制服について指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼等をする場合、指定販売店が、当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるため、公正取引委員会は、愛知県教育委員会に対し、所管の愛知県立高等学校にこれらの内容を周知するとともに、今後、同教育委員会所管の愛知県立高等学校が、指定販売店に対し、制服に関する依頼等をする場合には、その依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨通知した。

(2) 入札談合・受注調整

ア 入札談合

令和2年度においては、地方公共団体が発注する物品の入札における談合事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ **山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者による談合事件**

山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和2年6月11日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：141万円）

○山形県による警察官用制服等の発注制度の運用の見直しの求め（令和2年6月11日）

山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していた（本件違反事業者である5社は、予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格を受注予定者が定めていた。）ところ、これら3事業者は、常に5社のうちのいずれかの事業者であった。本件では、このような状況の下で、5社が、違反行為により、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められた。

このため、公正取引委員会は、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。

イ 受注調整

令和2年度においては、民間の事業者が発注する駅新設工事における受注調整事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ **東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者による受注調整事件**

東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和2年12月22日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：43億2170万円）

3 不公正な取引方法

(1) 拘束条件付取引

令和2年度においては、コンタクトレンズの製造販売業者らによる拘束条件付取引事件について、3件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

ア クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、クーパービジョン・ジャパン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一使用捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一使用捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。
(令和2年6月4日 確約計画の認定)

イ 株式会社シードに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一使用捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一使用捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。
(令和2年11月12日 確約計画の認定)

ウ 日本アルコン株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、日本アルコン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア 日本アルコン株式会社は、自社の一使用捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ 日本アルコン株式会社は、自社の一使用捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

(令和3年3月26日 確約計画の認定)

(2) 優越的地位の濫用

令和2年度においては、優越的地位の濫用事件について、3件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

このほか、令和2年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして47件の注意を行った（別添参照）。

ア ゲンキー株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、ゲンキー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ゲンキー株式会社は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー株式会社と継続的な取引関係にあるもの（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。

(1) 新規開店等の際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(2) ゲンキー株式会社が一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー株式会社と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。

(3)ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。

ウ ゲンキー株式会社の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー株式会社が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

(4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。

(令和2年8月5日 確約計画の認定)

イ アマゾンジャパン合同会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、アマゾンジャパン合同会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

アマゾンジャパン合同会社は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。

- (1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。
 - (2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。
 - (3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。
 - (4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。
 - (5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。
 - ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合（当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。）
 - イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合
 - ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合
- (令和2年9月10日 確約計画の認定)

ウ ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- ビー・エム・ダブリュー株式会社は、継続的に取引しているディーラーのうち、の大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。
- (令和3年3月12日 確約計画の認定)

(3) 競争者に対する取引妨害

令和2年度においては、株式会社電通が競争者に対して取引妨害をしていた疑いについて審査を行い、注意・公表した。

・ 株式会社電通が競争者に対して取引妨害をしていた疑い

株式会社電通は、東京都に所在する令和2年度補正持続化給付金事務事業（注1）の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」という。）が令和2年度家賃支援給付金事務事業（注2）を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から令和2年度家賃支援給付金事務事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。

（注1） 令和2年度補正持続化給付金事務事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するため、事業全般に幅広く使える給付金を支給するものである。

（注2） 令和2年度家賃支援給付金事務事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するため、固定費の中で大きな負担となっている家賃の負担を軽減する給付金を支給するものである。

（令和2年12月17日 注意）

(4) 不当廉売

令和2年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注9）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして136件の注意を行った（表3）。

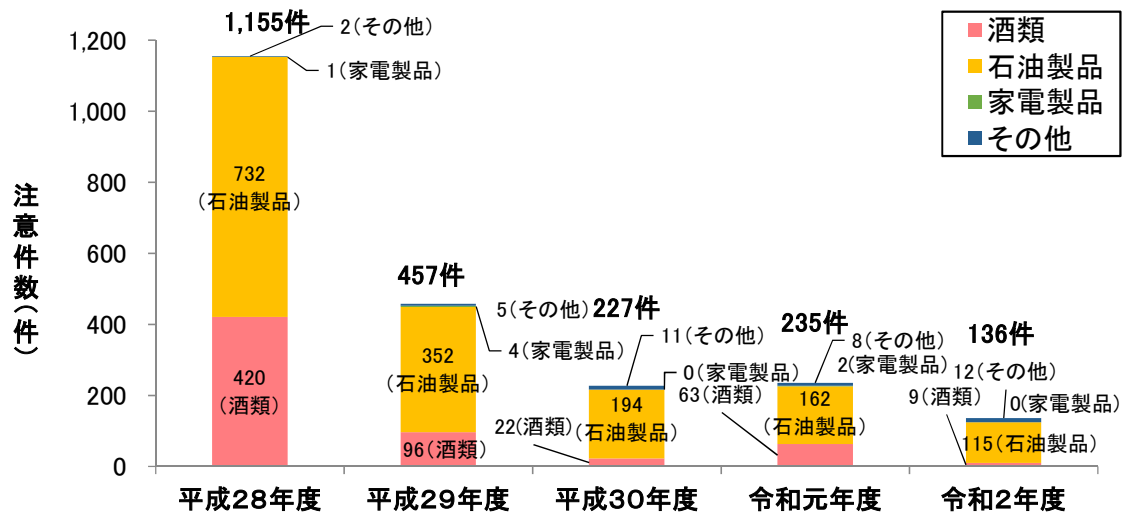
（注9） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 令和2年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	9	115	0	12	136

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



(注) 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

(5) その他（協同組合等による不公正な取引）

その他の事例として、農業分野では、農業協同組合や部会において、全量出荷の義務付けや系統出荷を行わない組合員を不当に差別的に取り扱っていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合や部会において、全量出荷の義務付けや構成員が提供する水産物の販売価格を決定していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例などがある。

4 事業者団体による事件

令和2年度においては、日本プロフェッショナル野球組織が構成事業者に共同の取引拒絶をさせている疑いについて審査を行ったところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了し、事案の概要を公表した。

- 日本プロフェッショナル野球組織が構成事業者に共同の取引拒絶をさせている疑い

公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあった。

（令和2年11月5日 公表）

第3 タスクフォースの取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

令和2年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が182件、農業分野が23件、電力・ガス分野が51件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387 (※)

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注10）

令和2年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件（東京地方裁判所5件，東京高等裁判所2件，最高裁判所1件）（注11）であったところ，同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。

令和2年度当初において東京地方裁判所に係属中であった5件のうち1件については，令和元年度中に判決（請求棄却）があり，令和2年度中に上訴期間が満了するものであったところ，同年度中に控訴されたが，東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をし，その後，上告提起及び上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。

令和2年度当初において東京高等裁判所に係属中であった2件のうち1件については，同裁判所が控訴を棄却する判決をし，控訴人（原审原告）2名のうち1名については上訴期間の経過をもって確定し，その余の1名については上告提起及び上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記2件のうち残りの1件については，令和2年度中に東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をしたが，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。

令和2年度当初において最高裁判所に係属中であった1件については，同裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果，令和2年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件であった（別表第8表参照）。

（注10） 審判制度の廃止に伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注11） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

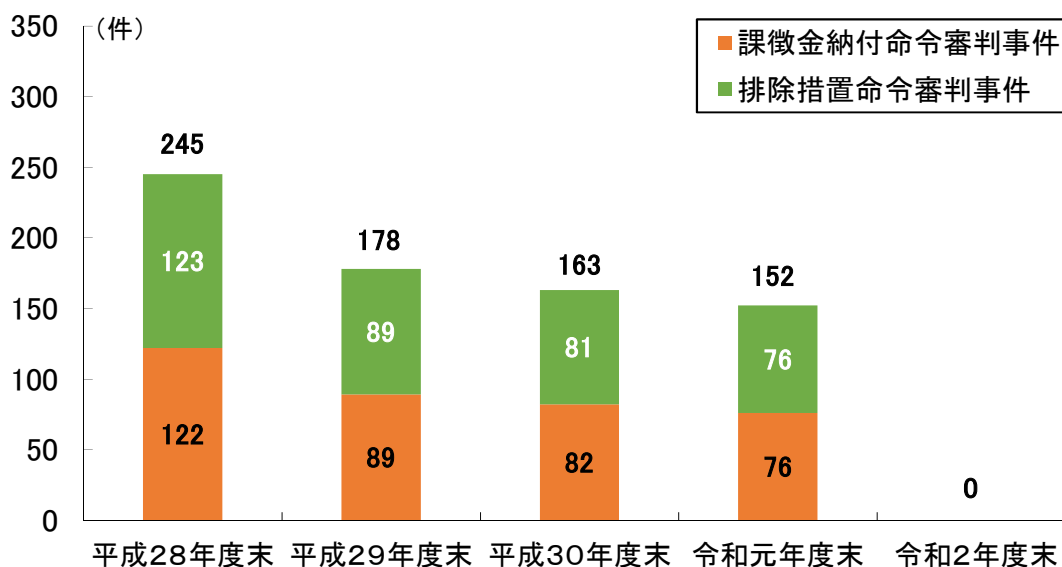
第5 審判及び審決等の概要

令和2年度中に係属していた審判事件数（注12）は152件（うち76件は課徴金納付命令に係るもの）であるところ、令和2年度においてこれら全てについて審決を行ったほか、公正取引委員会が株式会社山陽マルナカに対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを一部棄却するなどの審決を平成31年2月20日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、令和2年度に改めて当該排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す旨の審決を行ったため、同年度に行った審決は、154件である。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決76件及び排除措置命令の全部を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決65件、課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決11件、課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決1件である。

この結果、令和2年度におけるこれら審決をもって係属中の審判事件は全て終了した。

（注12） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決（令和2年度）

(1) 審判請求棄却審決（76件）

- ・ シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件に係るもの5件
- ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの69件
- ・ 大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件2件

(2) 排除措置命令の全部を取り消す旨の審決（1件）

- ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決（令和2年度）

- (1) 審判請求棄却審決（65件）
 - ・ シャッターの製造業者による近畿地区における受注調整事件に係るもの3件
 - ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの62件
- (2) 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決（11件）
 - ・ シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件に係るもの4件
 - ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの5件
 - ・ 大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件2件
- (3) 課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決（1件）
 - ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

第6 審決取消請求訴訟

令和2年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注13）は4件であったが、令和2年度中に新たに13件の審決取消請求訴訟が提起されたため、令和2年度に係属した審決取消請求訴訟は17件である（別表第12表参照）。

令和2年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を認容する判決をし、上訴期間の経過をもって終了したものが1件、原告の請求を棄却する判決をしたものが2件（いずれも原告が上訴）あった。また、最高裁判所が、上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件（上記のとおり同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして原告が上訴したもの）あった。

この結果、令和2年度末時点では15件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注13） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度		2 8	2 9	3 0	元	2		
審 査 件 数	前年度からの繰越し	1 5	2 1	2 5	2 3	1 8		
	年度内新規着手	1 3 4	1 2 2	1 1 8	7 6	8 3		
	合 計	1 4 9	1 4 3	1 4 3	9 9	1 0 1		
処 理	法的措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 1	1 3	8	1 1	9	
		確約計画の認定 対象事業者数	5 1	4 1	4 6	4 0	2 0	
	件 数	その他	終 了（違反認定）	—	—	0	2	6
			警 告	—	—	0	2	6
注 意			1	1	0	0	0	
打切り			10	3	3	2	0	
	小 計	8 4	8 8	9 5	5 7	7 3		
	合 計	2 2	1 3	1 4	9	3		
	次年度への繰越し	1 1 7	1 0 5	1 1 2	6 8	7 6		
	合 計	1 2 8	1 1 8	1 2 0	8 1	9 1		
課 徴 金 納 付 命 令	対象事業者数	2 1	2 5	2 3	1 8	1 0		
	課徴金額	3 2 (注)	3 2	1 8	3 7	4		
	告 発 件 数	91 億 4301 万 (注)	18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万	43 億 2923 万		
	告 発 件 数	0	1	0	0	1		

(注) 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 令和2年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容	処理別	法的措置		その他			合計		
		排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意		打切り	
私 的 独 占		1	0	0	0	1	1	3	
カルテル	価格カルテル	6	0	0	0	1	0	7	
	入札談合	1	0	0	0	0	0	1	
	受注調整	1	0	0	0	0	0	1	
	その他のカルテル（注2）	0	0	0	0	2	0	2	
	小 計	8	0	0	0	3	0	11	
不正な取引方法 (注3)	再販売価格の拘束	0	0	0	0	5	0	5	
	その他の拘束・排他条件付取引	0	3	0	0	2	1	6	
	取引妨害	0	0	0	0	4	0	4	
	優越的地位の濫用	0	3	0	0	4	7	0	5
	不当廉売	0	0	0	0	5	0	5	
	その他	0	0	0	0	2	1	3	
	小 計	0	6	0	0	6	5	2	7
そ の 他（注4）		0	0	0	0	4	0	4	
合 計		9	6	0	0	7	3	9	

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 事業者団体が事業者に対して不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容		年度					
		28	29	30	元	2	合計
私 的 独 占		0	0	0	1	1	2
カ ル テ ル	価格カルテル	1	1	1	6	6	15
	入札談合	5	5	3	3	1	17
	受注調整	3	5	3	0	1	12
	小 計	9	11	7	9	8	44
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	1	0	0	2	0	3
	その他の拘束・排他条件付取引	1	0	0	1	3	5
	取引妨害	0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	3	3
	その他	0	1	0	0	0	1
	小 計	2	1	1	3	6	13
その他（注3）		0	1	0	0	0	1
合 計		11	13	8	13	15	60

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

第4表 令和2年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件名	内容	違反法条	命令年月日
1	2 (措) 2	山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件	山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R2. 6. 11
2	2 (措) 3	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田北高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
3	2 (措) 4	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田南高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
4	2 (措) 5	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田西高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
5	2 (措) 6	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
6	2 (措) 7	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊野高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
7	2 (措) 8	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田工業高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
8	2 (措) 9	マイナミ空港サービス株式会社に対する件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空株式会社から機上渡し給油を受けないようにさせていることにより、エス・ジー・シー佐賀航空株式会社の事業活動を排除している。	第3条前段	R2. 7. 7
9	2 (措) 10	東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件	東海旅客鉄道株式会社が発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R2. 12. 22

第5表 令和2年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
1	2 (認) 2	クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、クーパービジョン・ジャパン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ア クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。</p> <p>イ クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。</p>	第19条 (一般指定 第12項)	R2.6.4
2	2 (認) 3	ゲンキー株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、ゲンキー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ゲンキー株式会社は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー株式会社と継続的な取引関係にあるもの（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店等に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) ゲンキー株式会社一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー株式会社と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。</p> <p>(3)ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p>	第19条 (第2条第 9項第5 号)	R2.8.5

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			<p>イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。</p> <p>ウ ゲンキー株式会社の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー株式会社が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p> <p>エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。</p> <p>(4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。</p>		
3	2 (認) 4	アマゾンジャパン合同会社に対する件	<p>公正取引委員会は、アマゾンジャパン合同会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>アマゾンジャパン合同会社は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。</p>	第 19 条 (第 2 条第 9 項第 5 号)	R2. 9. 10

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			<p>(2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。</p> <p>(3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。</p> <p>(4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。</p> <p>ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合(当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。)</p> <p>イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合</p> <p>ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合</p>		
4	2 (認) 5	株 式 会 社 シ ー ド 対 する 件	<p>公正取引委員会は、株式会社シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ア 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、 広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。</p>	第 19 条 (一般指定 第 12 項)	R2. 11. 12

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			イ 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。		
5	3 (認) 1	ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビー・エム・ダブリュー株式会社は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>	第 19 条 (第 2 条第 9 項第 5 号)	R3. 3. 12
6	3 (認) 2	日本アルコン株式会社に対する件	<p>公正取引委員会は、日本アルコン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ア 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。</p> <p>イ 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。</p>	第 19 条 (一般指定 第 12 項)	R3. 3. 26

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 令和2年度刑事告発事例

件名	内容	関係法条	告発年月日
アルフレッサ株式会社ほか9名（3社，個人7名）	3社等は，平成28年及び平成30年それぞれにおいて，独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について，3社等それぞれの受注予定比率を設定し，同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記契約について受注予定事業者を決定するなどし，もって被告発会社3社等が共同して，前記契約の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 3条後段，89条1項1号， 95条1項1号，刑法60条	R2.12.9

第7表 令和2年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	山形県が発注する警察 官用制服類の入札等の 参加業者に対する件 令和2年(措)第2号	山形県発注の警察官用制服類の 入札等の参加業者が、受注予定者を 決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。	1	141万	R2.6.11
2	東海旅客鉄道株式会社 が発注するリニア中央 新幹線に係る品川駅及 び名古屋駅新設工事の 指名競争見積の参加業 者に対する件 令和2年(措)第10号	東海旅客鉄道株式会社発注のリ ニア中央新幹線に係る地下開削工 法による品川駅及び名古屋駅新設 工事の指名競争見積の参加業者が、 受注予定者を決定し、受注予定者が 受注できるようにしていた。	2	43億2170万	R2.12.22
3	マイナミ空港サービス 株式会社に対する件 令和2年(措)第9号	八尾空港における機上渡し給油 による航空燃料の販売に関して、自 社の取引先需要者にエス・ジー・シ ー佐賀航空株式会社から機上渡し 給油を受けないようにさせているこ とにより、エス・ジー・シー佐賀航 空株式会社の事業活動を排除して いた。	1	612万	R3.2.19
合 計			4	43億2923万	

第8表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額 36億4018万円)	28.9.26	最高裁	31.3.28 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (31.4.12控訴) R2.12.3 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 (R2.12.18上告及び 上告受理申立て) (排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求)
2	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(課徴金額 48億円)	29.8.1	東京地裁	(排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求)
3	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30.6.25	最高裁	R2.3.26 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (R2.4.9控訴) R3.1.21 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 (R3.2.5上告及び上 告受理申立て) (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定(30.7.11) 即時抗告の棄却決定 (30.7.17)(確定)
4	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げること合意していた。(課徴金額 5876万円)	31.3.29	最高裁	R元.12.19 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (R元.12.27控訴) R2.11.19 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 (R2.12.2上告受理 申立て) (課徴金納付命令取消 請求)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
5	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。(課徴金額 1億 6143 万円(東日本), 3283 万円 (西日本))	R2. 1. 16	東京地裁	(排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定 (R2. 3. 27) (確定)
6	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 58 億 157 万円)	R2. 1. 28	東京地裁	(排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
7	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額 28 億 9781 万円)	R2. 1. 29	東京地裁	(課徴金納付命令取消請求)
8	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限している。	R3. 1. 6	東京地裁	(排除措置命令取消請求)
9	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	(排除措置命令取消請求)
10	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。(課徴金額 612 万円)	R3. 3. 29	東京地裁	(課徴金納付命令取消請求)

第9表 令和2年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴訟提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	ルビコン株式会社ほか1名による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額 10億6774万円(ルビコン株), 36億4018万円(ニチコン株))	28.9.23 28.9.26	東京高裁 R2.12.3	控訴棄却判決 (R2.12.18ニチコン株)上告及び上告受理申立て) (排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求)
2	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29.5.2	最高裁 R2.10.13	上告不受理決定 (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(29.7.31)(確定)
3	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げること合意していた。(課徴金額5876万円)	31.3.29	東京高裁 R2.11.19	控訴棄却判決 (R2.12.2上告受理申立て) (課徴金納付命令取消請求)
4	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30.6.25	東京高裁 R3.1.21	控訴棄却判決 (R3.2.5上告及び上告受理申立て) (排除措置命令取消請求) 執行停止の申立ては却下決定(30.7.11) 即時抗告の棄却決定(30.7.17)(確定)

第10表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		28	29	30	元	2
審判事件数	前年度からの繰越件数	260	245	178	163	152
	審判手続開始件数	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	年度内審判係属事件数	260	245	178	163	0
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等	6	33	8	5	77
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等	8	33	7	6	77
	合 計	14	66	15	11	154 (注3)
	次年度への繰越し	245 (注1)	178 (注2)	163	152	0

(注1) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

(注2) 平成29年度においては、66件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(NTN株式会社に対する件)。このため、平成29年度における次年度への繰越件数は、178件となる。

(注3) 令和2年度における審決のうち2件は、公正取引委員会が(株)山陽マルナカに対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを一部棄却するなどの審決を平成31年2月20日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該排除措置命令及び課徴金納付命令の残部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、係属件数には算入していない。

第 1 1 表 令和 2 年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 12	22 (判) 17～28	三和シャッター工業株式会社ほか 3 名に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人ら 3 名が、共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人ら 4 名が、共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 55 億 2164 万円→53 億 7620 万円（被審人 4 名合計） 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとし、また、近畿合意において、被審人文化が受注した物件 1 件につき、受注調整が行われたとは認められないとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	66 条 3 項、 66 条 2 項 (3 条後 段、7 条の 2)	R2. 8. 31 (3 名に対する排除措置命令及び 1 名に対する課徴金納付命令に係る審判請求を棄却する審決並びに 3 名に対する課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
13 ・ 14	23 (判) 82～83	株式会社山陽マルナカに対する件	<p>【排除措置命令】 本件排除措置命令書の理由記載に不備があり、独占禁止法第 49 条第 1 項に違反するものであるから、全部取り消されるべきである。</p> <p>【課徴金納付命令】 本件課徴金納付命令書の理由記載に不備があり、独占禁止法第 50 条第 1 項に違反するものであるから、全部取り消されるべきである。</p>	66 条 3 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条 の 6)	R3. 1. 27 (排除措置命令及び課徴金納付命令の全部を取り消す審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
15 ～ 150	26 (判) 3～138	レンゴー株 式会社ほか 36名に対 する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人ら 32 名が、他の事業者と共同し て、特定段ボールシートの販売価格を引き上 げることを合意（本件シート合意）すること により、公共の利益に反して、特定段ボール シートの販売分野における競争を実質的に制 限していたと認めた。 被審人ら 37 名が、他の事業者と共同して、 特定段ボールケースの販売価格を引き上げる ことを合意（本件ケース合意）することによ り、公共の利益に反して、特定段ボールケー スの販売分野における競争を実質的に制限し ていたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 88億8235万円→88億7058万円（被審人37名合 計） 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合 意に係る違反行為により販売した特定段ボール シート及び特定段ボールケースの売上額を課徴 金の対象として認めた。ただし、被審人らの以 下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定 段ボールケースの売上額ではない等の理由か ら、これを課徴金の計算の基礎から除外すべき ものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森 紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別 のメーカーに有償支給した段ボールシートの 売上額 被審人福野段ボール工業が訂正伝票により 「特値」（通常より低い価格での受注）で代金 の支払いを受けていた段ボールシートの当該 訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当 部署が所在しない取引先に納入した段ボール ケースの売上額</p>	66条3項, 66条2項 (3条後 段, 7条の 2)	R3.2.8 (37名に対する 排除措置命令及 び33名に対する 課徴金納付命令 に係る審判請求 を棄却する審決 並びに4名に対 する課徴金納付 命令の一部を取 り消す審決)
151 ～ 154	26 (判) 139～ 142	レンゴー株 式会社ほか 1名に対す る件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人ら 2 名が、他の事業者と共同して、 特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格 又は加工賃を引き上げることを合意（本件合 意）することにより、公共の利益に反して、 特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野 における競争を実質的に制限していたと認め た。</p>	66条3項, 66条2項 (3条後 段, 7条の 2)	R3.2.8 (2名に対する排 除措置命令に係 る審判請求を棄 却する審決及び2 名に対する課徴 金納付命令の一 部を取り消す審 決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
			<p>【課徴金額に係る認定】 16億7445万円→16億7121万円（被審人2名合計） 被審人らが本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人レンゴー及び被審人トーモクが特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>		

第12表 令和2年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	(株)山陽マルナカによる件 (食品, 日用雑貨品, 衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が, 納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不当に, 納入業者に従業員等を派遣させ, 金銭を提供させ, 受領した商品を返品し, 取引の対価の額を減じ, 商品を購入させていたことについて, 原処分における違反行為の相手方である165社のうち, 127社に対する行為が優越的地位の濫用行為であると認められることから, 排除措置命令を変更した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 2億2216万円→1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31.3.22	東京高裁 R2.12.11	請求認容判決 (審決主文第1項及び第3項〔審判請求排斥部分〕取消し) 令和2年12月25日の経過をもって26日確定)
2	(株)ラルズによる件 (食料品, 日用雑貨品, 衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が, 納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不当に, 納入業者に従業員等を派遣させ, 金銭を提供させ, 商品を購入させていたことについて, 優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31.4.24	東京高裁 R3.3.3	請求棄却判決 (R3.3.15 上告受理申立て)
				最高裁	係属中
3	(株)J-オイルミルズによる件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が, 他の事業者と共同して, とうもろこしのシカゴ相</p>	R 元.10.30	東京高裁 R2.9.25	請求棄却判決

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
	(段ボール 用でん粉の 製造販売業 者による価 格カルテル 事件)	場の上昇に応じて、段ボール用 でん粉の需要者渡し価格を引き 上げる旨合意することにより、 公共の利益に反して、我が国に おける段ボール用でん粉の販売 分野における競争を実質的に制 限したと認めた。(不当な取引制 限〔価格カルテル〕) 【課徴金額に係る認定】 5434 万円 被審人が違反行為により販売し た段ボール用でん粉の売上額を 課徴金の対象として認めた。		最高裁 R3. 3. 30	上告棄却及び上 告不受理決定
4	(株)エディオ ンによる件 (優越的地 位の濫用事 件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自 己の取引上の地位が優越してい ることを利用して、正常な商慣 習に照らして不当に、納入業者 に従業員等を派遣させていたこ とについて、原処分における違 反行為の相手方である 127 社の うち、92 社に対する行為は優越 的地位の濫用行為であると認め られることから、排除措置命令 の変更及び課徴金納付命令の一 部を取り消した。(不公正な取引 方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円→30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間に おける購入額を課徴金の対象と して認めた。ただし、「マル特経 費負担」分は購入額から控除す べきものとされた。	R 元. 11. 1	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
5	ダイレックス(株)による 件(優越的 地位の濫用 事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕)</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	R2.4.2	東京高裁	係属中
6	東洋シャッター(株)による 件(シャッターの製造 業者らによる全国にお ける価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5億2549万円→4億8404万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.29	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	三和ホールディングス(株)ほか1名による件(シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 28億1540万円→27億5611万円(被審人2名合計) 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中
8	文化シャッター(株)による件(シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 17億8167万円→17億3831万円</p> <p>被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>			
9	<p>サクラパックス(株)ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6139万円 (被審人2名合計)</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.9	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
10	レンゴー(株)ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 46億6156万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中
11	レンゴー(株)による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 10億7044万円→10億6758万円</p> <p>被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>			
12	<p>王子コンテナ(株)ほか10名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

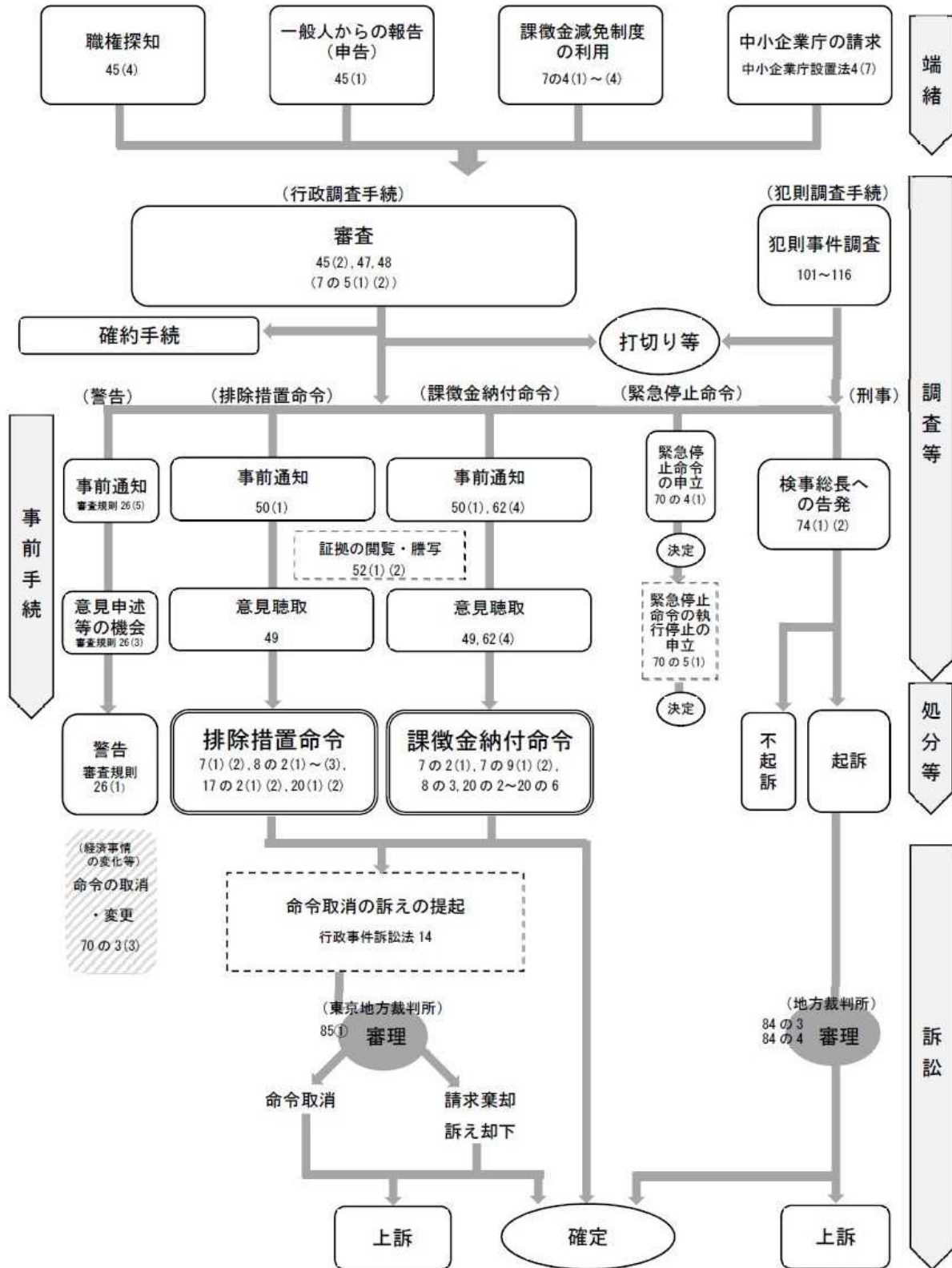
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 27億1255万円→27億192万円 (被審人11名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額</p>			
13	<p>コバシ(株)ほか6名による件(東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 1億5871万円→1億5785万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額</p>			
14	<p>福野段ボール工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

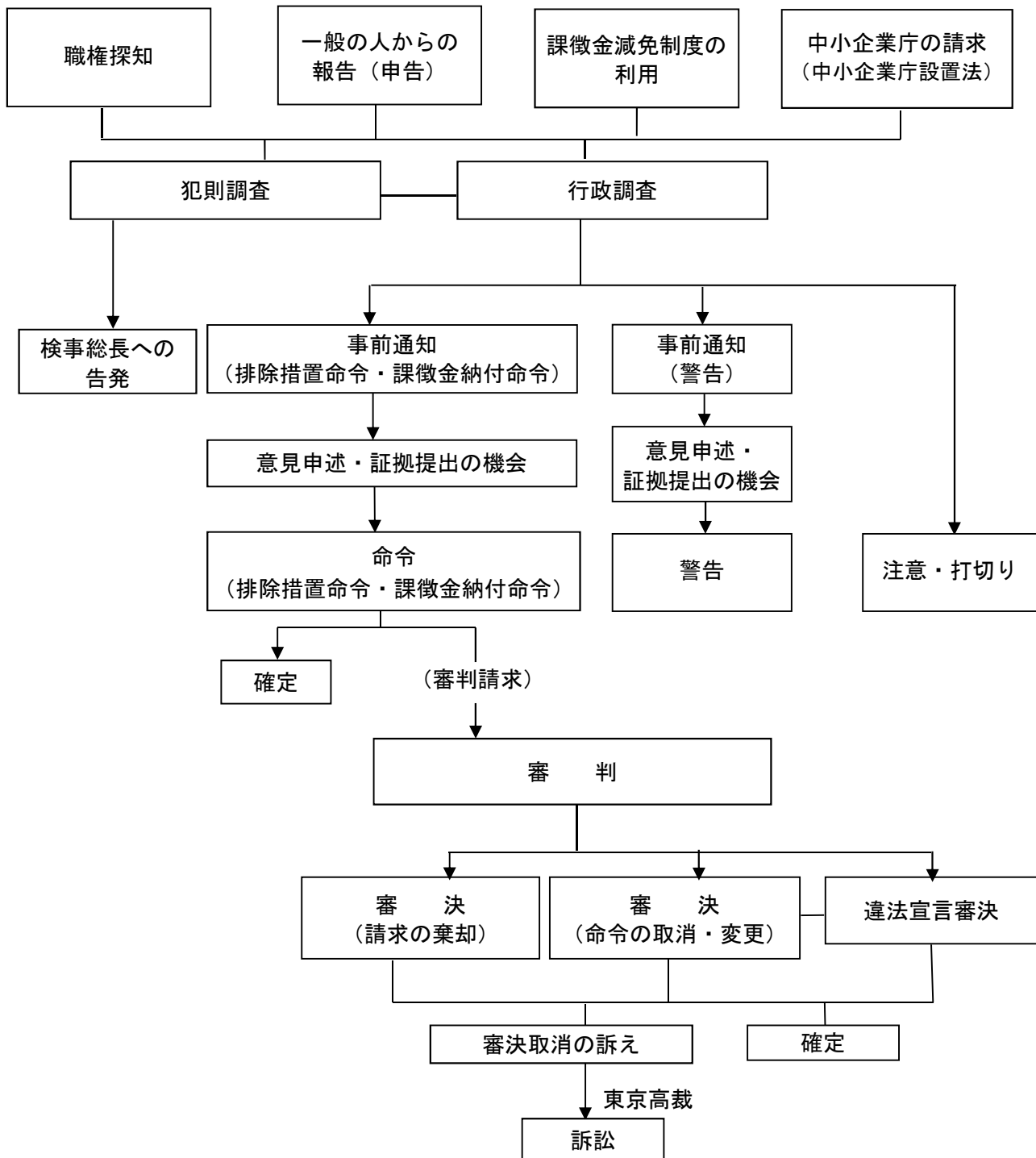
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 2557万円→2529万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額</p>			
15	<p>(株)トーモクほか3名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億9211万円 (被審人4名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
16	(株)トーモクによる件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げること合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中
17	東京コンテナ工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金納付命令】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)の施行(平成27年4月1日)により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和2年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和2年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約76日であった（前年度は約39日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者にグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

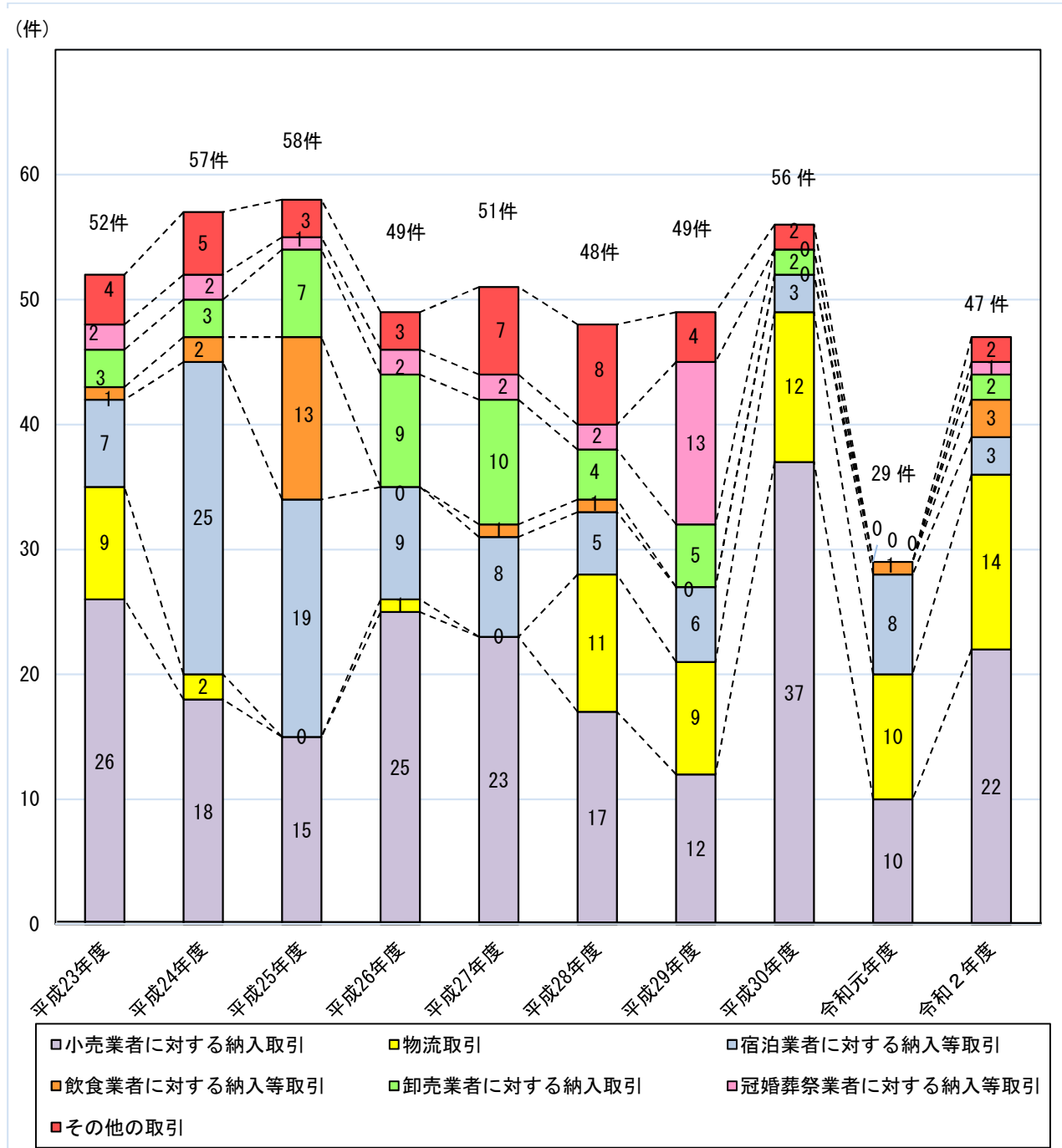
第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和2年度に注意47件を処理した。

2 注意の件数及び内容

<図：年度別注意件数の推移>



(1) 注意を行った47件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が22件と最も多く、次いで物流取引が14件、宿泊業者に対する納入等取引及び飲食業者に対する納入等取引がそれぞれ3件、卸売業者に対する納入取引及びその他の取引がそれぞれ2件、冠婚葬祭

業者に対する納入等取引が1件となっている。

- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が53件中18件と最も多く、次いで「返品」が10件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が35件中9件と最も多く、次いで「支払遅延」と「減額」がそれぞれ7件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が6件中3件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」と「従業員等の派遣の要請」、「減額」がそれぞれ1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「従業員等の派遣の要請」が23件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が18件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	7	5	3	1	0	1	1	18
協賛金等の負担の 要請	5	0	1	0	1	0	1	8
従業員等の派遣の 要請	18	0	1	1	1	0	2	23
その他経済上の 利益の提供の要請	2	5	0	0	0	1	1	9
受領拒否	1	0	0	0	0	0	0	1
返品	10	0	0	0	1	0	1	12
支払遅延	2	7	0	0	0	0	0	9
減額	7	7	1	1	0	0	1	17
取引の対価の一方 的決定	1	1	0	0	0	0	0	2
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	9	0	0	0	0	0	9
その他	0	1	0	0	1	0	0	2
合計	53	35	6	3	4	2	7	110

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(47件)と行為類型の内訳の合計数(110件)とは一致しない。

- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) ディスカウントストア業を営むAは、納入業者に対し、店舗の新規開店及び改装開店に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) 食料品等の小売業を営むBは、一部の納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。
- (3) 食料品等の小売業を営むCは、納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の調理、陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食代を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (4) ディスカウントストア業を営むDは、納入業者に対し、買取条件で取引しているにもかかわらず、長期間売れ残っていたり、売行きが悪いため陳列棚から撤去したりした商品について、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付で取引している季節商品等について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めていなかった。

2 物流取引

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (1) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むEは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者から発注内容の変更に伴う費用負担の申入れがなかった場合には、変更に伴う費用を負担していなかった。また、あらかじめ待機料を取り決めておらず、当該費用を請求しない物流事業者に対し費用を負担していなかった。

- (2) 土木建築工事資材の製造販売業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、繁忙期における運送業務の発注増加に伴い、商品の積込み順番待ちによる待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用等の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。また、納品日の変更について、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、物流事業者から請求があった場合、又はFが費用負担の必要があると判断した場合にのみ、当該変更に伴う費用を支払っていた。

支払遅延

- (3) 食料品の製造販売業を営むGは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、複数ある請求書の一部の処理が漏れていたことによる事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 食料品製造業を営むHは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に代金を支払っていた。また、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。

減額

- (5) 食料品製造業を営むIは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料相当額を減じていた。
- (6) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むJは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金の額から実際の振込手数料を上回る金額を減じていた。また、あらかじめ定めた運賃の額から、当該運賃の額に数パーセントを乗じて得た額を減じていた。さらに、あらかじめ定めた運賃の額よりも安い運賃の額を適用して代金を支払っていたほか、物流事業者との間で新単価を取り決めたにもかかわらず、新単価適用開始日以降に、新単価よりも安い旧単価を適用して代金を支払っていた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むKは、取引先事業者に対し、発注担当部署の者からKの旅館で開催するパーティーのチケットの購入を要請していた。また、Kの旅館で開催する飲食及び宿泊を伴う懇親会への出席を要請していた。

- (2) 宿泊業を営むLは、取引先事業者に対し、事業の遂行上必要としない商品であるにもかかわらず、発注担当部署の者等からLの旅館で開催するクリスマスディナーショーのチケット、Lの旅館及び姉妹ホテルで利用可能な宿泊券及び食事券の購入を要請していた。

減額

- (3) 宿泊業を営むMは、取引先事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、請求金額のうちの千円未満の金額を減額していた。また、取引先事業者に支払う代金の振込手数料を取引先事業者の負担とすることについて合意を得ていなかった。

4 卸売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) 文房具等の卸売業を営むNは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴う旧物流センターから新物流センターへの在庫商品の移転作業及び年3回実施している物流センターの在庫商品の棚卸作業を行うに当たり、従業員等の派遣を要請し、これらの作業を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。

協賛金の負担の要請

- (2) 文房具等の卸売業を営むOは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い新物流センターにおいて商品の保管のために使用するパレット等の物流機器の購入代金に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (3) 文房具等の卸売業を営むPは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い破損・汚損した商品について、また、毎年作成している自社の取扱商品を掲載したカタログに掲載しないこととした商品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。

令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和4年6月1日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和3年度においては、国民生活に密着した医療・年金分野における入札談合事案に厳正に対処したほか、外国事業者が運営する世界的なデジタルプラットフォームに係る案件をはじめとするIT・デジタル関連分野について積極的に審査を行い、効果的措置を通じて、競争上の問題の解消に取り組んだ。

令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、審査活動も大きく制約を受ける中、独占禁止法違反行為について、延べ34名の事業者に対して、3件の排除措置命令を行った。排除措置命令3件の内訳は、いずれも入札談合となっている。入札談合3件の市場規模は、総額420億円超である。

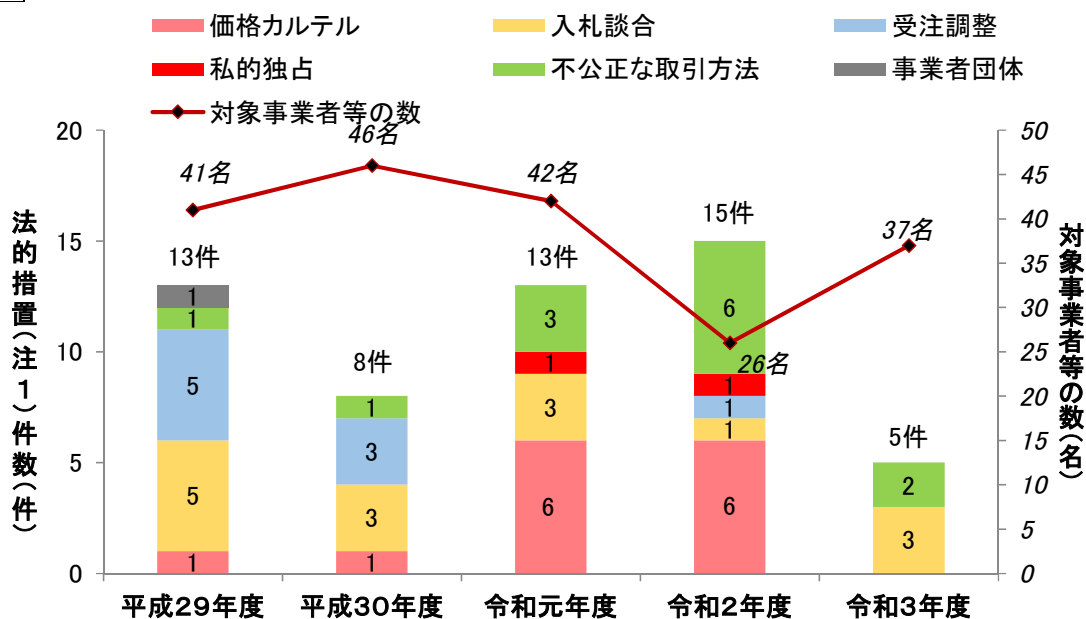
また、令和3年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、3名の事業者に対して、2件の確約計画の認定を行った(注1)。いずれも不公正な取引方法(その他の拘束・排他条件付取引(注2)1件、競争者に対する取引妨害1件)となっている。

(注1) 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

(注2) その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す(後掲の別表第2表に同じ)。

第1から第4までに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381 (直通)
第5に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課(審判・訟務担当) 電話 03-3581-5478 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 法的措置（注1）件数等の推移



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

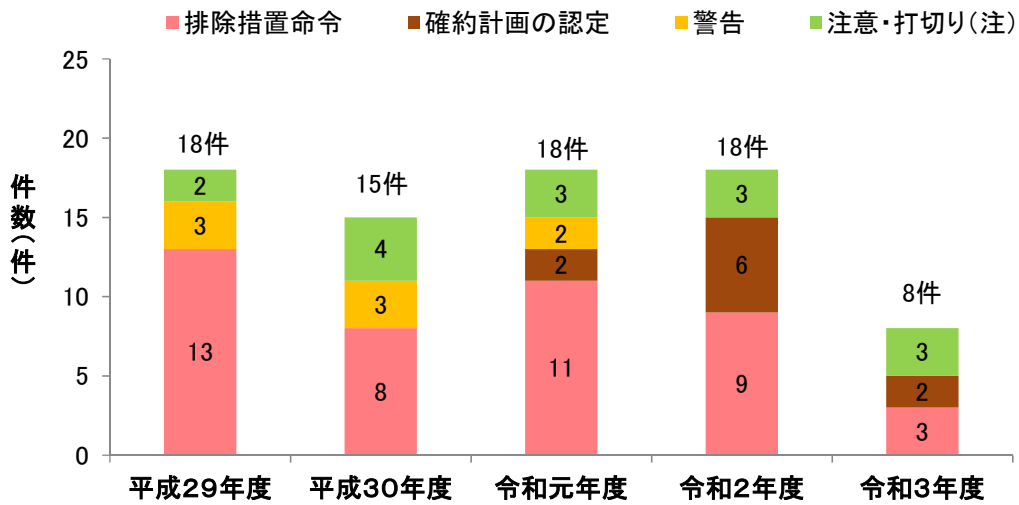
(注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(2) その他の事件処理の状況

令和3年度においては、各事案の内容を踏まえて、打切り事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 事業者から自発的な改善措置の報告等を受けて審査を終了した3件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（私的独占等：1件、その他の拘束・排他条件付取引：1件、優越的地位の濫用：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限り。

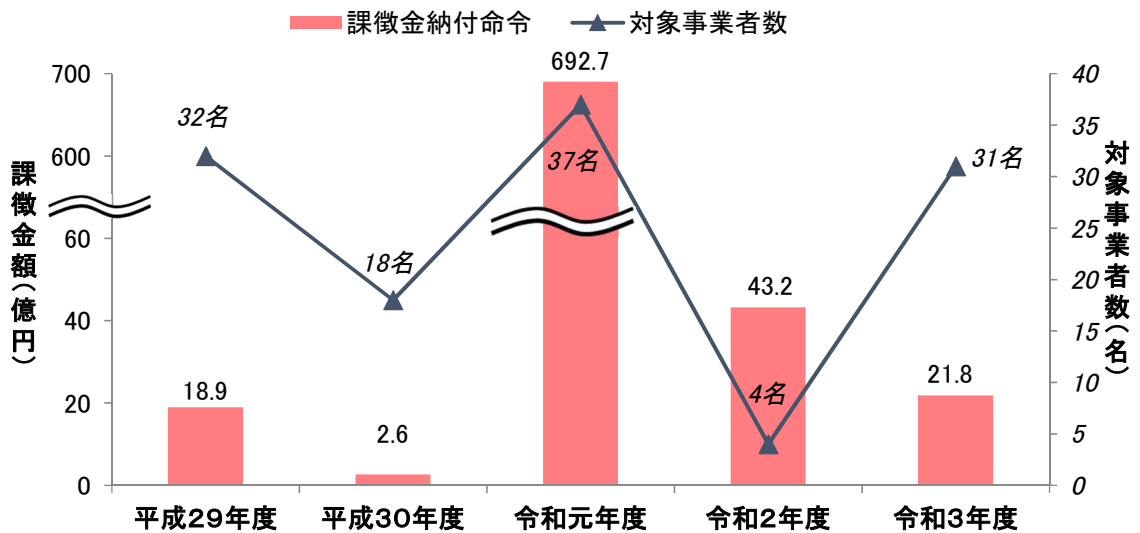
(3) 課徴金納付命令の状況

令和3年度においては、延べ31名の事業者に対して、総額21億8026万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は7033万円(注3)であった。

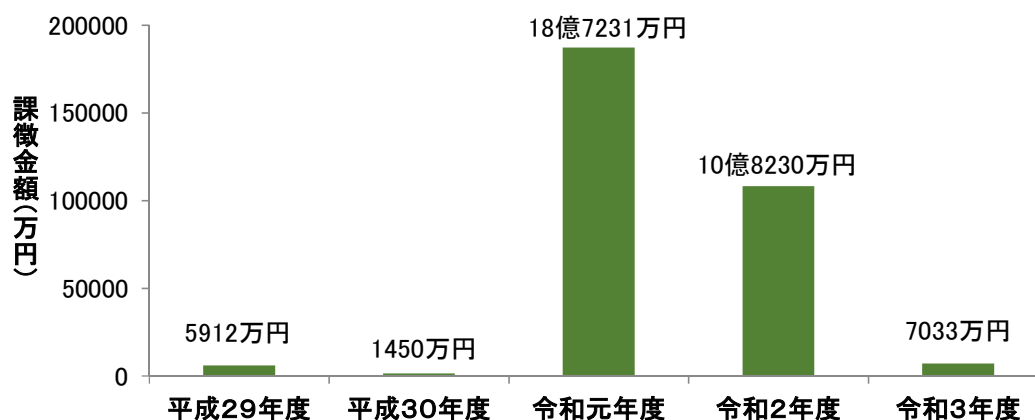
(注3) 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



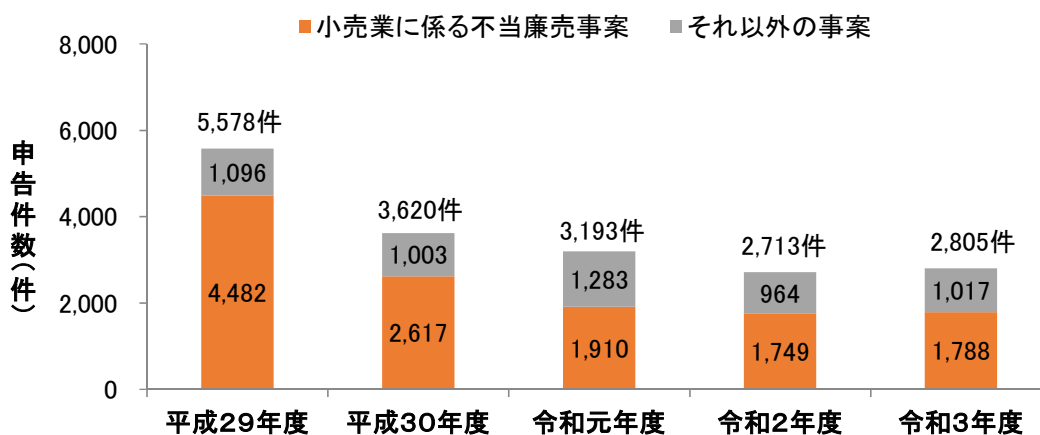
(注) 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

令和3年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,805件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和3年度においては、2,938件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

令和3年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、52件であった（平成18年1月の制度導入時から令和3年度末までの累計は1,395件）。

また、令和3年度においては、入札談合事件3件における延べ10名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

（単位：件）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注5)
申請 件数	103	72	73	33	52	1,395

（注5） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

（単位：件、延べ事業者数）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数（注6）（注7）	11	7	9	8	3	156
課徴金減免制度が適用された事業者数（注8）	35	21	26	17	10	401

（注6） 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注7） 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

（注8） （注4）を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和3年度においては、アップル・インクによる私的独占等被疑事件について審査を行ったところ、アップル・インクからリーダーアプリにおいてアウトリンク(注9)を許容するという改善措置の申出がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

・ アップル・インクによる私的独占等被疑事件

アップル・インクが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内で音楽、電子書籍、動画等のデジタルコンテンツの販売等を行う場合、アップル・インクが指定する課金方法(以下「IAP」という。)の使用を義務付けることに加え、アウトリンクを禁止するなどしていた。

(令和3年9月2日 公表)

(注9) 消費者をIAP以外の課金による購入に誘導する外部リンクをアプリに含める行為。

2 入札談合

令和3年度においては、国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者による入札談合事件、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者による入札談合事件、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者による入札談合事件について、3件の法的措置(排除措置命令及び課徴金納付命令)を採った。

・ 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者による談合事件

国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年2月25日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：1480万円)

・ 日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者による談合事件

日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年3月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：17億4161万円)

○日本年金機構に対する要請(令和4年3月3日)

公正取引委員会は、審査過程で判明した事実を踏まえ、日本年金機構に対し、次のとおり要請を行った。

ア 今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ること

イ 日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど、適切な措置を講じること

・ 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者による談合事件

独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(令和4年3月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：4億2385万円)

3 不公正な取引方法

(1) 拘束条件付取引

令和3年度においては、宿泊施設を掲載するウェブサイトの運営事業者による拘束条件付取引事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

- **Booking.com B.V. に対する確約計画の認定**

公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてBooking.com B.V. に対する支援業務を行うBooking.com Japan株式会社をして要請させている。

（令和4年3月16日 確約計画の認定）

また、株式会社ユニクエストによる拘束条件付取引等被疑事件について審査を行ったところ、株式会社ユニクエストから特約加盟店制度（注10）を廃止する等の改善措置を講じた旨の報告がなされたため、その内容を検討したところ、本件被疑行為を解消するものとして認められたことから、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

- **株式会社ユニクエストによる拘束条件付取引等被疑事件**

株式会社ユニクエストが、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービス（インターネットを通じて全国の一般消費者から葬儀の申込みを受け、提携している葬儀社に対して葬儀の施行を依頼する事業をいう。以下同じ。）に関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社（以下「本件葬儀社」という。）に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。

（令和3年12月2日 公表）

（注10） 本件葬儀社が他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引しないことを条件として、株式会社ユニクエストが当該本件葬儀社に支払う委託手数料相当額を一般加盟店よりも増額する制度。

(2) 優越的地位の濫用

令和3年度においては、楽天グループ株式会社による優越的地位の濫用被疑事件について審査を行ったところ、楽天グループ株式会社から、「共通の送料込みライン」（注11）に参加すること等について、出店事業者の意思を尊重する等の会社の方針を営業担当者等に周知徹底するとともに、出店事業者に周知する等の改善措置の申出がなされたことにより、本件被疑行為は解消するものと認められたことから、当該措置を実施したことを確認した上で、審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

・ 楽天グループ株式会社による優越的地位の濫用被疑事件

公正取引委員会は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）が、楽天が運営するオンラインモール「楽天市場」に出店している出店事業者に対し、「共通の送料込みライン」を令和2年3月18日から一律に導入することを通知するなどしたことから、同年2月28日、東京地方裁判所に対し、楽天が「共通の送料込みライン」を一律に導入することの一時停止を求め、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づいて緊急停止命令の申立てを行った。

こうした中、楽天は、同年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできる措置を行うこと等を公表し、その後、出店事業者が適用対象外申請を行うための手続を設けた（適用対象外申請を行うことができるのは、令和元年7月以前に楽天との間で出店契約を締結した店舗のみである。）。公正取引委員会は、出店事業者が「共通の送料込みライン」に参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げた。ただし、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、継続して審査を行ってきた。

審査の結果、楽天が、令和元年7月以前から楽天市場に出店している出店事業者に対し（楽天は、令和元年8月1日以降は、「共通の送料込みライン」への参加に同意した店舗とのみ出店契約を締結している。）、店舗を担当する営業担当者等（楽天市場の店舗の運営に関する出店事業者からの相談等に対応している。）により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し若しくは変更し又は取引を実施している疑い（独占禁止法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する疑い。）のある事実が認められた。

（令和3年12月6日 公表）

（注11） 原則として3,980円（税込み）以上の注文の場合に「送料無料」と表示する施策。

このほか、令和3年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして46件の注意を行った（別添参照）。

(3) 競争者に対する取引妨害

令和3年度においては、テニスラケットの製造販売業者らによる競争者に対する取引妨害事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

- ・ アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・エンターテインメント・グッズ・カンパニーに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・エンターテインメント・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ当該行為を既に行っていないことを確認する旨取締役会において決議すること等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。
(令和4年3月25日 確約計画の認定)

(4) 不当廉売

令和3年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注12）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして244件の注意を行った。

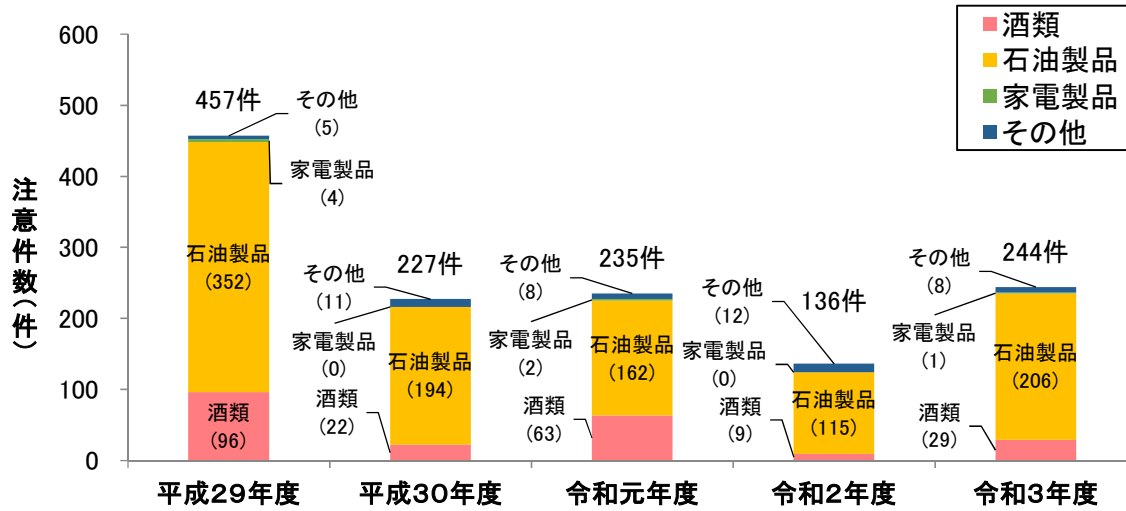
（注12） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 令和3年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	29	206	1	8	244

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



(5) その他（協同組合等による不公正な取引）

その他の事例として、農業分野では、農業協同組合連合会において一部の単位農協に対し、取引条件等を差別的に取り扱っていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合が、全量出荷を要請するなどした疑いや、直接需要者に販売した組合員に対し手数料を課すこととしていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例などがある。

第3 タスクフォースの取組状況等

1 IT・デジタル関連分野

公正取引委員会は、IT・デジタルタスクフォース（注13）を設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月に専用の情報提供窓口を設置している。公正取引委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。令和3年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は140件となっている。平成28年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

表4 IT・デジタル関連分野における情報受付件数

（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
情報受付件数	50	104	117	180	182	140

（注13） 令和3年8月にITタスクフォースから改称。

2 その他の分野

公正取引委員会は、前記1のIT・デジタルタスクフォースのほか、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置している。また、専用の情報提供窓口を設置しており、令和3年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、農業分野が30件、電力・ガス分野が31件となっている。

【情報提供窓口の電話番号等】

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387（※）

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注14）

令和3年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件（東京地方裁判所7件、東京高等裁判所0件、最高裁判所3件）（注15）であったところ、同年度中に新たに2件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（そのうちの1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和3年度当初において東京地方裁判所に係属中であった7件のうち4件については、令和3年度中に判決（請求棄却）があり、同年度中に上訴期間が満了するものであったところ、いずれも同年度中に控訴され、東京高等裁判所に係属中（注16）である。

令和3年度当初において最高裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果、令和3年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった（別表第7表・第8表参照）。

なお、前記執行停止の申立て1件については、令和3年度中に東京地方裁判所において却下決定が出された。

（注14） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注15） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において番号が付される事件の数である。

（注16） なお、令和3年度中に東京地方裁判所が請求を棄却した4件のうち2件については同裁判所係属中に併合されたため、控訴審である東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから、以降は1件としている。

第5 審決取消請求訴訟

令和3年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注17）は15件であり、令和3年度中にこれらの訴訟における判決等はなかったため、令和3年度末時点においても引き続き当該15件の審決取消請求訴訟が係属中である（別表第9表参照）。

（注17） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度		2 9	3 0	元	2	3	
審査 件 数	前年度からの繰越し	2 1	2 5	2 3	1 8	1 0	
	年度内新規着手	1 2 2	1 1 8	7 6	8 3	1 0 3	
	合 計	1 4 3	1 4 3	9 9	1 0 1	1 1 3	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 3	8	1 1	9	3
		確約計画の認定 対象事業者数	4 1	4 6	4 0	2 0	3 4
		—	—	0	2	6	2
		—	—	0	2	6	3
	そ の 他	終 了（違反認定）	1	0	0	0	0
		警 告	3	3	2	0	0
		注 意	8 8	9 5	5 7	7 3	9 2
		打切り	1 3	1 4	9	3	3
		小 計	1 0 5	1 1 2	6 8	7 6	9 5
	合 計		1 1 8	1 2 0	8 1	9 1	1 0 0
次年度への繰越し		2 5	2 3	1 8	1 0	1 3	
課 徴 金 納 付 命 令	対象事業者数	3 2	1 8	3 7	4	3 1	
	課徴金額	18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万	43 億 2923 万	21 億 8026 万	
告 発 件 数		1	0	0	1	0	

第2表 令和3年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他			合計	
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意		打切り
私 的 独 占			0	0	0	0	1	1	2
カルテル	価格カルテル		0	0	0	0	4	0	4
	入札談合		3	0	0	0	0	0	3
	小 計		3	0	0	0	4	0	7
不正な取引方法 (注2)	再販売価格の拘束		0	0	0	0	7	0	7
	その他の拘束・排他条件付取引		0	1	0	0	14	1	16
	取引妨害		0	1	0	0	0	0	1
	優越的地位の濫用		0	0	0	0	46	1	47
	不当廉売		0	0	0	0	13	0	13
	その他		0	0	0	0	1	0	1
	小 計		0	2	0	0	81	2	85
そ の 他（注3）			0	0	0	0	6	0	6
合 計			3	2	0	0	92	3	100

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容		年度					合計
		29	30	元	2	3	
私 的 独 占（注2）		0	0	1	1	0	2
カ ル テ ル	価格カルテル	1	1	6	6	0	14
	入札談合	5	3	3	1	3	15
	受注調整	5	3	0	1	0	9
	小 計	11	7	9	8	3	38
不 公 正 な 取 引 方 法 （ 注 2）	再販売価格の拘束	0	0	2	0	0	2
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	3	1	5
	取引妨害	0	1	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	0	0	0	3	0	3
	その他	1	0	0	0	0	1
	小 計	1	1	3	6	2	13
その他（注3）		1	0	0	0	0	1
合 計		13	8	13	15	5	54

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

第4表 令和3年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
1	4 (措) 1	国、地方公共団 体等が発注す る群馬県の区 域に所在する 施設を対象に した機械警備 業務の競争入 札等の参加業 者に対する件	国、地方公共団体等発注の機械警備業 務の競争入札等の参加業者が、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。	3条後段	R4.2.25
2	4 (措) 2	日本年金機構 が発注するデー タプリントサー ビスの入札等の 参加業者に対 する件	日本年金機構発注のデータプリントサ ービスの入札等の参加業者が、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。	3条後段	R4.3.3
3	4 (措) 3	独立行政法人 地域医療機能 推進機構が発 注する医薬品 の入札参加業 者に対する件	独立行政法人地域医療機能推進機構発 注の医薬品の入札参加業者が、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。	3条後段	R4.3.30

第5表 令和3年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件名	内容	関係 法条	認定年月日
1	4 (認) 1	Booking .com B.V.に 対する 件	<p>公正取引委員会は、Booking.com B.V. に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ Booking.com B.V. は、自らが運営する「Booking.com」と称する宿泊予約サイト（以下「Booking.com サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運業者（以下「宿泊施設運業者」という。）との間で締結する契約において、Booking.com サイトに宿泊施設運業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国において Booking.com B.V. に対する支援業務を行う Booking.com Japan 株式会社をして要請させている。</p>	19条 (一般 指定12 項)	R4.3.16
2	4 (認) 2、3	ア メ ア ス ポ ー ツ ジ ャ パ ン 株 式 会 社 及 び ウ ィ ル ソ ン ・ ス ポ ー テ ィ ン グ ・ グ ズ ・ カ ン パ ニ ー に 対 する 件	<p>公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーティング・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ウィルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。</p>	19条 (一般 指定14 項)	R4.3.25

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 令和3年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件 令和4年(措)第1号	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4	1480万	R4.2.25
2	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件 令和4年(措)第2号	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24	17億4161万	R4.3.3
3	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件 令和4年(措)第3号	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	4億2385万	R4.3.30
合計			31	21億8026万	

第7表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴訟提起日	裁判所	判決内容等
1	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京高裁	R4. 3. 3 東京地方裁判所にて請求棄却判決（R4. 3. 17 控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R2. 3. 27） （確定）
3	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
4	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京高裁	R3. 8. 5 東京地方裁判所にて請求棄却判決（R3. 8. 18 控訴） （課徴金納付命令取消請求）
5	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 1. 6	東京高裁	R4. 2. 10 東京地方裁判所にて請求棄却判決（R4. 2. 27 控訴） （排除措置命令取消請求及び課徴金納付命令取消請求）
			R3. 3. 29		
6	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
7	鹿島建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 6. 21	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
8	三条印刷株式会社による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4. 3. 4	東京地裁	（排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R4. 3. 29） （確定）

第8表 令和3年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	訴訟の対象となった行政処分（違反行為）の内容	訴訟提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 36 億 4018 万円）	28. 9. 26	最高裁 R3. 10. 8	上告棄却及び上告不受理決定（確定） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京地裁 R4. 3. 3	請求棄却判決 （R4. 3. 17 控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
3	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	最高裁 R3. 9. 17	上告不受理決定（確定） （課徴金納付命令取消請求）
4	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30. 6. 25	最高裁 R3. 7. 1	上告棄却及び上告不受理決定（確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（30. 7. 11） 即時抗告の棄却決定（30. 7. 17）（確定）
5	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京地裁 R3. 8. 5	請求棄却判決 （R3. 8. 18 控訴） （課徴金納付命令取消請求）
6	マイナミ空港サービス株式会社による件（排除措置命令について）	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限している。	R3. 1. 6	東京地裁 R4. 2. 10	請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） （排除措置命令取消請求）
7	マイナミ空港サービス株式会社による件（課徴金納付命令について）	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 3. 29	東京地裁 R4. 2. 10	請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴） （課徴金納付命令取消請求）

第9表 令和3年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	(株)ラルズによる件 (食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	31.4.24	東京高裁 R3.3.3	請求棄却判決 (R3.3.15 上告受理申立て)
				最高裁	係属中
2	(株)エディオンによる件 (優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 40億4796万円→30億3228万円 被審人と92社それぞれの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。</p>	R元.11.1	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
3	ダイレックス(株)による 件 (優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	R2.4.2	東京高裁	係属中
4	東洋シャッター(株)による 件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5億2549万円→4億8404万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.29	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
5	三和ホールディングス(株)ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 28億1540万円→27億5611万円 (被審人2名合計) 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中
6	文化シャッター(株)による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 17億8167万円→17億3831万円</p> <p>被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>			
7	<p>サクラパックス(株)ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6139万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.9	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
8	レンゴー(株)ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 46億6156万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中
9	レンゴー(株)による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意(本件合意)することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 10億7044万円→10億6758万円</p> <p>被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>			
10	<p>王子コンテナ（株）ほか10名による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

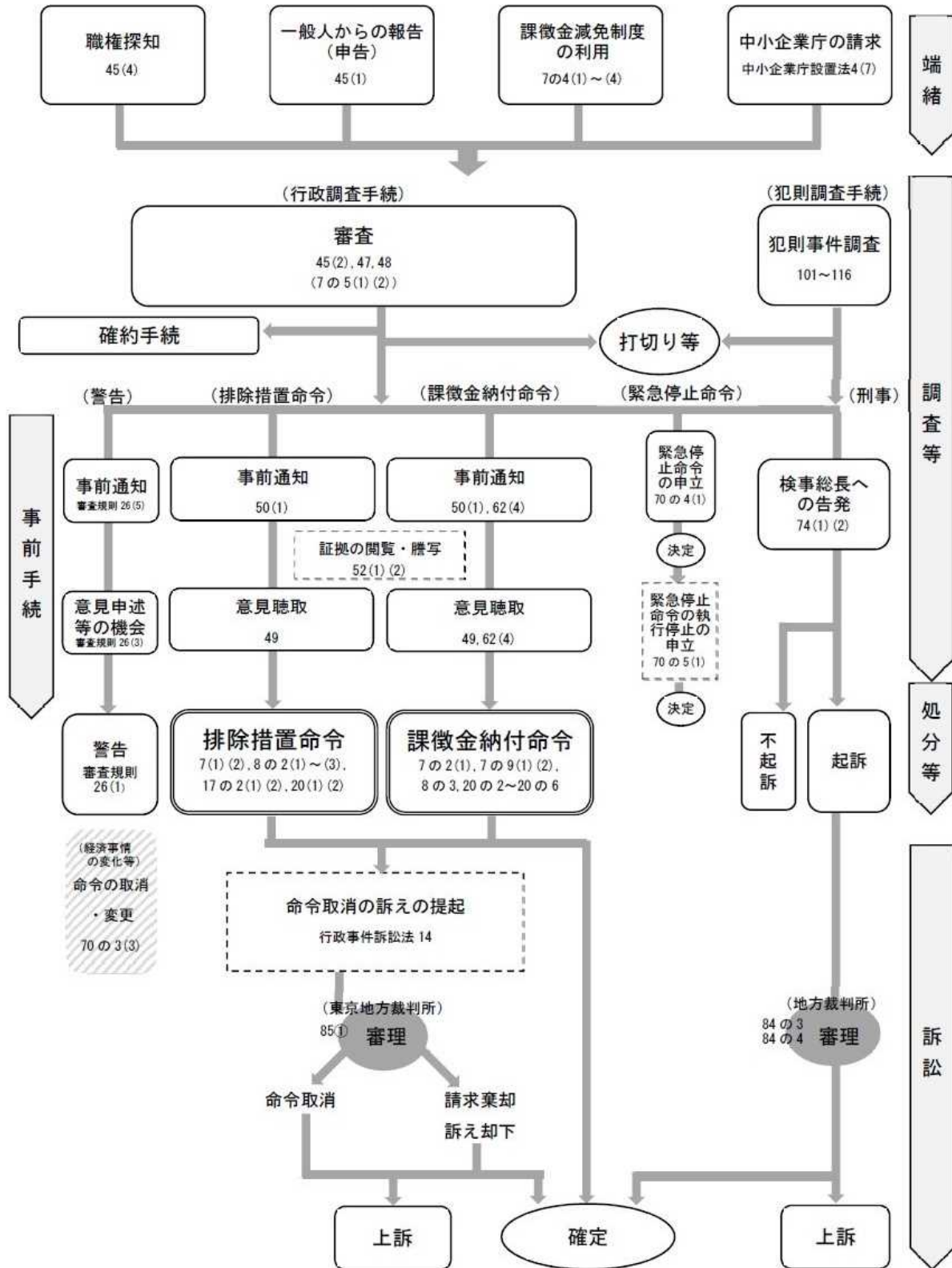
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 27億1255万円→27億192万円 （被審人11名合計） 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナ及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額</p>			
11	コバシ(株)ほか6名による件（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 1億5871万円→1億5785万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額</p>			
12	<p>福野段ボール工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)</p>	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

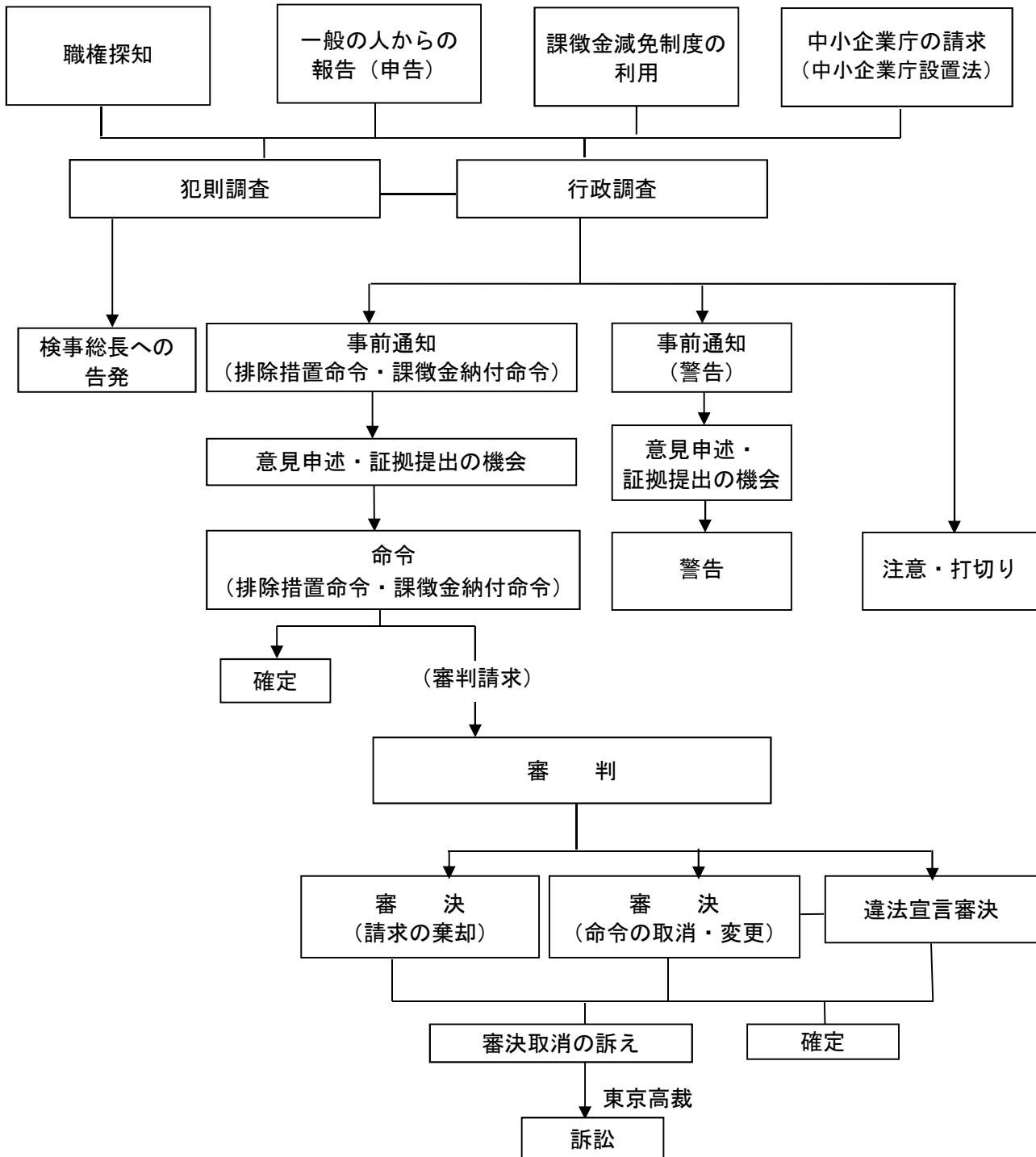
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		<p>【課徴金額に係る認定】 2557万円→2529万円</p> <p>被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。</p> <p>訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額</p>			
13	<p>（株）トーモクほか3名による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）</p>	<p>【違反行為に係る認定】</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億9211万円 （被審人4名合計）</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
14	(株)トーモクによる件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げること合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中
15	東京コンテナ工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)の施行(平成27年4月1日)により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和3年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和3年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約67日であった（前年度は約76日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者に過去の注意後の改善状況を確認し、不十分な場合には関係事業者を招致等して注意を行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

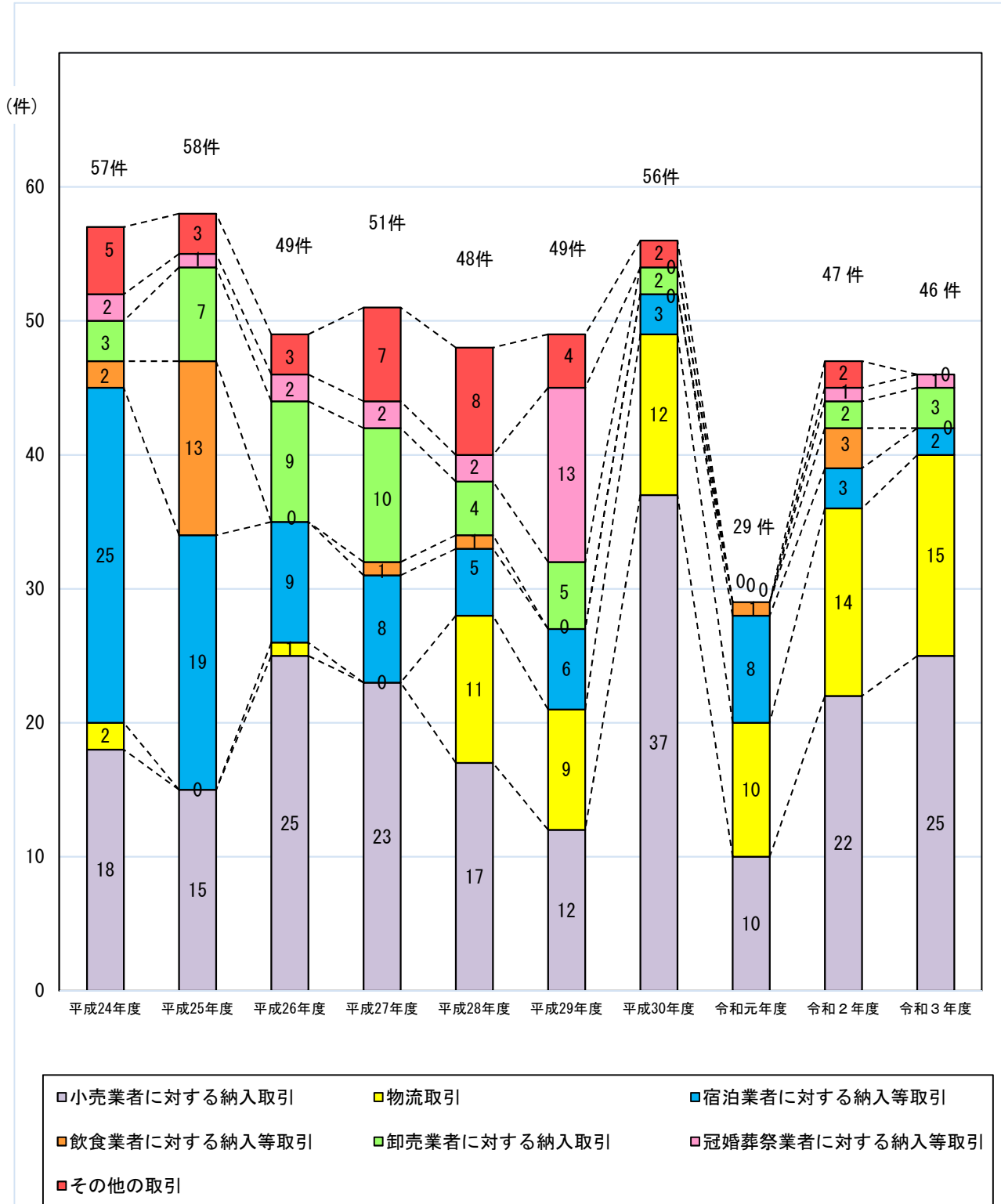
第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和3年度に46件の注意を行った。

2 注意の件数及び内容

<図：年度別注意件数の推移>



(1) 注意を行った46件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が25件と最も多く、次いで物流取引が15件、卸売業者に対する納入取引が3件、宿泊業者に対する納入等取引が2件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が1件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が68件中23件と最も多く、次いで「返品」が16件となっている。

また、物流取引については、「減額」が29件中11件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」及び「返品」が5件中いずれも2件であり、次いで「受領拒否」が1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「減額」が26件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が24件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取 引	飲食業者 に対する 納入等取 引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	2	0	1	1	0	9
協賛金等の負担の 要請	9	0	0	0	1	0	0	10
従業員等の派遣の 要請	23	0	0	0	1	0	0	24
その他経済上の 利益の提供の要請	1	3	0	0	0	0	0	4
受領拒否	0	0	1	0	0	0	0	1
返品	16	0	2	0	0	0	0	18
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	15	11	0	0	0	0	0	26
取引の対価の一方 的決定	0	1	0	0	0	0	0	1
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	6	0	0	0	0	0	6
その他	0	3	0	0	1	0	0	4
合計	68	29	5	0	4	1	0	107

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(46件)と行為類型の内訳の合計数(107件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、お節料理、お歳暮ギフト等の季節商品について、商品のチラシと要請文書を納入業者に送付することにより購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ホームセンター業及びペットショップ業を営むBは、納入業者に対し、Bの店舗において一定金額以上の商品を購入した顧客に無料で配布しているカレンダーの協賛金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (3) ギフト用品等販売店のフランチャイズチェーンを運営するCは、納入業者に対し、広告の協賛金として、実態のない算出根拠を示して協賛金の負担を要請していた上、広告の製作等に要する費用を超える額の協賛金を負担させていた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ペットショップ業を営むDは、納入業者に対し、新規開店、改装開店、店舗閉店及び部門改装に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、請求のなかった納入業者に対して、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) ホームセンター業等を営むEは、納入業者に対し、店舗の改装開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の撤去作業及び陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (6) 自動車販売業等を営むFは、納入業者に対し、Fが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、他社商品を含むタイヤの組替え作業、バランス調整等を行わせているにもかかわらず、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

その他経済上の利益の提供要請

- (7) 自動車販売業等を営むGは、納入業者に対し、Gが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、タイヤを購入した顧客に配布する景品を無償で提供するよう要

請していた。

返品

- (8) ホームセンター業を営むHは、納入業者に対し、商品の購入に当たって納入業者との間で返品の条件を定めておらず、売れ行きが悪い商品、棚替えに伴い定番から外れた商品及び改装開店や店舗閉店に伴い撤去する商品等について、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。
- (9) ホームセンター業を営むIは、納入業者に対し、買取条件で取引している長期間売れ残った商品や棚から外れた商品について、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。また、季節商品について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めることなく返品していた。

減額

- (10) ホームセンター業を営むJは、納入業者に対し、商品の入替えにより定番商品から外れ、納入業者に返品を打診したものの、納入業者から返品を断られた商品について、返品代わりに値引販売していたが、その際、利益の減少に対処するために当該商品の値引きの原資の負担を要請し、納入業者が要請に応じれば、支払代金から減額していた。
- (11) ホームセンター業を営むKは、納入業者に対し、返品を断った納入業者の商品を値引きして販売する際に、利益の減少に対処するため、実際の納入価格と値引販売での売価を前提とした場合に想定される納入価格との差額の負担を要請し、支払代金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 建築用資材等の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の請求漏れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (2) 建設機械等の賃貸業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらかじめ書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合、その翌営業日に運送代金を支払っていた。

減額

- (3) 食品卸売業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者との間で取り決めた引下げ後の運賃の新単価を引下げ前の単価で発注した運送業務に遡って適用することにより、支払代金の額を減額して支払っていた。
- (4) 道路舗装工事業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「端数処理」と称して毎月の支払代金から1,000円未満、5,000円未満等の額を減額して支払っていた。また、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料の実費を超える額を減額し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに「手形手数料」と称して代金を減額していた。

買いたたき

- (5) 食品卸売業を営むPは、運送業務及び保管業務を委託する物流事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による自社の売上げ減少を理由として、物流事業者と十分に協議する機会を設けることなく、通常より低い代金の額を決定していた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (6) 建設機械器具等の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qの営業拠点等での商品の積込時や届け先での納品時に待機時間が発生しているにもかかわらず、物流事業者に対し、待機料を請求しないよう求め、当該費用を請求しない物流事業者に対し、待機料を支払っていなかった。
- (7) 建設用仮設機材等の賃貸業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、運送先での荷卸し時に発生する待機については待機料を支払っているものの、R又は顧客の都合によりRの営業拠点で発生した商品の積込み時の待機について、具体的な待機時間を把握しておらず、待機料も支払っていなかった。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、直近まで購買担当であった者を通じ、自社が販売するお節料理の購入を要請していた。

受領拒否

- (2) 宿泊業を営むTは、取引先事業者に対し、商品の発注の取消し又は納期の延期に当たり、事前に取引先事業者の同意を得ていたものの、発注の取消し等によって取引先事業者に通ずべき損失を負担していなかった。

返品

- (3) 宿泊業を営むUは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による宿泊客の減少に伴い、販売する土産品に売れ残りが発生し、販売できる見込みがなかったことから、商品の返品によって取引先事業者に通生ずべき損失を負担することなく返品していた。

4 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 業務用食品卸売業を営むVは、取引先事業者に対し、発注担当部署から、年間の取引額の一定率相当額の範囲内でディナーショーチケット、食事券、お節料理等の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 飲食料品の卸売業を営むWは、納入業者に対し、販促企画に係る協賛金として、その算出根拠や用途等について十分な説明をすることなく、毎年2回、取引額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) 飲食料品の卸売業を営むXは、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、納入業者に対して、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 冠婚葬祭業を営むYは、取引先事業者に対し、購買担当部署から、取引金額の一定率相当額のクリスマスケーキやギフト商品を購入するよう要請していた。

令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和5年6月1日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和4年度においては、東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案や電力小売分野における市場分割カルテル等大規模な入札談合、カルテル事案に厳正に対処したほか、情報システム調達に係る実態調査等のアドボカシーと連携した事案や電力小売分野等規制改革が進められた分野における事案への効果的な取組を行った。また、インボイス制度の導入等に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など中小事業者等に不当に不利益を与える行為にも迅速に対処した。

令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和4年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ29名の事業者に対して、8件の排除措置命令を行った。排除措置命令8件の内訳は、価格カルテル1件、その他のカルテル（注1）3件、入札談合4件となっている。価格カルテル・その他のカルテル・入札談合8件の市場規模は、総額2兆5370億円超である。

また、令和4年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、4名の事業者に対して、3件の確約計画の認定を行った（注2）。いずれも不公正な取引方法（再販売価格の拘束1件、その他の拘束・排他条件付取引（注3）1件、競争者に対する取引妨害1件）となっている。

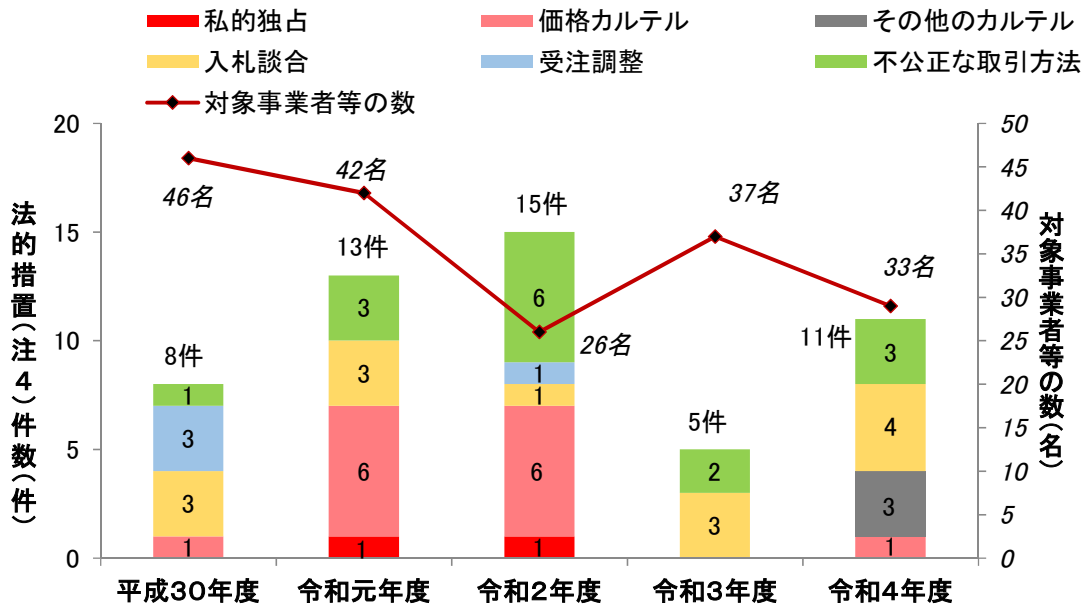
（注1） その他のカルテルとは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである（以下同じ。）。

（注2） 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

（注3） その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す（以下同じ。）。

第1から第4までにに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
第5に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当） 電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 法的措置（注4）件数等の推移



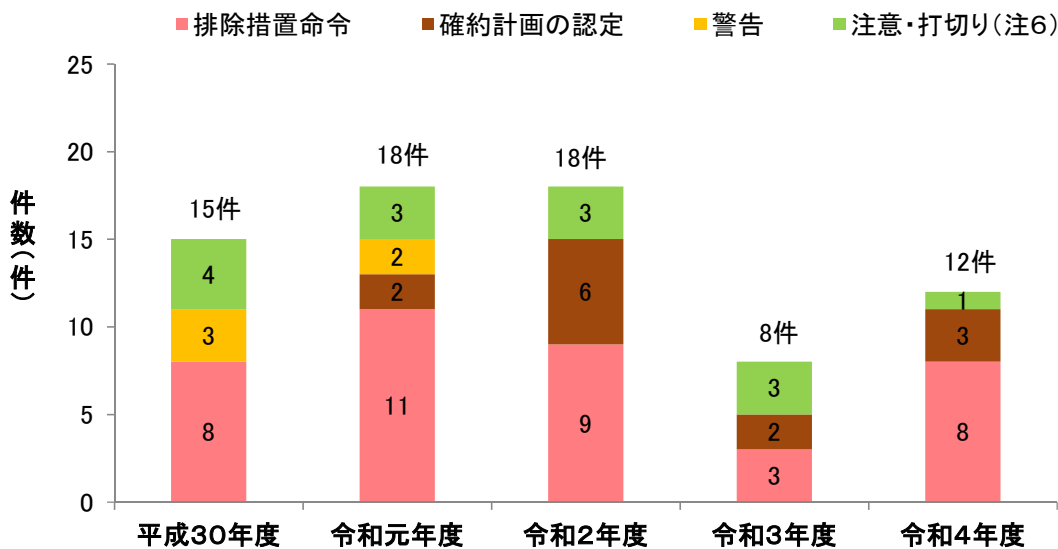
（注4） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注5） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(2) その他の事件処理の状況

令和4年度においては、事業者から自発的な措置の報告を受けた1件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



（注6） 事案の概要を公表したものに限る。

(3) 課徴金納付命令の状況

令和4年度においては、延べ21名の事業者に対して、総額1019億8909万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は48億5662万円（注7）であった。

（注7） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

表1 課徴金額等の推移

年度	30	元	2	3	4
課徴金納付命令					
課徴金額（億円）	2.6	692.7	43.2	21.8	1019.8
対象事業者数（名）	18	37	4	31	21

（注8） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

2 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」（注9）を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

令和4年度においては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等（注10）の入札談合事件について、令和5年2月28日、広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む6社及び同6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた者6名並びに組織委員会大会準備運営第一局次長等としてテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた者1名を、検事総長に告発した。公正取引委員会は、本件について、発注者である組織委員会の従業者と国内外の主要なスポーツイベント等の運営実績がある大手の広告代理店又は大手のイベント企画・運営会社等である被告発会社らが、国家的プロジェクトである東京2020大会の運営業務等を対象として入札談合を行っていたことなどから、「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」に照らし、告発することとしたものである。

（注9） 同方針（平成17年、平成21年及び令和2年に一部改定）については、以下のリンク先を参照。

ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/kokuhatsuhoushin.pdf

（注10） 「テストイベント計画立案等業務委託契約等」とは、組織委員会が順次発注する東京2020大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約をいう。

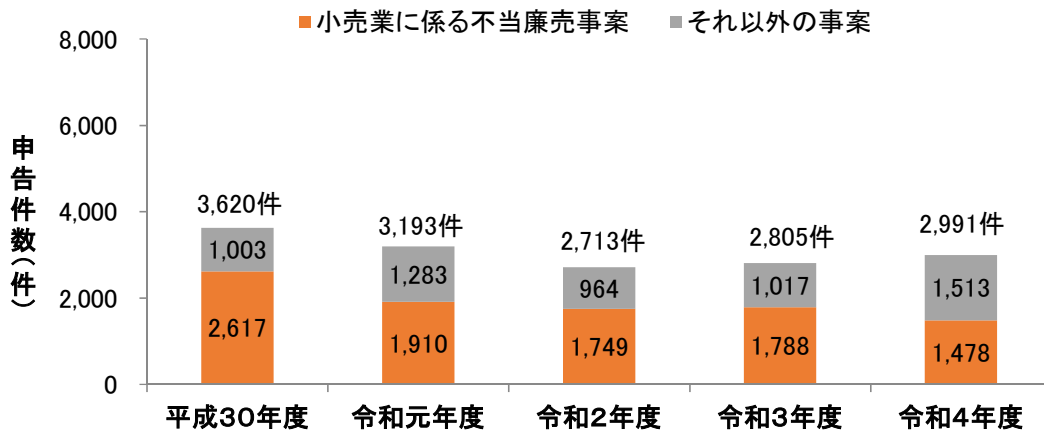
3 申告の状況

令和4年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,991件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和4年度において

は、2, 735件の通知を行った。

図3 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和4年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、22件であった（平成18年1月の制度導入時から令和4年度末までの累計は1,417件）。

また、令和4年度においては、価格カルテル・その他のカルテル・入札談合事件8件における延べ22名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注11）。このうち、2事件計4名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注11） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトにて、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表2 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	累計 (注12)
申請件数	72	73	33	52	22	1,417

(注12) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和5年3月末までの件数の累計。

表3 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件、延べ事業者数)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	累計 (注15)
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注13)(注14)	7	9	8	3	8	164
課徴金減免制度が適用された事業者数	21	26	17	10	22	423

(注13) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注14) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注15) (注11)を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和5年3月末までの件数又は事業者数の累計。

表4 調査協力減算制度の適用状況

(単位：件、事業者数)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	累計
調査協力減算制度が適用された法的措置件数	—	—	0	0	2	2
調査協力減算制度が適用された事業者数	—	—	0	0	4	4

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル

令和4年度においては、炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らによる価格カルテル事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ **炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らによる価格カルテル事件**

炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。

（令和4年12月15日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：1億4966万円）

2 その他のカルテル

令和4年度においては、旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件について、3件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

- ・ **旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件**

(1) 中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。

(2) 中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、
ア 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する

イ 関西電力株式会社にあつては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。

(3) 九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。

（令和5年3月30日 排除措置命令（3件）及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：1010億3399万円）

- 電気事業連合会に対する申入れ

電気事業連合会の会員である中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社及び九州電力株式会社を含む違反事業者により、上記の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと、また、本件審査において、当該違反事業者が、同連合会が開催する会合の機会や同連合会へ出向したことがある者同士が出向した際に構築した業務上の関係を利用して、本件違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、同連合会に対し、今後、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、同連合会の会員、役員及び事務局職員に対して周知徹底することを申し入れた。

- 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

(1) 違反事業者により、上記の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。

(2) 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する

情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。

- (3) 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等を行っていた者がいたこと。
- (4) 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。
- (5) 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。
- (6) 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。
- (7) 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めていた者がいたこと。

3 入札談合

令和4年度においては、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らによる入札談合事件（2件）、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者による入札談合事件、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らによる入札談合事件について、4件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らによる談合事件

- (1) 広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- (2) 広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和4年10月6日 排除措置命令（2件）及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：5682万円)

・ 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者による談合事件

- 愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和4年10月17日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1億2134万円)

・ 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らによる談合事件

- 独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(令和5年3月24日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：6億2728万円)

4 不公正な取引方法

(1) 再販売価格の拘束

令和4年度においては、株式会社一蘭による再販売価格の拘束被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

・ 株式会社一蘭に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ 株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず

- (1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に
- (2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に当該商品をそれぞれ供給している。

（令和4年5月19日 確約計画の認定）

(2) 拘束条件付取引

令和4年度においては、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールによる拘束条件付取引被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

・ エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サール（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expediaサイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス株式会社をして要請させている。

（令和4年6月2日 確約計画の認定）

(3) 優越的地位の濫用

令和4年度においては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収について、当該徴収を取りやめるなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったことから、事案の概要を公表した。

・ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について

公正取引委員会は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取引先が、株式会社セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告（注16）をした後、これに関連して、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。

（令和4年12月22日 公表）

（注16） 株式会社エスアイシステムに対する勧告について

ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/sep/220909_SIsystem.html

このほか、令和4年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして55件の注意を行った（別添参照）。

(4) 競争者に対する取引妨害

令和4年度においては、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（注17）の販売業者による競争者に対する取引妨害被疑事件について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

（注17） 組織が持つ情報（コンテンツ）の配信、版管理等を行うためのシステムをいう。

・ 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社（以下「2社」という。）に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務（以下「本件業務」という。）の発注を検討している市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。

（令和4年6月30日 確約計画の認定）

- 地方公共団体への周知

公正取引委員会は、市町村等におけるベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止のための取組に資するべく、全国の地方公共団体に対し、本件新聞発表文を周知した。

(5) 不当廉売

令和4年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注18）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして192件の注意を行った。

また、「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」の改定（令和4年11月11日）も踏まえて、繰り返し注意を受けた事業者に対し、①複数の給油所を運営している場合にあっては、事案に応じて本社の責任者に対して注意を行う、②注意後の販売価格、仕入価格等について報告を求めるなどして問題がみられる場合には早期に対処することとするなど実効性のある事件処理に努めた。

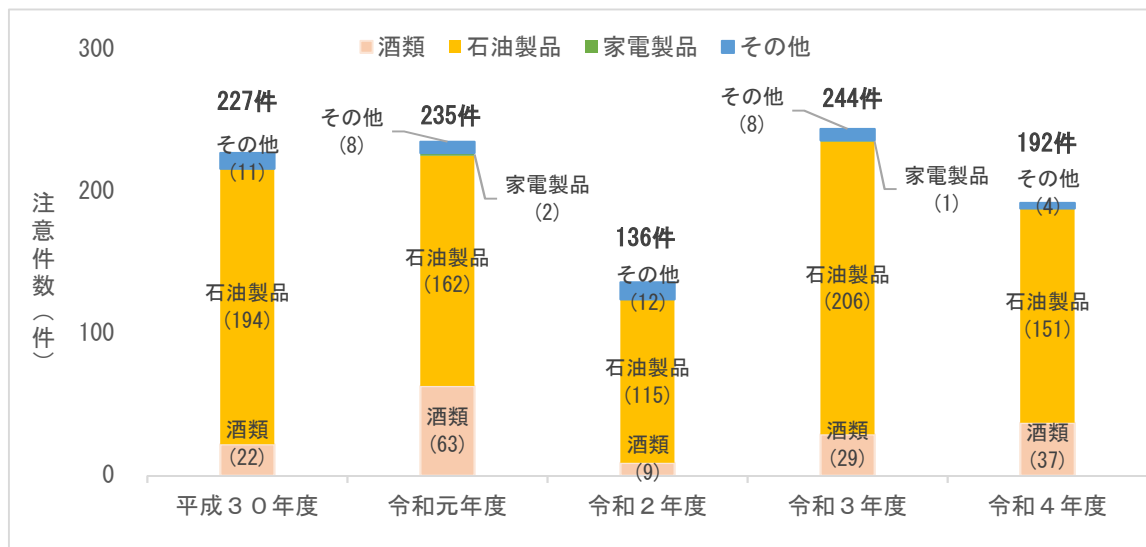
（注18） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表5 令和4年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	37	151	0	4	192

図4 不当廉売事案の注意件数の推移



(6) その他（協同組合等による不公正な取引）

その他の事例として、農業分野では、米穀等を集荷し販売する事業者を組合員とする協同組合が、組合員に対し、協同組合以外への米穀の出荷分に対し手数料を徴収していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合が、組合員との間で、全量出荷を条件として漁業権を行使するための契約を締結していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意を行った事例などがある。

第3 タスクフォースの取組状況等

1 IT・デジタル関連分野

公正取引委員会は、IT・デジタルタスクフォース（注19）を設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、同分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月に専用の情報提供窓口を設置している。公正取引委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。令和4年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は139件となっている。平成29年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

表6 IT・デジタル関連分野における情報受付件数

（単位：件）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
情報受付件数	104	117	180	182	140	139

（注19） 令和3年8月にITタスクフォースから改称。

2 その他の分野

公正取引委員会は、前記1のIT・デジタルタスクフォースのほか、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置している。また、専用の情報提供窓口を設置しており、令和4年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、農業分野が40件、電力・ガス分野が87件となっている。

【情報提供窓口の電話番号等】

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387（※）

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/application/zzza092.html>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注20）

令和4年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件（東京地方裁判所5件、東京高等裁判所3件）（注21）であったところ、同年度中に新たに提起された排除措置命令等取消請求訴訟はなかった。

令和4年度当初において東京地方裁判所に係属中であった5件のうち2件については、令和4年度中に判決（請求棄却）があり、いずれについてもその後控訴（うち1件については令和5年度に控訴）され、東京高等裁判所に係属中である。

令和4年度当初において東京高等裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が控訴を棄却する判決をしたが、いずれについてもその後、最高裁判所に上告及び上告受理申立てがなされ、2件のうち1件については同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については同裁判所に係属中である。

これらの結果、令和4年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は6件（上記令和5年度に控訴された1件は含まない）であった。

（注20） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注21） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において番号が付される事件の数である。

第5 審決取消請求訴訟

令和4年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注22）は15件であり、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が2件（いずれも原告が上訴）、最高裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件あった（別表第9表参照）。

この結果、令和4年度末時点では14件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注22） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度		3 0	元	2	3	4	
審査 件数	前年度からの繰越し	2 5	2 3	1 8	1 0	1 3	
	年度内新規着手	1 1 8	7 6	8 3	1 0 3	1 0 3	
	合 計	1 4 3	9 9	1 0 1	1 1 3	1 1 6	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	8	1 1	9	3	8
		確約計画の認定 対象事業者数	4 6	4 0	2 0	3 4	2 9
		確約計画の認定 対象事業者数	0	2	6	2	3
		対象事業者数	0	2	6	3	4
	そ の 他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	3	2	0	0	0
		注 意	9 5	5 7	7 3	9 2	8 3
		打切り	1 4	9	3	3	5
		小 計	1 1 2	6 8	7 6	9 5	8 8
	合 計		1 2 0	8 1	9 1	1 0 0	9 9
次年度への繰越し		2 3	1 8	1 0	1 3	1 7	
課 徴 金 納 付 命 令	対象事業者数	1 8	3 7	4	3 1	2 1	
	課徴金額	2 億 6111 万	692 億 7560 万	43 億 2923 万	21 億 8026 万	1019 億 8909 万	
告 発 件 数		0	0	1	0	1	

第2表 令和4年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他			合計
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	
私 的 独 占		0	0	0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル	1	0	0	0	2	0	3
	その他のカルテル	3	0	0	0	0	0	3
	入札談合	4	0	0	0	1	0	5
	小 計	8	0	0	0	3	0	11
不正な取引方法 (注2)	再販売価格の拘束	0	1	0	0	8	1	10
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	5	0	6
	取引妨害	0	1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	55	2	57
	不当廉売	0	0	0	0	3	1	4
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	3	0	0	73	5	81
そ の 他（注3）		0	0	0	0	7	0	7
合 計		8	3	0	0	83	5	99

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

内容		年度					合計
		30	元	2	3	4	
私 的 独 占（注2）		0	1	1	0	0	2
カ ル テ ル	価格カルテル	1	6	6	0	1	14
	その他のカルテル	0	0	0	0	3	3
	入札談合	3	3	1	3	4	14
	受注調整	3	0	1	0	0	4
	小 計	7	9	8	3	8	35
不 公 正 な 取 引 方 法 （ 注 2）	再販売価格の拘束	0	2	0	0	1	3
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	3	1	1	6
	取引妨害	1	0	0	1	1	3
	優越的地位の濫用	0	0	3	0	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	3	6	2	3	15
合 計		8	13	15	5	11	52

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

第4表 令和4年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件名	内容	違反法 条	命令年月 日
1	4 (措) 4	広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R4.10.6
2	4 (措) 5	広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件	広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R4.10.6
3	4 (措) 6	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者らに対する件	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R4.10.17
4	4 (措) 7	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。	3条後段	R4.12.15
5	5 (措) 1	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	R5.3.24
6	5 (措) 2	旧一般電気事業者らに対する件	中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。	3条後段	R5.3.30
7	5 (措) 3	旧一般電気事業者に対する件	中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力株式会社にあつては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。	3条後段	R5.3.30
8	5 (措) 4	旧一般電気事業者らに対する件	九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。	3条後段	R5.3.30

第5表 令和4年度確約計画の認定一覧

一連番号	事件番号	件名	内容	関係法条	認定年月日
1	4 (認) 4	株式会社一蘭に対する件	<p>公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p>	19条(2)条9項4号)	R4.5.19
2	4 (認) 5	エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する件	<p>公正取引委員会は、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サール（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expediaサイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス株式会社をして要請させている。</p>	19条(一般指定12項)	R4.6.2
3	4 (認) 6、7	株式会社サイネックス及び	<p>公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社（以下「2社」という。）に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社</p>	19条(一般指定14項)	R4.6.30

		株式会社スマートフォンに対する件	<p>からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。</p>		
--	--	------------------	--	--	--

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第6表 令和4年度刑事告発事例

件名	内容	関係法条	告発年月日
<p>株式会社電通グループほか11名(6社、個人6名)及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名</p>	<p>6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。</p>	<p>独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条</p>	<p>R5.2.28</p>

第7表 令和4年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 令和4年(措)第4号	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	4234万	R4.10.6
2	広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件 令和4年(措)第5号	広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	6	1448万	R4.10.6
3	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 令和4年(措)第6号	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	1億2134万	R4.10.17
4	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件 令和4年(措)第7号	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。	2	1億4966万	R4.12.15
5	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件 令和5年(措)第1号	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5	6億2728万	R5.3.24
6	旧一般電気事業者らに対する件 令和5年(措)第2号	中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。	2	275億5590万	R5.3.30

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
7	旧一般電気事業者に対する件 令和5年（措）第3号	中国電力株式会社及び関西電力株式会社が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力株式会社にあつては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。	1	707億1586万	R5.3.30
8	旧一般電気事業者らに対する件 令和5年（措）第4号	九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。	1	27億6223万	R5.3.30
合 計			21	1019億8909万	

第8表 令和4年度において係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京高裁	R4. 3. 3 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 3. 17 控訴） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
2	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京高裁	R4. 9. 15 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 9. 30 控訴） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（R2. 3. 27） （確定）
3	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京地裁	R5. 3. 30 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 令和 4 年度末時点 上訴期間中 （R5. 4. 12 控訴） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
4	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	—	R3. 8. 5 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R3. 8. 18 控訴） R4. 6. 8 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （R4. 6. 23 上告及び 上告受理申立て） 最高裁判所にて上告 棄却及び上告不受理 決定 （課徴金納付命令取 消請求）
5	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾	R3. 1. 6	最高裁	R4. 2. 10 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R4. 2. 27 控訴）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
		空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 3. 29		R5. 1. 25 東京高等裁判所にて控訴棄却判決（R5. 2. 8 上告及び上告受理申立て）（排除措置命令取消請求及び課徴金納付命令取消請求）
6	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
7	鹿島建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 6. 21	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
8	三条印刷株式会社による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4. 3. 4	東京地裁	（排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R4. 3. 29）（確定）

第9表 令和4年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	株式会社ラルズによる件 (食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p>	H31. 4. 24	東京高裁 R3. 3. 3	請求棄却判決 (R3. 3. 15 上告受理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>		最高裁 R4. 5. 18	上告不受理決定
2	株式会社エディオンによる件 (家電製品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 40億4796万円→30億3228万円 被審人と92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。</p>	R元. 11. 1	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
3	ダイレックス株式会社による件 (食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。 (不公正な取引方法(優越的地位の濫用))</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	R2.4.2	東京高裁	係属中
4	東洋シャッター株式会社による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5億2549万円→4億8404万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.29	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
5	三和ホールディングス株式会社ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 28億1540万円→27億5611万円 (被審人2名合計) 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	文化シャッター株式会社による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 17億8167万円→17億3831万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。</p>	R2.9.30	東京高裁	係属中
7	サクラパックス株式会社ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 6139万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.9	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
8	レンゴー株式会社ほか6名 による件 (東日本地区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製造 業者による価 格カルテル事 件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 46億6156万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中
9	レンゴー株式会社による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意(本件合意)することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億7044万円→10億6758万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎とな</p>	R3.3.10	東京高裁 R4.9.16	請求棄却判決 (R4.9.29 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		る売上額から控除すべきものと認めた。			
10	王子コンテナ 株式会社ほか10名による件 (東日本地区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製造 業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 27億1255万円→27億192万円 (被審人11名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。</p> <p>被審人王子コンテナ及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

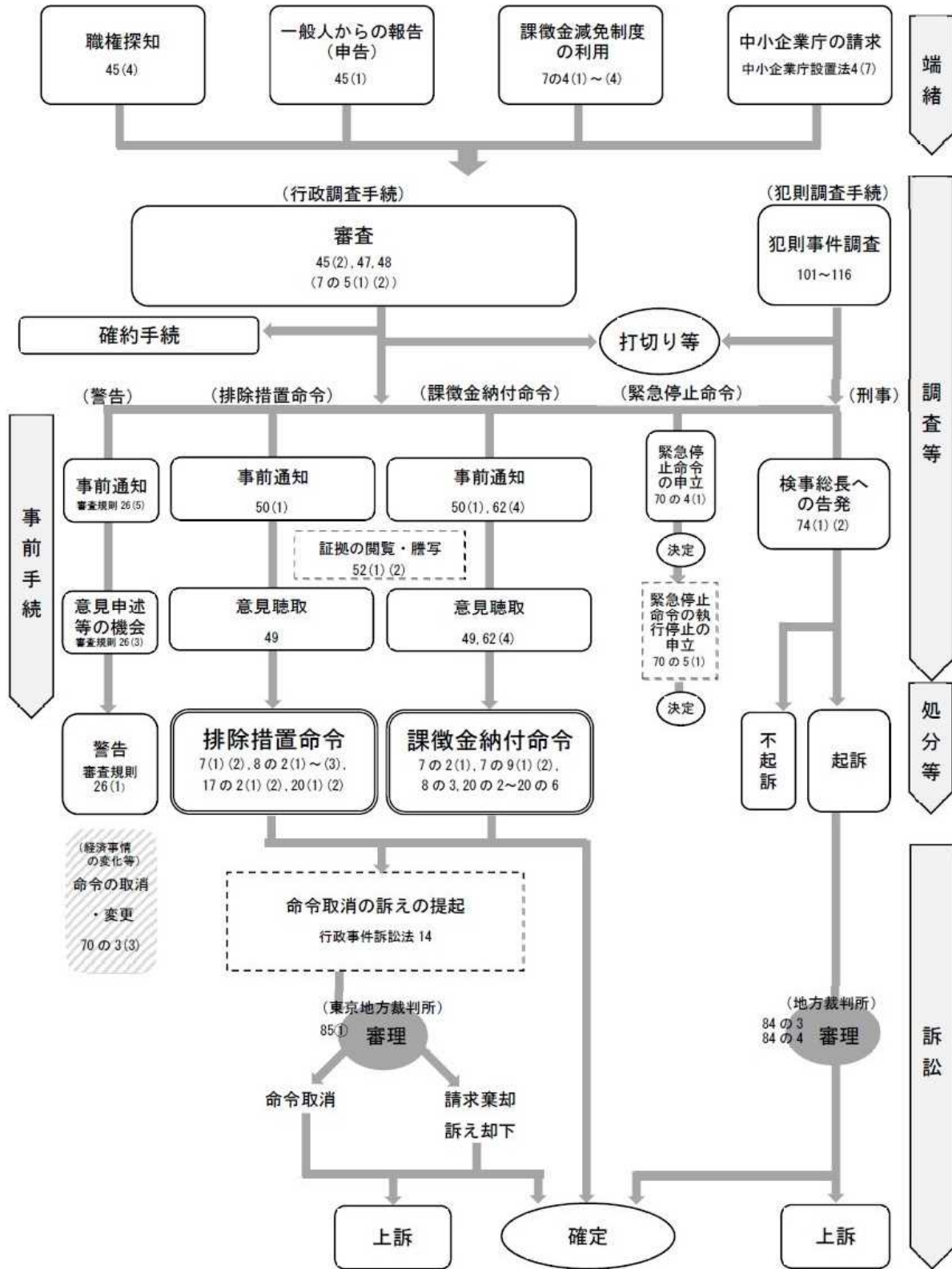
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	コバシ株式会社ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1億5871万円→1億5785万円 (被審人7名合計)</p> <p>被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。</p> <p>被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
12	福野段ボール 工業株式会社による件 (東日本地 区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製造 業者による価 格カルテル事 件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 2557万円→2529万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

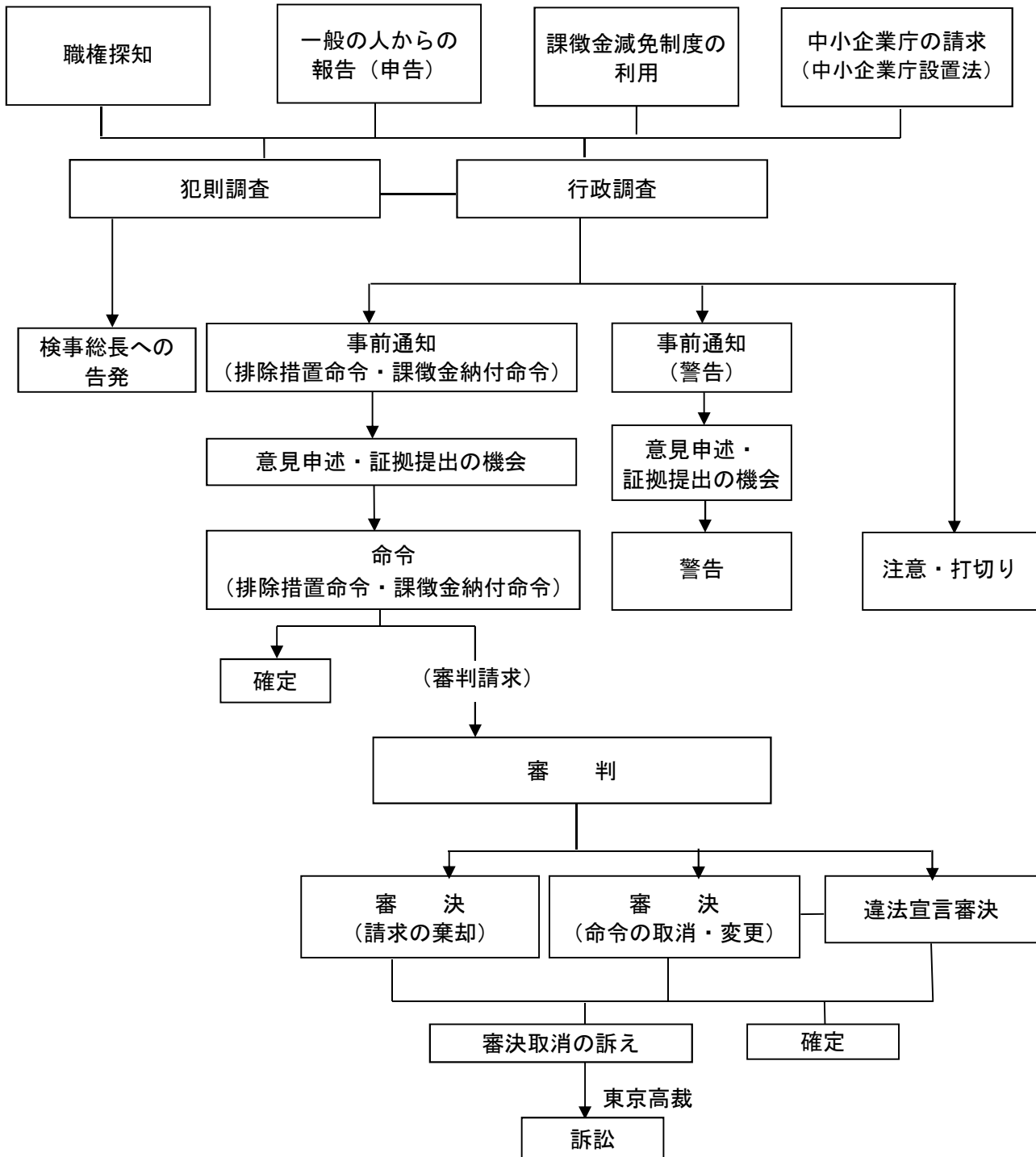
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
13	株式会社トー モクほか3名 による件 (東日本地 区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製造 業者による価 格カルテル事 件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 10億9211万円 (被審人4名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
14	株式会社ト モクによる件 (大口需要 者向け段ボール ケースの製 造業者による 価格カルテル 事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げること合意(本件合意)することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3. 3. 10	東京高裁 R4. 9. 16	請求棄却判決 (R4. 9. 29 上告及び上告受 理申立て)
		<p>【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。</p>		最高裁	係属中
15	東京コンテナ 工業株式会社による件 (東日本地 区に交渉担当 部署を有する 需要者向け段 ボールシート 又は段ボール ケースの製 造業者による 価格カルテル 事件)	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p> <p>被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。</p>	R3. 3. 10	東京高裁	係属中
		<p>【課徴金額に係る認定】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。</p>			

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



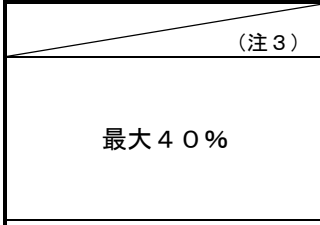
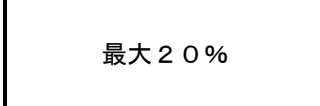
(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行（平成27年4月1日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

【課徴金減免制度】

1 制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、申請順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率が適用される（第7条の5第1項～第3項）。（注1）（注2）

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	=	適用される減免率
前	1位	全額免除	+		=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5%				最大45%
後	最大3社 (注4)	10%	+		=	最大30%
	上記以下	5%				最大25%

(注1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の6）。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の4第4項）。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

2 経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期にかかわらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われ、施行日以後に減免申請が行われた場合は、前記1のとおり、課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○ 旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）（注5）。

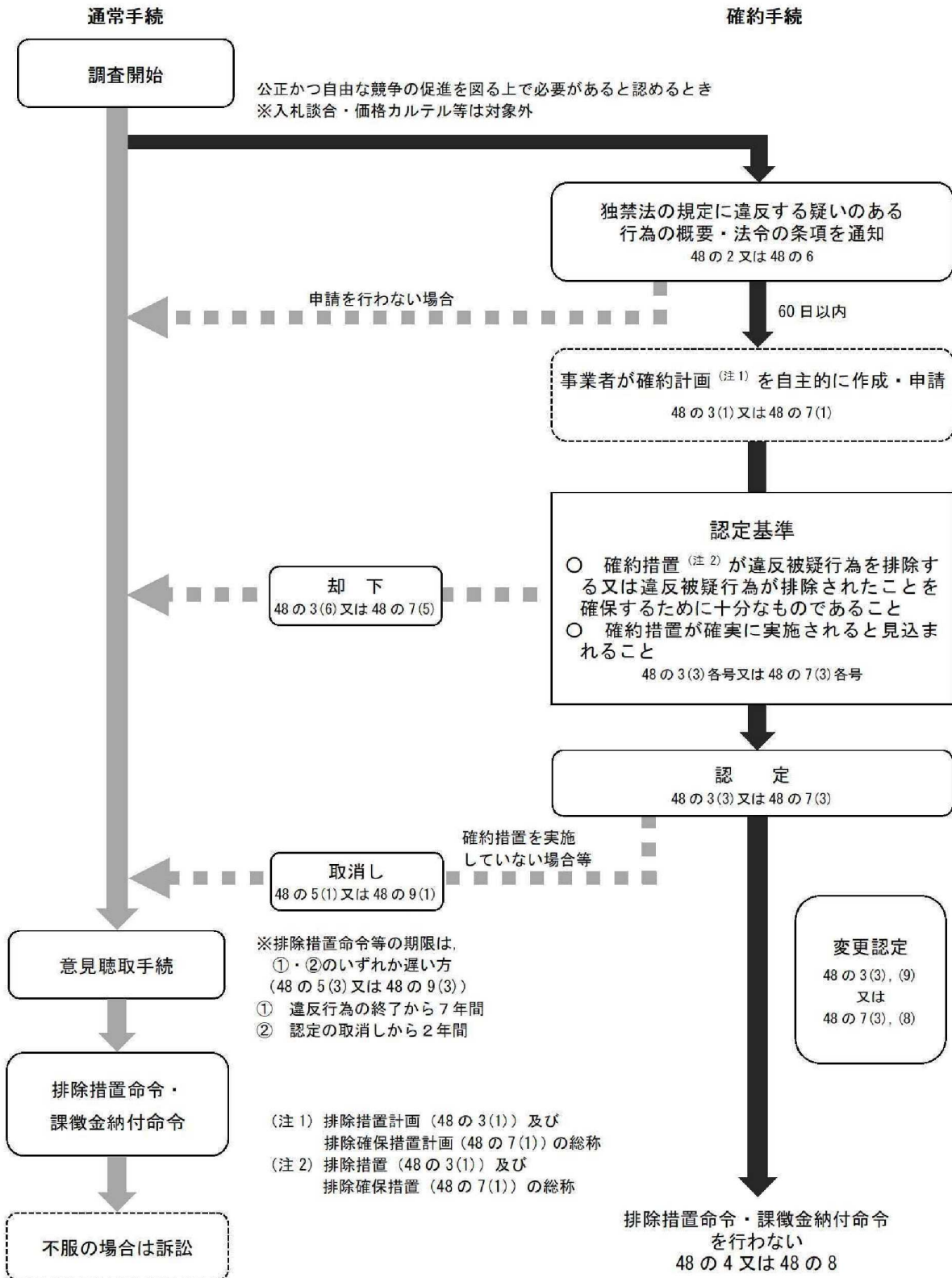
調査開始	申請順位	減免率
前	1位	免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	
後	最大3社(注6)	30%
	上記以下	

(注5) 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第7条の2第16項・第17項）。

(注6) 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。

【確約手続】

確約手続



令和4年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和4年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約60日であった（前年度は約67日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った関係事業者に注意後の改善状況を確認する、関係事業者の取引先事業者に現在の取引状況を確認する等の方法により、注意事案のフォローアップを行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和4年度は、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争の確保の観点から1件の公表、インボイス制度導入に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など55件の注意を行った。

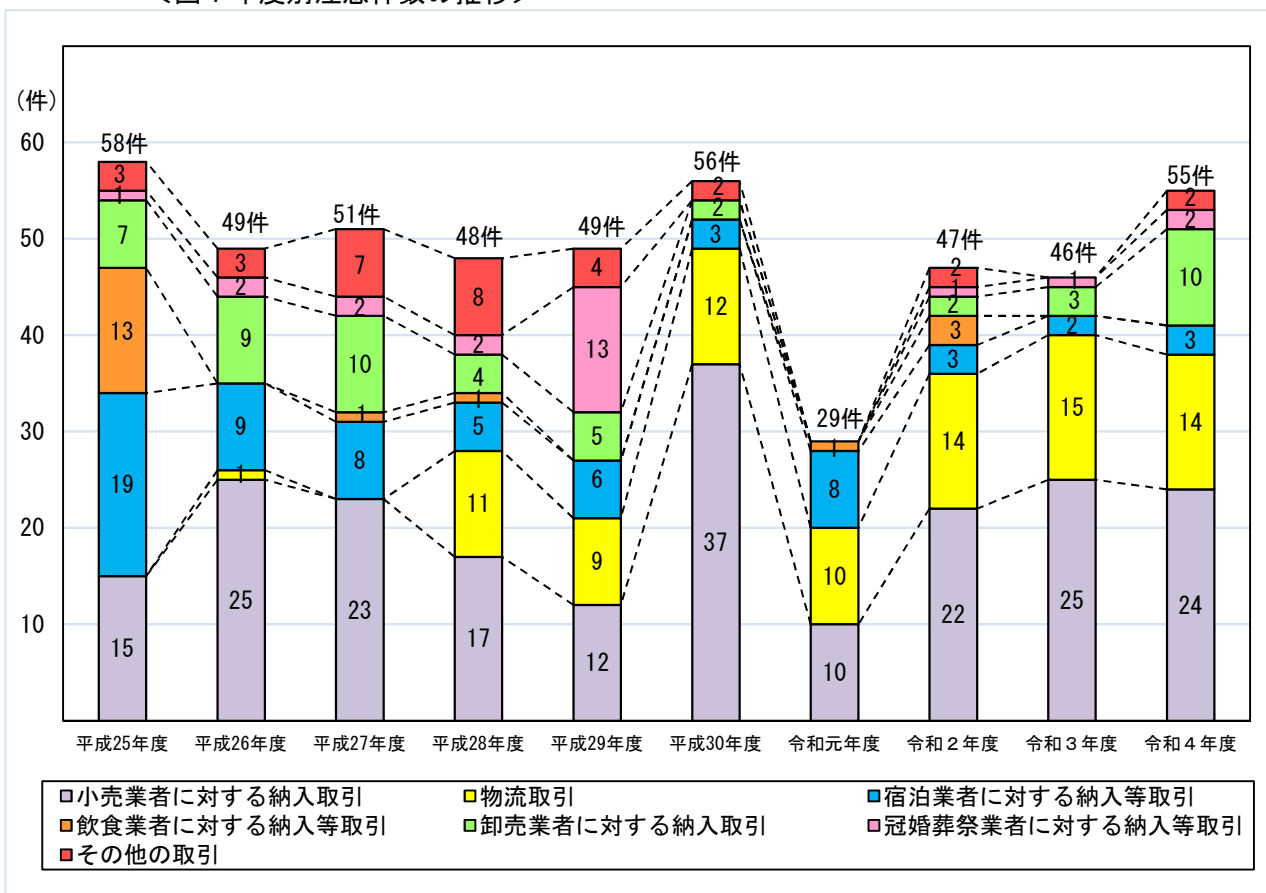
2 公表の概要

優越タスクでは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表した。公正取引委員会としては、サプライチェーンの中で行われる下請法又は独占禁止法違反事件について、上流又は下流での行為に原因がある場合においては、上流又は下流での行為に対しても下請法又は独占禁止法上の問題の有無の確認などの監視を行い、サプライチェーン全体での公正かつ自由な競争環境の確保に努めることとする。(令和4年12月22日 公表)

公正取引委員会は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取引先が、株式会社セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告をした後、これに関連して、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした。

3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った55件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が24件と最も多く、次いで物流取引が14件、卸売業者に対する納入取引が10件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が2件、その他が2件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が54件中20件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が12件となっている。

また、物流取引については、「減額」が35件中11件と最も多く、次いで「支払遅延」が7件となっている。

さらに、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が15件中6件であり、次いで「減額」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が22件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」及び「減額」がいずれも20件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	12	4	3	0	1	2	0	22
協賛金等の負担の 要請	9	1	1	0	6	0	1	18
従業員等の派遣の 要請	20	0	0	0	0	0	0	20
その他経済上の 利益の提供の要請	1	3	1	0	0	1	0	6
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	7	0	0	0	2	0	0	9
支払遅延	0	7	1	0	0	0	0	8
減額	4	11	0	0	5	0	0	20
取引の対価の一方 的決定	1	0	0	0	1	0	1	3
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	5	0	0	0	0	0	5
その他	0	4	0	0	0	0	0	4
合計	54	35	6	0	15	3	2	115

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(55件)と行為類型の内訳の合計数(115件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、新規開店及び改装開店に際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業や、総菜商品の調理作業等を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた時給を換算して支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) ホームセンターを営むBは、納入業者に対し、新規開店、改装開店及び棚替えに際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、弁当を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

購入・利用強制

- (3) スーパーマーケットを営むCは、バイヤーから、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、ワイン、うなぎ等の季節商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (4) スーパーマーケットを営むDは、納入業者に対し、改装開店に際し、自社の利益を確保するための費用を協賛金として、事前に算出根拠や用途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (5) 百貨店を営むEは、納入業者に対し、中元商戦や歳暮商戦の際に雇用するアルバイトの賃金に充てるための費用を協賛金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。

返品

- (6) スーパーマーケットを営むFは、納入業者に対し、買取条件で仕入れた商品について、売れ残りや商品の入替えにより棚から外れた際に、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

減額

- (7) スーパーマーケットを営むGは、納入業者に対し、商品の入替えにより棚から外れた商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、支払代金から減

額して支払っていた。

取引の対価の一方的決定

- (8) 農産物直売所を営むHは、納入業者に対し、委託仕入れにおける委託手数料について、十分な協議を行うことなく一方的に引き上げていた。

2 物流取引

減額

- (1) 建設機械器具の賃貸業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金を、支払う段階になってから値引きを要請し、これに応じた物流事業者に対する支払代金から要請した値引き分を差し引いて支払っていた。
- (2) 菓子の製造販売業を営むJは、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、「振込手数料」と称し、あらかじめ定めた支払代金から振込手数料相当額を上回る額を減額して支払っていた。

支払遅延

- (3) 化学薬品等の製造業を営むKは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、事務処理の手違いを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 農産物の販売事業等を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に運送代金を支払っていた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (5) 鋼材卸売業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込み及び荷卸しの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。
- (6) 農産物の販売事業等を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、物流事業者からの請求がなかったことを理由として、待機料を支払っていなかった。

購入・利用強制

- (7) 農産物の販売事業等を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供要請

- (8) 農産物の販売事業等を営むPは、運送業務を委託する物流事業者に対し、集荷場においてフォークリフトを使用した積込み作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むQは、取引先事業者に対し、調達部門の担当者から、Qが営む宿泊施設内で使用できる金券の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供要請

- (2) 宿泊業を営むRは、取引先事業者に対し、本来取引先事業者が負担する必要がないにもかかわらず、宿泊客向けのイベントで配布する景品とするための商品が無償で提供するよう要請していた。

支払遅延

- (3) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、月締めの支払代金が20万円を超える際、代金の65パーセントをあらかじめ定めた支払期日に支払い、残りの代金は翌月以降の支払として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。

4 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 食料品等の卸売業を営むTは、納入業者に対し、自社の利益を確保するための費用をキャンペーンの協賛金と称して、事前に算出根拠や用途等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (2) 建設設備機械等の卸売業を営むUは、納入業者に対し、事前に算出根拠や用途等を説明することなく、周年行事の際に、一定期間の取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。

減額

- (3) 服飾資材の卸売業を営むVは、納入業者に対し、支払代金に一定割合を乗じて算出した額を、あらかじめ定めた支払代金から減額して支払っていた。

取引の対価の一方的決定

- (4) ヘルスケア用品等の卸売業を営むWは、納入業者に対し、納入価格の引き上げをする場

合、その申請を6か月前までにするよう求めていた。(納入業者のコスト上昇分について、取引価格への反映時期を遅らせることにより、価格引上げの必要性について協議する場が失われ、6か月前まで従来どおりの取引価格に据え置かれるおそれがあった。)

5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

その他経済上の利益の提供要請

冠婚葬祭業を営むXは、取引先事業者に対し、結婚式場で開催する模擬挙式において、ヘアメイクや音楽演奏等の役務を無償で提供するよう要請していた。

6 その他の取引

取引の対価の一方的決定

イラストレーション制作業を営むYは、経過措置(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、業務委託先イラストレーターに対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税率である10パーセント相当額を取引価格から引き下げると一方的に通知していた。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。